

基発 0327 第3号
平成 30 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

第三者行為災害事務取扱手引の改正について

第三者行為災害に係る事務処理については、平成 29 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 6 号をもって指示しているところであるが、今般、標記事務取扱手引を別添のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期したい。

また、これに伴い、平成 21 年 12 月 28 日付け基発 1228 第 6 号「船員保険制度の統合に伴う労災保険給付事務取扱手引（船員分）の作成について」の別添「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」のうち、第 12 「第三者行為災害に係る事務処理」を削除するとともに、平成 29 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 6 号「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」は廃止する。

第三者行為災害事務取扱手引

平成 30 年 4 月

厚生労働省労働基準局

凡 例

- 本手引は、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたもの（以下「第三者行為災害」という。）について労災保険給付を行う場合の事務処理基準を示すものである。
- 第三者行為災害は、その大部分が自動車事故によると思料されるので、この手引は主としてこれに関する事務処理を中心として作成しているが、自動車事故以外のものについても同様に処理するものである。
- 法令の表示や用語の引用については、おおむね次の略語を用いた。

労災保険法 = 労働者災害補償保険法

自賠法 = 自動車損害賠償保障法

徴収法 = 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

債権管理法 = 国の債権の管理等に関する法律

第一当事者 = 被災労働者

第一当事者等 = 第一当事者又はその遺族

第二当事者 = 加害者

第二当事者等 = 第二当事者及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者

第三者 = 労災保険の保険関係外にいる者（政府、事業主及び受給権者以外の者）

自賠責保険 = 自動車損害賠償責任保険

自賠責共済 = 自動車損害賠償責任共済

自動車保険等 = 自動車保険及び自動車共済

人傷保険 = 人身傷害補償保険

保険会社等 = 自賠責保険等又は自動車保険等を取り扱う損害保険会社並びに、自賠責共済

若しくは自動車共済を取り扱う、農業協同組合等、消費生活協同組合等又は

事業協同組合等

受給者 = 労災保険給付を受けた者

受給権者 = 労災保険給付を受けるべき者

署 = 労働基準監督署

署長 = 労働基準監督署長

局 = 都道府県労働局

局長 = 都道府県労働局長

厚労省 = 厚生労働省の担当部局の長

防衛省 = 防衛省の部隊又は機関の長

三者システム=労災行政情報管理システムにおける第三者行為災害事務処理支援機能

ADAMS=官庁会計事務データ通信システム

受付台帳=第三者行為災害情報受付台帳

処理経過簿=様式第 11 号「第三者行為災害処理経過簿」

督促状 = 様式第 7 号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について」

通知書 = 保険給付（求償権取得・債権発生）通知書

通知書リスト=保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト

通知書等=通知書及び通知書リスト

決議書 = 債権調査確認及び歳入調査決定決議書

請求書 = 様式第 2 号(4)「第三者行為災害による損害賠償の請求について」

確認書=第三者行為災害債権確認書

確認決議書=債権確認調査決定（変更）決議書

被害者請求権等 = 自賠責保険等に対する被害者請求権及び自動車保険等に対する請求権者の直接請求権

下回り示談 = 第一当事者等が保険会社等に対して本来請求できる金額を下回って成立した示談

全部示談 = 労災保険給付を含む全損害のてん補を目的とする示談

任意一括払い = 自動車保険等を引き受けている保険会社等が自賠責保険等を含めて一括する取扱い

損害賠償金等 = 第二当事者等又は保険会社等が第一当事者等に対して支払った損害賠償金又は保険金

損害賠償受領日 = 第一当事者等が保険会社等又は第二当事者等より損害賠償金（保険金含む。）を受領した日

判例タイムズ=別冊判例タイムズ第 1 号「民事交通訴訟における過失相殺等の認定基準」

二当不明事案=第二当事者が不明の事案

○主な改正点

- 1 業務簡素化、効率化の観点からの事務処理見直し
 - (1) 求償予告を局実施業務とする変更
 - (2) 各種様式について、一部を除いて公印不要とする他、利便性向上のための変更
 - (3) 自賠先行事案を長期末決の管理対象外とする変更
 - (4) 局、署における事案の進行管理の実施時期を 1 か月に 1 度から四半期に 1 度に変更
 - (5) 船舶等の衝突等による第三者行為災害の過失割合に係る本省協議の廃止
- 2 求償額計算方法の明確化
- 3 債権管理事務に関して、委託事業の活用方法等を追記するなど、記述の明確化、その他、所要の改正を行った。

なお、本手引中の様式の記載例等を掲載しているページについて、三者システムの Excel 帳票作成ツール（詳細は機械処理手引XII-4-(1)-1 参照）から作成可能な様式については、「【Excel 帳票作成ツール対応】」と記載している。

また、三者システムから定期的又は任意に出力可能な帳票様式のうち主なものを「三者システムから出力される帳票一覧」(P. 179～) に示す。当該帳票の記載例等を掲載しているページには「【三者システムからの出力帳票】」と記載している。

第三者行為災害事務取扱手引目次

第1章 第三者行為災害における支給調整事務の基本等

第1 第三者行為災害とは	1
1 第三者行為災害の成立要件	1
(1) 保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること	1
(2) 第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていること	1
2 支給調整を行う趣旨	2
3 第三者行為災害と自動車損害賠償保障制度	2
(1) 自動車損害賠償保障制度	2
(2) 第三者行為災害との関係	3
4 事業主責任災害との差異	3
第2 支給調整の根拠	4
1 求償	4
(1) 労災保険法第12条の4第1項に基づく求償権の効力	4
(2) 労働基準法に基づく使用者の災害補償責任との関係	5
(3) 求償の相手	5
2 控除	6
第3 支給調整の対象	7
1 支給調整の対象となる損害	7
2 支給調整を行う期間	7
(1) 求償を行う期間の考え方	7
(2) 控除を行う期間の考え方	8
3 第三者行為災害と人身傷害補償保険制度	8
(1) 人身傷害補償保険とは	8
(2) 第三者行為災害との関係	9
4 損害賠償と示談	10
(1) 示談の効力	10
(2) 示談と労災保険給付の関係	10
第4 求償権行使の差し控え	11
1 同一事業主に雇用され同一の作業場所で作業を行う同僚労働者の加害行為による災害	11
2 同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による災害（徴収法第9条に基づき保険関係が一括されている事業の事業主に限る。）	12
3 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害（元請と下請の関係又は下請相互の関係にある場合も含む。）	13

(1) 同一の作業場の判断基準	13
(2) 危険性の共有の判断基準	14
4 直系血族又は同居の親族等の加害行為による災害	15
5 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場に所属する労働者間の災害	16
 第5 三者システム	18
 第6 第三者行為災害事務における個人情報漏洩防止のための留意事項	18
1 誤送付防止に係る留意事項	18
(1) 基本的事項	18
(2) 第一当事者等へ文書を送付する場合	18
(3) 第二当事者等へ文書を送付する場合	18
(4) 保険会社等へ文書を送付する場合	19
2 紛失、誤廃棄防止に係る留意事項	19
 (参考)第三者行為災害に係る事務処理の流れ	20

第2章 署が行う事務処理

第1 請求人（第一当事者等）への指導	21
1 自賠先行と労災先行の取扱い	21
(1) 請求時効の教示	21
(2) 人傷保険該当事案の取扱い	21
2 第三者行為災害届の提出	22
(1) 第三者行為災害届の提出部数	22
(2) 第三者行為災害届に添付すべき書類	22
(3) 第三者行為災害届の提出時期	22
(4) 第三者行為災害届が提出されない場合の取扱い	22
【参考例】 第三者行為災害届の提出督促	23
(5) 第三者行為災害届を提出させる必要がない場合の取扱い	24
(6) 求償権行使の差し控えに該当する事案等に係る第三者行為災害届の取扱い	24
(7) 第三者行為災害届の記載要領	24
【記載例】 第三者行為災害届	28
(8) 第三者行為災害届に添付すべき書類の取扱いに当たっての留意事項	32
【記載例】(様式第1号)念書(兼同意書)	34
【記載例】(様式第3号)交通事故発生届	35
3 示談等についての指導	36
 第2 第三者行為災害届の受付等	36
1 第三者行為災害届の受付とシステム入力	36

2 第三者行為災害届の記載内容の審査	37
3 第三者行為災害届の添付資料の審査	37
第3 第三者行為災害報告書の受付等	37
1 第三者行為災害報告書の提出依頼	37
(1) 提出依頼に当たっての留意事項	37
(2) 第三者行為災害報告書を提出させる必要がない場合	37
2 第三者行為災害報告書の受付	37
【記載例】 第三者行為災害報告書	38
【記載例】(様式第4号) 第三者行為災害報告書の提出について(依頼)	40
第4 進行管理	41
1 第三者行為災害情報受付台帳の定期的な決裁	41
2 第三者行為災害処理経過簿(様式第11号)の定期的な決裁	41
3 長期未決事案に係る取り扱い	42
【出力例】 第三者行為災害情報受付台帳	43
【出力例】(様式第11号) 第三者行為災害処理経過簿	44
【出力例】 第三者行為災害未処理事案リスト	46
第5 第三者行為災害に関する支給調整に係る調査	47
1 調査の方法及び時期	47
(1) 通信調査	47
(2) 実地調査	47
2 調査復命書の作成	47
3 第二当事者等に対する調査	48
4 保険会社等に対する調査	48
(1) 保険会社等に対する照会方法	48
(2) 保険会社等から回答が得られない場合の対応	49
【記載例】(様式第5号) 労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会	50
【記載例】(様式第6号) 損害賠償等につき回答	51
【記載例】(様式第7号) 損害賠償等についての照会に対する回答の提出について	53
【参考】「自賠責保険損害調査報告書 兼 支払報告書」	54
(3) 人傷保険該当事案の取扱い	55
【記載例】(様式第13号) 労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ	56
【記載例】(様式第14号) 労働者災害補償保険の給付状況等についての照会	57
【記載例】(様式第15号) 労働者災害補償保険の給付状況等についての回答	58
5 当当事者の過失割合に関する調査等	59
(1) 過失割合に関する意見	59
(2) 過失割合に関する調査等の省略	59

第6 支給調整	59
1 支給調整に係る事務処理の基本	60
(1) 自動車によって生じた第三者行為災害の場合	60
(2) 自動車以外によって生じた第三者行為災害の場合	60
2 自賠責保険等のみが支払われる場合の事務処理	60
(1) 自賠先行で被害者請求が行われ保険金が支払われているか仮渡金の請求が行われている場合	60
(2) 自賠責保険等へ被害者請求が行われているが保険金が未だ支払われていない場合	61
(3) 自賠先行で加害者請求が行われている場合	61
(4) 自賠責保険等の管轄店から署長に対し第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合	61
(5) 自賠責保険等の管轄店に対して第一当事者等より被害者請求が行われていない場合	62
3 自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合の事務処理	62
(1) 任意一括扱い事案の事務処理	62
(2) 自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理	62
4 第二当事者等より損害賠償金を直接受領する場合の事務処理	62
5 自賠責保険等及び自動車保険等に対して被害者請求等が行われている場合の留意事項	62
6 支給決定前に示談が成立している場合の取扱い	62
(1) 真正な全部示談が成立している場合の取扱い	63
(2) 真正な全部示談とは認められない場合の取扱い	63
第7 保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知	64
1 保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知の意義	64
2 三者システムによる債権発生の通知	64
3 債権発生の通知に係る留意事項	64
(1) 署長の決裁	64
(2) 決議後の三者システムへの登録及び確認	65
(3) 災害発生から3年経過間際にあって保険給付が行われる事案の場合	65
(4) 同一事案について不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合	66
【出力例】保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト	67
【出力例】保険給付（求償権取得・債権発生）通知書	68
4 求償権行使の差し控えに該当する事案の取扱い	69
(1) 署長判断に係る決裁	69
(2) 三者システムへの登録及び確認	69
(3) 災害発生から3年経過間際にあって保険給付が行われる事案の場合	69
第8 控除	70
1 原則的控除方法	70

(1) 控除の対象となる損害賠償金等の範囲	70
(2) 控除を行う期間	71
(3) 再発の取扱い	71
2 具体的控除方法	71
(1) 療養（補償）給付及び休業（補償）給付の控除	71
【控除の例】	72
(2) 傷病（補償）年金の控除	76
(3) 障害（補償）給付の控除	76
(4) 介護（補償）給付の控除	78
(5) 遺族（補償）給付の控除	78
(6) 葬祭料（葬祭給付）の控除	79
(7) 未支給の労災保険給付の控除	79
3 控除に当たっての留意事項	80
(1) 労災保険の受給権者と保険会社等から支払われた保険金の受領者が異なる場合	80
(2) 真正な全部示談が成立している事案における年金給付の取扱い	80
(3) 労災先行で年金給付した事案の控除期間中における示談状況等の把握について	80
4 年金給付の支給調整に伴う事務処理	80
(1) 年金給付の支給停止等	80
(2) 支給停止及び支給停止解除の機械処理	81
 第9 第二当事者が不明の場合	82
1 請求時から不明の場合	82
(1) 第二当事者に係る調査	82
(2) 三者システム上の処理等	82
2 初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合	82
3 所在不明者に係る調査の外部委託について	83
 第10 海外で発生した第三者行為災害	83
1 控除に係る取扱い	83
2 求償に係る取扱い	83
(1) 求償を行う場合	83
(2) 三者システム上の処理	84
 第11 派遣先求償	84
1 派遣先事業主に求償すべき事案	84
(1) 派遣労働者に係る労働災害であること	84
(2) 当該災害について派遣先事業主が損害賠償責任を負っていること	84
(3) その他	85
2 支給調整等の事務	85
(1) 第三者行為災害届等の受付等	85
(2) 過失割合の調査等	85

(3) 控除	86
(4) 求償	86
(5) 求償権行使の差し控え	86
(6) その他	86
 第 12 船員に係る第三者行為災害	86
1 対象となる事故等	86
2 船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等	87
3 第三者行為災害届に添付する資料	87
4 過失割合の調査	87
5 求償差し控え	87
 第 13 文書の管理	87

第3章 局が行う事務処理

 第 1 債権の調査確認・決定及び納入告知までの進行管理	88
1 リストの作成	88
(1) 債権の把握時期	88
(2) 処理状況の概要の記録	88
2 リストの定期的な決裁	88
 第 2 債権の調査確認及び決定	89
1 債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿の作成	89
(1) 債権の調査確認	89
(2) 請求書(案)の作成	89
(3) 求償予告	90
【記載例】(様式第 8 号) 損害賠償請求の予告について	92
(4) 債権調査確認決定決議	93
(5) ADAMSへの登録方法	93
(6) 災害発生から 3 年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合	94
2 決議書の編てつ及び保存	94
 第 3 求償額の算出方法	95
1 労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額	95
2 第一当事者等に生じた損害額の算出方法	96
(1) 治療費	96
(2) 休業損害	96
(3) 障害による損害	97
(4) 死亡による損害	98

(5) 介護損害	99
(6) 労災保険の給付又は特別支給金を支給していないが、第二当事者等から 労災保険の支給項目に対応する損害賠償が行われている場合	99
3 第二当事者に生じた損害額の算出方法	101
4 過失相殺等	101
(1) 過失割合の認定	101
(2) 第一当事者に過失が認められる場合の過失相殺	102
(3) 第二当事者にも損害が生じている場合の控除	102
(4) 第一当事者等に生じた損害額が自賠責保険金額以内に収まる場合の取扱い	102
5 求償額	103
(1) 算出方法の原則	103
(2) 総損害額が確定している場合の算出方法	104
(3) 求償額の端数処理	105
6 請求書の記載要領	105
(1) 算定基礎内訳①欄	106
(2) 算定基礎内訳②欄	106
(3) 算定基礎内訳③欄	107
(4) 「連絡等事項、備考」欄	108
(5) 保険会社等以外に求償する場合	109
(6) その他記載に当たっての留意事項	109
【請求書記載例】1 自賠責保険等に対して請求を行う場合	110
【請求書記載例】2 自賠責保険等に対して重過失減額して請求を行う場合	111
【請求書記載例】3 任意一括で被災者の過失相殺後の損害額が自賠責保険 (共済) 金額を下回る場合	112
【請求書記載例】4 任意一括で被災者の過失相殺後の損害額が自賠責保険 (共済) 金額を上回る場合	113
【請求書記載例】5 自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して請求する場合	114
【請求書記載例】6 自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して総損害確定後 に請求する場合	115
【請求書記載例】7 自賠責保険等と自動車保険に別々に請求する場合の 自動車保険等への請求書記載時の注意事項	116
第4 納入の告知等	117
1 納入告知等の基本的取扱い	117
(1) 保険会社等に納入告知書を送付する際の留意事項	117
(2) 保険会社等以外に納入告知書を送付する際の留意事項	118
2 納入告知等の方法	118
(1) 納入告知書の発行	118
(2) 自賠責保険等に求償する場合	119
(3) 履行期限の例外的取扱い	120
(4) 求償する際の添付書類	121

(5) 納入告知実施後の第三者システム上の処理	122
3 時効	122
第5 調定変更手続	123
第6 求償権行使の差し控えの決定等	123
1 求償権行使の差し控えの決定方法	123
(1) 局が行う調査	123
(2) 求償権行使の差し控え事案に該当しない場合	123
(3) 災害発生から3年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合	123
2 決裁済み文書の編てつ、保存及び債権管理	124
第7 第二当事者不明事案	124
1 請求時から不明の場合	124
(1) 第二当事者に係る調査及び第三者システム上の処理	124
(2) 債権管理	125
2 初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合	125
(1) 第二当事者に係る調査	125
(2) 債権管理	125
3 所在不明者に係る調査の外部委託について	125
第8 海外で発生した第三者行為災害	126
1 原則的取扱い	126
2 求償を行う場合	126
第9 派遣先求償	126
1 派遣先事業主に求償すべき事案に係る疑義	126
2 求償事務	126
(1) 過失割合の決定	126
(2) 納入告知等	127
(3) 求償権行使の差し控え	127
第10 船員に係る第三者行為災害	127
第11 その他求償権行使する際の留意事項	127
1 控除前相殺説と控除後相殺説	127
2 保険会社等と損害の範囲について意見の相違がある場合	128
3 複数の損害賠償請求権が競合する場合	128
4 一般法と特別法の関係	129
5 製造物責任法に基づく損害賠償	129
6 第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の求償の取扱い	129

(1) 第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の考え方	129
(2) 競合事案の事務処理	130
 第 12 債権管理	130
1 債権管理簿への登記	130
2 組織的な債権管理	130
(1) 債権回収計画の策定	130
(2) 収納未済債権リストの定期的な決裁等	131
3 督促手続	131
4 強制履行手続等	131
(1) 強制履行手続	131
(2) 徴収停止	132
(3) 履行期限の延期	133
(4) 債権のみなし消滅と不納欠損処分	134
【参考】徴収停止と不納欠損の整理	135
5 延滞金	135
(1) 延滞金の徴収	135
(2) 充當順	136
6 多数債務者に対する債権の管理	136
7 三者システムの活用	136
8 委託事業を活用した債権管理	136
(1) 基本的な考え方	136
(2) 委託事業の具体的な活用方法	137
【参考】委託事業を活用した債権管理の流れ	139

第 4 章 特殊な場合の調整

第 1 国に損害賠償責任が認められる場合	140
第 2 地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合	140
第 3 防衛省職員の不法行為による災害の場合	140
1 関係機関への通知	140
2 労災保険給付と損害賠償金の調整	141
3 求償	141
第 4 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合	142
1 損害賠償請求権	142
2 労災保険給付と損害賠償金の調整	142
(1) アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者がその職務を行う際に行った不法	

行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合	142
(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者がその職務外で行った不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合	143
第5 外国船上において日本人労働者が被災した場合	144
第6 航空機による災害の場合	144
1 災害発生地が国内にある場合	144
2 災害発生地が国外にある場合	144
第7 原子力損害が生じた場合	145
1 原賠法による賠償と労災保険法の規定による給付との調整について	145
2 労災保険からの第三者に対する求償について	145
(1) 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合	145
(2) 原子力事業者の従業員以外の者が原子力損害を受けて政府が労災保険給付を行う場合	146
様式	147
三者システムから出力される帳票様式一覧	188
参考様式等	206

第1章 第三者行為災害における支給調整事務の基本等

第1 第三者行為災害とは

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付等を行うことを目的としているが、その保険給付の原因となった業務災害又は通勤災害が保険関係外にいる者（以下「第三者」という。）、すなわち「保険者である政府、保険加入者である事業主及び保険給付を受けるべき者（以下「受給権者」という。）である被災労働者（以下「第一当事者」という。）又はその遺族以外の者」の加害行為等によって発生する場合があり、保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって発生した場合を、労災保険においては特に「第三者行為災害」と称している。

この第三者行為災害には、当該災害が第三者の直接の行為によって発生したもののみならず、当該災害について直接の行為者ではない第三者が損害賠償責任を負う場合も含むものである。

1 第三者行為災害の成立要件

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立するためには、次の2要件を満たす必要がある。

- ① 保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること
- ② 第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていること

(1) 保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること

ア 「保険給付の原因となった災害」とは、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう。

イ この場合の「第三者」とは、当該災害に係る保険関係の当事者（政府、事業主及び第一当事者等）以外の者であって当該災害について損害賠償責任を有する者を意味する。

ウ 第三者行為災害には、人の加害行為によって災害が発生した場合のみならず、土地の工作物等の設置又は保存に瑕疵があり、民法第717条の規定に基づきその占有者又は所有者が損害賠償責任を負う場合、及び動物の加害によって災害が発生した場合でその占有者等が民法第718条の規定に基づき損害賠償責任を負う場合等も含まれる。

（参考）民法 第717条 [土地の工作物等の占有者及び所有者の責任]

民法 第718条 [動物の占有者等の責任]

(2) 第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていること

民法又はそれ以外の法令の規定に基づき、第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていることが必要である。

ア 損害賠償責任を負う者

労災保険の受給権者である第一当事者又はその遺族（以下「第一当事者等」という。）に対して損害賠償責任を負う者としては、加害行為に起因して不法行為責任を負った加害者（以下「第二当事者」という。）だけではなく、民法第715条に基づき使用者責任を負う使用者や自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第3条に基づき運行供用者責任を

負う運行供用者等が考えられる。

イ 損害賠償請求権が生じない場合

第一当事者に故意や10割の過失が認められる場合には、相手方に損害賠償責任は認められず、したがって、政府が取得すべき請求権も存在しないことから、第三者行為災害には該当しないので注意すること。

2 支給調整を行う趣旨

第三者行為災害は、一般に災害の発生について、「第三者」の行為が介在するため、第一当事者等は、労災保険に対する保険給付請求権を取得すると同時に、当該第三者に対しても不法行為又は債務不履行等による損害賠償請求権を取得することとなるが、同一の事由について重複して損失が填補されることとなれば、第一当事者等は実際の損害額よりも多くの支払を受けることとなり不合理な結果を招くことになる。また、第一当事者等に填補されるべき損失は、最終的には政府によってではなく、災害の原因となった加害行為等に基づき損害賠償責任を負う第三者が負担すべきものであると考えられる。

このため、労災保険法では、第12条の4において保険給付と民事損害賠償との調整について定め、第三者行為災害について、先に政府が保険給付をしたときは、政府は保険給付を受けた者（以下「受給者」という。）が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の限度で取得するものとし、受給権者が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができるとしている。

（参考） 労災保険法 第12条の4 [第三者の行為による事故]

3 第三者行為災害と自動車損害賠償保障制度

(1) 自動車損害賠償保障制度

第三者行為災害はその大部分が交通事故であり、その場合には労災保険による給付は自賠責保険や自動車保険等の自動車損害賠償保障制度による支払と競合することになる。

自動車損害賠償保障制度には、自賠責保険、自賠責共済（以下「自賠責保険等」という。）、自動車保険、自動車共済（以下「自動車保険等」という。）及び政府の自動車損害賠償保障事業があるが、それぞれの保険金の支払は次のとおり行われる。

ア 自賠責保険等の保険金

自賠責保険等については自賠法においてその保障内容が定められている。具体的には「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号。以下「支払基準告示」という。）に基づき統一的な支払事務が行われる。

イ 自動車保険等の保険金

自動車保険等については、保険商品ごとの保険約款に基づき保険金の支払事務が行われる。対人賠償の内容は概ね共通しているが、支払範囲や示談交渉の有無、支払日等については約款により異なる可能性があるため、第二当事者が契約する保険商品の内容を確認する必要がある。

ある。

ウ 政府が行う自動車損害賠償保障事業

政府が行う自動車損害賠償保障事業は、自賠責保険等の契約を締結していない自動車による事故や、ひき逃げにより加害者不明の事故で損害を受けた被害者が、加害者から損害賠償を受けられない事態が生じることを防止するための救済措置として設けられているものであり、労災保険の給付を受けられる場合には、自動車損害賠償保障事業からの支払は行われない。

(2) 第三者行為災害との関係

自賠責保険等又は自動車保険等については、当該保険金の支払が、損害賠償の原因となった災害につき法律上の責任を負う者の被災者に対する損失填補の義務が免除される結果をもたらすものであり、自賠責保険等又は自動車保険等を取り扱う損害保険会社並びに、自賠責共済若しくは自動車共済を取り扱う、農業協同組合等、消費生活協同組合等又は事業協同組合等（以下「保険会社等」という。）は、不法行為責任を負う加害者等と同じ立場に立つこととなり、政府は保険会社等が支払うことになる保険金についても、加害者等が支払うことになる損害賠償金と全く同様に求償等の支給調整を行うことが可能になる。

政府が行う自動車損害賠償保障事業については、当該事業からの支払の際に労災保険給付との支給調整が行われるため、労災保険給付を行う際には支給調整を行う必要がない。

4 事業主責任災害との差異

同一災害について、民事損害賠償と労災保険給付とが行われるケースとしては、第三者行為災害と事業主責任災害がある。

第三者行為災害とは、労災保険給付の原因となった災害が保険関係の局外者である第三者の行為によって生じたものであって、当該第三者が第一当事者等に対して民事上の損害賠償の責めを負う場合をいうが、これに対し事業主責任災害とは、労災保険給付の原因となった災害が労災保険料を負担している事業主の行為によって又は事業主の責任の下において生じたものであって当該事業主が第一当事者等に対して民事上の損害賠償の責めを負う場合をいうものである。

両者を比較すると、第三者行為災害は災害に係る賠償責任を保険関係の局外者である第三者が負い、一方、事業主責任災害は保険料負担者である事業主がこれを負うために、前者については、保険料と損害賠償の重複負担という問題について考慮する必要は生じないが、後者についてはこれを考慮する必要がある点に差異が認められる。

なお、事業主責任災害に係る支給調整については、労災保険法第64条に基づき行うものである。

第2 支給調整の根拠

第三者行為災害に係る事案について労災保険の請求が行われた場合については、労災保険法第12条の4に基づき支給調整を行うこととなる。

1 求償

労災保険法第12条の4第1項は、いわゆる「求償」について定めた規定である。求償とは、基本的には第一当事者等が第二当事者及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者等（以下「第二当事者等」という。）に対して有する損害賠償請求権を政府が保険給付と引換えに取得し、政府が取得した損害賠償請求権を直接第二当事者等に対して行使することであるが、それだけではなく第一当事者等が自賠法第16条第1項の規定により保険会社等に対して行使することができる被害者請求権及び自動車保険等（対人賠償保険）の保険約款に基づき保険会社等に対して行使することができる請求権者の直接請求権（以下「被害者請求権等」という。）を政府が保険給付と引換えに取得し、政府が取得した被害者請求権等に基づいて保険会社等に対して保険金の支払を請求することも含まれるものである。

すなわち、同項に規定されている「保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権」とは、第一当事者等に対する労災保険給付の原因となった災害について法律上の賠償責任を負う者に対して有する損失填補の請求権を意味するにとどまらず、保険会社等に対して有する請求権であっても、それが第一当事者等の損害の填補を内容とするものであり、かつ、その行使により労災保険給付の原因となった災害につき法律上の賠償責任を負う者の第一当事者等に対する損害填補の義務が免除される結果をもたらすことになるものであれば、そうした請求権も含むと解することができる。

(1) 労災保険法第12条の4第1項に基づく求償権の効力

労災保険法第12条の4第1項の規定による請求権の取得は政策的見地から特に法律が認めた効果であり、法定要件の具備とともに当事者の意思表示を待たずして当然に効力が発生し、第二当事者等に対抗するために格別の要件を必要としていない。

したがって、同条同項に基づく求償権の取得は、債務者の承認を要件とせず対抗要件も不要であるという点で民法第422条の「損害賠償による代位」や民法第500条の「法定代位」と同一であり、債務者の承認が要件で対抗要件についても債権譲渡の対抗要件の規定が準用されている民法第499条の「任意代位」とは異なっている。

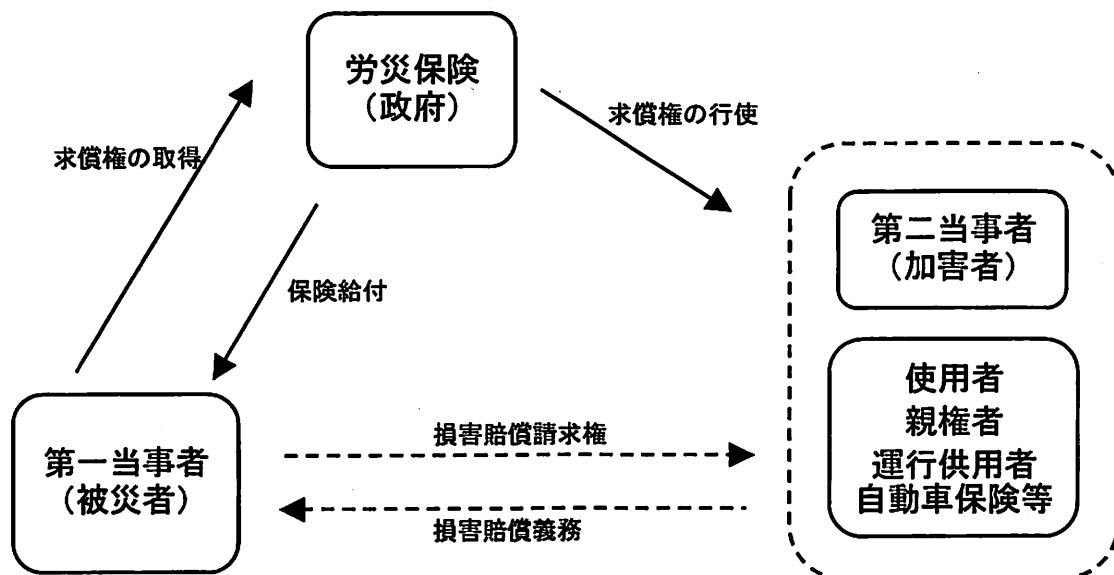
さらに、保険給付の価額の限度で求償権を行使するという点で、債務の一部を弁済した場合でもその「価額に応じて」権利を行使できることになっている「任意代位」及び「法定代位」に類似し、債権者が債権の目的たる物又は権利の価額の全部を受けたときに代位の効果が発生するとされている「損害賠償者の代位」と異なるが、「任意代位」や「法定代位」については一部弁済の場合には民法第502条に基づき「債権者とともにその権利を行使する」とされているので、単独で権利を行使できる労災保険法上の求償権は民法上の代位と比べてより強力な権利といえることになる。

ただし、民法上の代位はいずれも債務者に対して債務の弁済をした効果として生じるものであるが、労災保険法第12条の4第1項は、労災保険を管掌する政府の管理権に基づいて法律上認められたものであり、政府が第二当事者等の債務を弁済しているわけではないことはいうまでもない。

(2) 労働基準法に基づく使用者の災害補償責任との関係

労働基準法に基づく使用者の災害補償責任については、労災保険法第12条の4第1項のような調整規定は存しないところであるが、第一当事者等が被った損失の二重填補を認める合理的理由も見いだし難いところから、労災保険上の取扱いと同様に取り扱うのが適当であると解されており、内閣法制局の意見も、損害の発生について故意又は過失のある第三者がその負担を免れ、そのような主観的要件を備えない使用者に負担を帰属させることは条理上容認できない（昭和32年2月19日法制局1発第7号）とし、判例も、使用者が第三者の損害賠償に先立って災害補償責任を尽くした場合は「民法第422条を類推」して第一当事者が第三者に対して有する損害賠償請求権を使用者に代位取得させるべきである（最高裁第3小法延判決 昭和36年1月24日日海荷受事件）としている。

労災保険法第12条の4第1項の関係



- (参考) 民法 第422条 [損害賠償による代位]
第499条 [任意代位]
第500条 [法定代位]
第502条 [一部弁済による代位]
第715条 [使用者等の責任]
自賠法 第3条 [自動車損害賠償責任]
第16条 [保険会社に対する損害賠償額の請求]

(3) 求償の相手

求償を行う相手は、第三者行為災害において労災保険給付の原因となった災害につき損害賠償責任を負う者となる。

損害賠償責任を負う者とは、不法行為責任を負う第二当事者、使用者責任を負う使用者、運行供用者責任を負う運行供用者等がある。また、保険金支払義務等を負う者としては、自賠責任保険等及び自動車保険等を取り扱う保険会社等がある。

ア 損害賠償責任及び保険金支払義務等を負う者の相互の関係

損害賠償責任を負う者も保険金支払義務を負う者も、第一当事者等又は第一当事者等の請求権を取得した政府に対しては、独立した債務者としての地位に立つことになり、それぞれ不真正連帯債務関係が成立することとなる。そのため、政府の求償権の行使は、第二当事者等と保険会社等に対して同時に行うことが可能である。

イ 連帯債務と不真正連帯債務

不真正連帯債務は、連帯債務と同様に債務者各自が別個独立の全部的な債務を負うものであるが、連帯債務のように連帯の意思（主観的共同意思）がないため、一方の債務について生じた事由が他方の債務に影響を及ぼすという絶対的効力の規定（民法第434条～第439条）の適用がない。この絶対的効力の規定は、請求による時効の中止を除いて、いずれも債務の消滅に関するものであり、債権者の権利を弱める結果になっているため、不真正連帯債務の方が債権者は有利な立場に立つことになる。

（参考）民法 第434条 [連帯債務者の一人に対する履行の請求] （請求の絶対効）

第435条 [連帯債務者の一人との間の更改] （更改の絶対効）

第436条 [連帯債務者の一人による相殺等] （相殺の絶対効）

第437条 [連帯債務者の一人に対する免除] （免除の絶対効）

第438条 [連帯債務者の一人との間の混同] （混同の絶対効）

第439条 [連帯債務者の一人についての時効の完成] （時効の絶対効）

2 控除

労災保険法第12条の4第2項は、いわゆる「控除」について定めた規定である。控除とは、保険給付の請求を行った者が、第二当事者等又は保険会社等から労災保険に先立って損害賠償金又は保険金（以下「損害賠償金等」という。）の支払を受けている場合に、労災保険が給付すべき額から、第一当事者等が受領した損害賠償金等の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合にのみ労災保険を給付することである。

第3 支給調整の対象

労災保険給付と第三者より支払われる民事損害賠償との支給調整の対象となるのは、労災保険の給付事由と同一の事由に基づく損害賠償に限られる。したがって、労災保険が業務災害又は通勤災害による稼得能力の損失を填補することを目的としており、精神的損害及び物的損害については、填補の対象としていないため、受給者が第三者から見舞金、香典等精神的苦痛に対する損害賠償や贈与と認められる金品を得たとしても、これらは原則として支給調整の対象とはならない。

1 支給調整の対象となる損害

通常支給調整の対象となる損害には次のようなものがある。なお、社会復帰促進等事業として支給される特別支給金は保険給付ではないので支給調整の対象とはならない。

- ① 治療費
- ② 休業による逸失利益
- ③ 身体障害による逸失利益
- ④ 介護費
- ⑤ 第一当事者の死亡による喪失利益
- ⑥ 葬儀費

2 支給調整を行う期間

求償については、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に保険給付を行ったものについて行うこととし、控除については、災害発生後7年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後7年以内に支払うべきものを限度として行うこととする。

(1) 求償を行う期間の考え方

求償とは前記第2の1のとおり、基本的には第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を政府が労災保険の給付と引換に取得し、政府が取得した損害賠償請求権を直接第二当事者等に対して行使することである。

したがって、政府が行う求償は、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を前提とするため、第一当事者等が有している損害賠償請求権に生じている時効の起算日等の事由は、そのままで政府が引き継ぐことになる。

そのため、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権（求償権）が民法上の不法行為責任（自賠法上の運行供用者責任の場合も同じ）である場合には、民法第724条に基づき第一当事者等が損害及び加害者を知った時、すなわち、一般的には災害発生日より3年間で消滅時効の期間が経過することとなる。

この場合、例えば第一当事者等が裁判上の請求を第二当事者に対して行っている事案のように、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権には時効中断の措置が講じられているものもあるが、事案の個別的な事情によって時効中断の有無が左右され、結果として訴訟が提起され時効が中断しているような事案についてのみ3年を超えて求償していくことになれば、時効の中断がない事案との均衡を失すこととなり、求償事務の唯一性が確保されな

いこととなる。

また、時効の中止事由があると認められるか否かをすべての事案について個々に確認していかなければならないこととなり、これに要する業務量は膨大なもので、行政効率の面からみて業務量の増大に見合った行政経済効果が得られるとは考えられない。

以上のような事情を総合的に勘案し、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に保険給付を行ったものについて求償を行うこととしている。

ただし、第三者行為災害事務で取り扱う損害賠償請求権の消滅時効が完成するためには、一般的には、時効の援用（債務者が時効の利益を受ける意思を表明すること）が必要となることから、万が一、上記の求償対象となる事案について、求償を行わないまま3年が経過した場合であっても、求償は行う必要がある。

なお、この取扱いは、再発に係る労災保険給付についても同様である。

(2) 控除を行う期間の考え方

控除を行う期間については、平成25年3月31日までに発生した災害については3年としていたところである。これは、長期にわたる控除は求償権の行使を災害発生から3年間としていることとの均衡を失する結果になるとの考え方からであったが、交通事故のうち人身事故に対する民事損害賠償額が高額化してきていること等から、平成25年4月1日以降に発生した災害からは、控除を行う期間を災害発生後7年間と見直したものである。

なお、控除を行う期間を7年としているのは、

- ① 労災保険法は第一当事者等の保護を第一の目的としていることから、労災保険給付の対象となっている災害について、第二当事者等が負担すべき損害額の全額が調整されるまで多年にわたる控除を行うことは労災保険法の制度の趣旨に反すること
- ② 労災保険給付は支給要件が継続する限り支給するものであるが、受給権者が前払一時金を受給した場合、その額に達するまでの年金を支給停止することとしており、前払一時金を支給した場合の年金給付の支給停止期間を考慮したこと

等から災害発生日より7年経過後においては必要な補償を必要な期間行なうことが適当であると考えられるためである。

3 第三者行為災害と人身傷害補償保険制度

(1) 人身傷害補償保険とは

人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という。）とは、損害保険会社が運営する任意の自動車保険のひとつであるが、対人賠償保険の保険金が被保険者の事故の相手に生じた損害を賠償するために支払われるのとは異なり、被保険者が自動車の運行に起因する事故により自らの身体に傷害を被った場合に、被保険者自身の損害に対して保険金が支払われることを契約した保険である。

しかしながら、人傷保険の保険金は、対人賠償保険と同様、傷害、後遺障害及び死亡による損害を填補する性格のものであることから、人傷保険の保険約款上、第一当事者等が同一の事由について重複して損害の填補を受けられないものとなっており、同一の損害について労災保

険給付が受けられる場合には、その給付される額（社会復帰促進等事業の特別支給金を除く。）を差し引いて支払うものとされている。

また被保険者が法律上の損害賠償責任を負う第二当事者等に損害賠償の請求をすることができる場合には、保険法（平成 20 年法律第 56 号）第 25 条の規定により、人傷保険取扱保険会社は、支払った保険金の限度で、被保険者が第二当事者等に対して有する損害賠償の請求権を代位取得するものとされている。

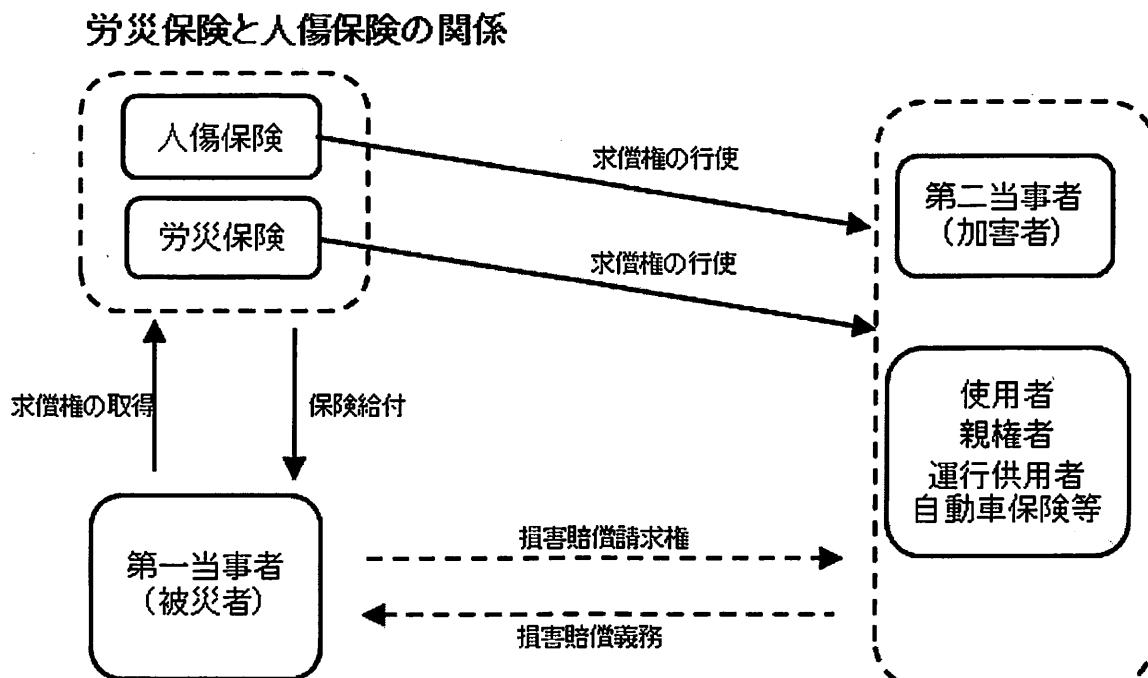
(2) 第三者行為災害との関係

第一当事者等が労災保険給付のほか、人傷保険からも保険金を受け取ることができる事案（以下「人傷保険該当事案」という。）については、第一当事者等が人傷保険の保険金を受領していても、通常、当該保険金は労災保険と重複するものではないので、当該額を控除せずに保険給付を行うとともに、保険給付の価額の限度で保険会社等並びに第二当事者等に対して求償を行うこととなる。

なお、労災保険給付と重複しない保険金について人傷保険が支払を行った場合で、労災保険と人傷保険の請求額の合計が自賠責保険の限度額を超えるときは、自賠責保険取扱会社は自賠責保険額を労災保険と人傷保険の双方に対して按分比例して支払うことになっている。

また、誤って人傷保険の保険金から労災保険給付相当額が控除されずに支払われてしまった場合には、第二当事者等に対し人傷保険と労災保険の双方から二重に求償が行われることとなる。

（参考）保険法 第 25 条 [請求権代位]



4 損害賠償と示談

第二当事者等の不法行為等によって損害を受けた第一当事者等は、当該第二当事者等に対して損害賠償請求を行うことができるが、この損害賠償請求権は売買によって生ずる代金支払請求権等と同じ通常の私法上の債権であるので、第一当事者等が当該第二当事者等に対して有する損害賠償請求権の全部又は一部を免除することは自由であり、その災害につき労災保険給付が行われることになるからといってその性質を異にするものではない（私的自治の原則）。

（1）示談の効力

当事者同士が損害賠償額について、その合意に基づき早期に解決するため話し合いによつて互いに譲歩し、納得しあえる額で折り合うために行う裁判外の和解を示談という※。

したがって、示談については次のような効力が生じるものである。

- ① 当事者間で示談が有効に成立した後、示談の内容に反する事象が現れても、原則としてその示談の効力は失われない。
- ② 示談がその内容どおり履行されない場合は、債権者は債務不履行を理由に民法第540条、第541条、第543条に基づき、その示談を破棄することができる。
- ③ 示談当時予想できなかつた損害を生じたときは、債権者はその損害に対する損害賠償をあらためて請求することができる。
- ④ 次のような意思を欠いたり、意思表示に瑕疵があつた場合の示談は無効とすること又は取り消すことができる。
 - a 錯誤又は心裡留保による意思表示に基づく場合
 - b 詐欺又は強迫による意思表示に基づく場合

※ 「和解」と「示談」は定義上区別される場合もあるが、解釈は諸説あり、また、保険実務上も裁判外の和解を「示談」に含めて取り扱っている事例が多いことから、本手引きにおいても、便宜上、上記のとおり、「裁判外の和解」を「示談」に含めるものとする。

（2）示談と労災保険給付の関係

示談においては、当事者が一定範囲の損害賠償義務の存在を合意により積極的に確定するとともに、第一当事者等はその余の一切の請求権を放棄する旨のいわゆる権利放棄条項が設けられるのが通例である。

この権利放棄条項は示談における必須の要素となっているものであるが、第一当事者等が自ら第二当事者等の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除し、その限度において第一当事者等が損害賠償請求権を喪失した場合には、政府はその限度において労災保険給付を行う義務を免れることになることから、当該示談が真正に成立し、かつ、当該示談の内容が第一当事者等の第二当事者等に対して有する損害賠償請求権（労災保険給付と同一の事由に基づくものに限る。）の全部の填補を目的としている場合には、示談成立以後、労災保険給付は行わないことになる（ただし、年金については真正な全部示談後に労災保険に対する請求が行われた場合であっても、支給調整期間が経過した後については、年金を支給することとなる。）。

（参考）民法 第93条 [心裡留保]

第95条 [錯誤]

第96条 [詐欺又は強迫]

第 540 条 [解除権の行使]

第 541 条 [履行遅滞等による解除権]

第 543 条 [履行不能による解除権]

第4 求償権行使の差し控え

第三者行為災害において第一当事者等に対して労災保険給付を行った場合には、労災保険法第12条の4第1項の規定に基づき、政府は求償権を取得することとなるが、求償権の取得は同時に債権の発生となり、債権管理法に基づく債権管理が必要となる。

そのため、求償権を取得した事案については、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められることとなるが、一方、取得した求償権はすべて行使することが義務付けられているものではなく、一定の合理的な理由があって明確な基準に沿って処理が行われる限りにおいては、求償権の行使を差し控えることもあり得る。

具体的な基準は次のとおりであり、当該基準に該当する場合には、求償権の行使を差し控えることとする。

1 同一事業主に雇用され同一の作業場所で作業を行う同僚労働者の加害行為による災害

同僚労働者の加害行為による災害であって、加害者たる同僚労働者の行為によりその事業主に民法第715条の規定による使用者責任又は自賠法第3条の規定による運行供用者責任が生じる場合には、政府は加害行為を行った同僚労働者とその事業主の双方に対して求償を行うことができるが、事業主が求償に応じることとなれば、事業主は労災保険料を納付しているにもかかわらず、損害賠償金も支払わなければならぬことになって結果的に二重負担を負うことになり、事業主は保険利益を受けられなくなる。

また、たとえ政府が事業主に対しては求償を行わず、加害行為を行った同僚労働者に対してのみ求償を行ったとしても、当該同僚労働者が応償した場合には、その後に当該同僚労働者は民法第442条に基づき、不真正連帯債務を負う一方の当事者であるその事業主に対して自らが弁済をした額のうち事業主の負担割合に対応する部分について求償することができるため、最終的には事業主がその負担割合に応じて損害賠償を行わなければならなくなる事態が生じることになる。

したがって、いずれにしても政府が求償を行った結果、事業主は保険利益を受けられないことになり不合理なため、加害行為を行った同僚労働者及びその事業主のいずれに対しても求償権の行使を差し控えること。

なお、この取扱いは加害行為を行った同僚労働者とその事業主以外に損害賠償責任を負う者が存在する場合にも同様であること。

また、労災保険給付の原因となった災害が自動車事故である場合には通常自賠責保険等が付されており、政府の求償に対して、自賠責保険金額までは事業主が直接応償することにはならないためその限度額までは求償を行っても不合理ではないようにも考えられるが、事業主が運行供用者責任を負うような事案では、一般的に事業主が自賠責保険料を負担しており、そのような場合には自賠責保険等からの保険金の支払いは、事業主が損害賠償を行ったものと同様に解されることから、自賠責保険等に対しても求償権の行使を差し控えること。

(参考) 民法 第442条 [連帯債務者間の求償権]

① 加害者が単独の場合

1 の ①	<pre> graph TD E[事業主] -- ② --> G[政府] E -- ① --> WA[労働者A (第二当事者)] WA -- ③ --> WB[労働者B (第一当事者)] G -- ④ --> WB </pre> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用関係を示す ② 労災保険料の納入を示す ③ 加害行為を示す ④ 労災保険給付を示す 	<p>政府は労働者 A と事業主に求償することができるが、事業主が求償に応じることとなれば、事業主は、労災保険料を納付しているにもかかわらず損害賠償金を支払うことで結果的に二重に負担することになり、事業主は保険利益を受けられなくなる。</p> <p>また、政府が労働者 A に対してのみ求償を行つたとしても、労働者 A は不真正連帯債務を負う一方の当事者である事業主に対して、応償額のうちその負担割合に応じた額を求償することができるため（民法第 442 条）、いずれにしても政府が求償を行つた結果、事業主は保険利益を受けられないこととなり不合理なため、事業主及び労働者 A に対する求償権の行使を差し控える。</p>
-------------	--	--

② 加害者及び事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

1 の ②	<pre> graph TD E[事業主] -- ② --> G[政府] E -- ① --> WA[労働者A (第二当事者)] WA -- ③ --> WB[労働者B (第一当事者)] WA -.-> TP[第三者] G -- ④ --> WB </pre>	<p>政府は労働者 A 及び事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、労働者 A 及び事業主に対して求償した場合に事業主は保険利益を受けられることになるので求償権の行使を差し控える。</p> <p>また、政府が損害賠償責任を負う者の一方である第三者にだけ求償し第三者が応償した場合には、第三者は不真正連帯債務を負う関係に立つ労働者 A 及び労働者 A を雇用する事業主に対してもその負担割合に応じて求償することができる。そうすると結果として事業主は保険利益を受けられなくなり不合理なため、労働者 A 及び事業主はもとより第三者に対しても求償権の行使を差し控える。</p>
-------------	---	---

2 同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による災害（徴収法第 9 条に基づき保険関係が一括されている事業の事業主に限る。）

徴収法第 9 条の規定に基づき保険関係の成立において一括扱いが認められている場合には、事業場を異にする場合であっても、労災保険の適用上は同一事業場とみなして取り扱われる。

そのため、同一事業主に雇用されてはいるが異なる事業場に所属している同僚労働者間の災害の場合には、保険関係の成立において一括扱いが認められている場合で、労働者の加害行為により、その事業主に民法第 715 条の規定による使用者責任又は自賠法第 3 条の規定による運行供用者責任が生じる場合に限り、上記 1 と同様の考え方にして求償権の行使を差し控えること。

① 加害者が単独の場合

2 の ①	<p style="text-align: center;">一括扱いが成立している場合</p>	<p>徴収法第9条の規定に基づき保険関係の成立において一括扱いが認められている場合には、事業場を異にする場合であっても労災保険の適用上は同一事業場とみなして取り扱われることになるため、1の①と同様の考え方により求償権の行使を差し控える。</p>
-------------	--	--

② 加害者及び事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

2 の ②	<p style="text-align: center;">一括扱いが成立している場合</p>	<p>事業主が使用者責任又は運行供用者責任を追及される事案においては、政府は労働者A及び事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、1の②と同様の考え方により求償権の行使を差し控える。</p>
-------------	--	---

3 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害（元請と下請の関係又は下請相互の関係にある場合も含む。）

同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害については、同一の作業場で作業を行っている限りにおいては、第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主は、常に立場が逆転する可能性があり相互に損害賠償責任を負う危険性を共有していると考えられることから、求償権の行使を差し控えること。

また、元請負人と下請負人の関係又は下請負人相互の関係にある場合にも同様の考え方により、同一の作業場で作業を行い、相互に危険性を有していると認められる場合には、求償権の行使を差し控えること。

なお、この場合における「同一の作業場で作業を行う」とは、単に場所的に同一の場所にいることを意味するものではなく、あくまで相互に危険性を共有しているという実態が具備されなければならないことから、次の判断基準により判断すること。

(1) 同一の作業場の判断基準

同一の作業場に該当するか否かは、空間的な広がりの中で作業場として同一性を保っているかどうかに基づき判断すること。同一敷地内の同一建物内で作業を行っていたとしても作業場としての同質性を持たず、明確に区分されている場合には同一の作業場としては取り扱われないものである。

(2) 危険性の共有の判断基準

危険性の共有の有無は、被災者と加害者という関係が入れ替わる蓋然性が存在しているか否かにより判断することになる。なお、相互に危険性を共有している限りにおいては、日常的に作業をともに行っている必要はないものであること。

ただし、例えば、単に商談のために得意先を訪れた営業員が得意先の社員の不注意により被災したような事案では、一般的には相互に危険性を共有しているとは考えられないことから、そのような場合には求償差し控え事案とはならない。

① 加害者が単独の場合

3 の ① の a	<p>(注) ----- は同一作業場を示す</p>	<p>労働者 A 及び使用者責任を負う事業主 C に対して求償権行使することとなるが、労働者 A と労働者 B は同一の作業場で作業を行っている関係にあり、労働者 A と労働者 B はそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。</p> <p>したがって、事業主 C と事業主 D は相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を共有しているものであり、1の①と同様の観点から求償権の行使を差し控える。</p>
3 の ① の b		<p>労働者 A 及び使用者責任を負う下請負人に対して求償権行使することができるが、労働者 A と労働者 B は同一の作業場で作業を行っている関係にあり、労働者 A と労働者 B はそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。</p> <p>したがって、元請負人と下請負人は相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を有しているものであり、1の①と同様の観点から求償権の行使を差し控える。</p>

② 加害者及びその事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

3 の ② の a	<p>The diagram illustrates a complex legal relationship. At the top, '事業主C' (Employer C) and '事業主D' (Employer D) are connected by arrows labeled ② pointing to '政府' (Government). Below them, '労働者A' (Worker A) and '労働者B' (Worker B) are connected by arrows labeled ① pointing downwards. A dashed line encloses '労働者A' and '第三者' (Third party), with an arrow labeled ③ from '労働者A' to '第三者'. Another dashed line encloses '労働者B' and '第三者', with an arrow labeled ④ from '労働者B' to '第三者'. An 'X' is placed over the arrow from '労働者A' to '第三者'.</p>	<p>労働者A及び事業主C並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、3の①により労働者A及び事業主Cに対しては求償権の行使を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の方である第三者に対してのみ求償したとしても、1の②と同様の理由により、結果的に事業主Cは、その負担割合に応じて支払を求められることとなてしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。</p>
3 の ② の b	<p>The diagram shows a subcontracting arrangement. '事業主' (Main Employer) is connected by arrow ② to '政府' (Government). '下請人(事業主)' (Subcontractor Employer) is connected by arrow ① to '労働者A' (Worker A) and '労働者B' (Worker B). '労働者A' is connected by arrow ③ to '第三者' (Third party). '労働者B' is connected by arrow ④ to '政府'. A dashed line encloses '労働者A' and '第三者', with an 'X' over the arrow from '労働者A' to '第三者'.</p>	<p>労働者A及び使用者責任を負う下請負人並びに第三者に対して求償権を行使することができるが、3の①において労働者A及び下請負人に対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の方である第三者に対してのみ求償したとしても、1の②と同様の理由により、結果的に下請負人はその負担割合に応じて支払を求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。</p>

4 直系血族又は同居の親族等の加害行為による災害

生活共同体や家族生活の維持という観点からみると、直系血族及び同居の親族等は一般的に第一当事者の収入により生活の全部又は一部を営むか、あるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、第一当事者と生計維持関係にある同居の親族又は第一当事者が民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控えること。

(参考) 民法 第877条 [扶養義務者]

① 加害者が単独の場合

4 の ①	<p>The diagram shows a simple case where a single perpetrator is responsible. '事業主' (Employer) is connected by arrow ② to '政府' (Government). '直系血族又は同居の親族等' (Family members or cohabitants) is connected by arrow ① to '労働者B' (Worker B). '労働者B' is connected by arrow ④ to '政府'. A dashed line encloses '直系血族又は同居の親族等' and '労働者B', with an 'X' over the arrow from '直系血族又は同居の親族等' to '労働者B'.</p>	<p>直系血族及び同居の親族等は、一般的に労働者Bの収入により生活の全部又は一部を営むか、あるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、労働者Bと生計維持関係にある同居の親族又は、労働者Bが民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控える。</p>
-------------	---	--

② 加害者及びその事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

4 の ②	<pre> graph TD A[事業主] -- ② --> C[政府] A -- ① --> B[直系血族又は同居の親族等 (第二当事者)] B -- ③ --> D[労働者B (第一当事者)] -- X --> D C -- ④ --> D </pre>	<p>加害行為を行った直系血族又は同居の親族等及び第三者に対して求償権を行使することができるが、4の①により加害行為を行った直系血族又は同居の親族等に対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者的一方である第三者に対してのみ求償したとしても1の②と同様の理由により、結果的に加害行為を行った直系血族又は同居の親族等はその負担割合に応じて支払を求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。</p>
-------------	--	--

5 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場に所属する労働者間の災害

派遣元事業主より派遣されて派遣先事業場において就労する労働者と派遣先事業場に雇用される労働者とは、同一の作業場において業務を行っているのが通常であり、上記3の場合と同様の考え方により求償権の行使を差し控えること。

① 加害者が単独の場合

5 の ① の a	<pre> graph TD A[派遣元事業主] -- ① --> C[派遣労働者A (第二当事者)] B[派遣先事業主] -- ② --> D[政府] C -- ③ --> D -- X --> D D -- ④ --> B </pre>	<p>派遣労働者 A が派遣先の労働者 B に対して加害行為を行った場合には、派遣労働者 A 及び派遣元事業主に対して求償権を行使することができるが、派遣労働者 A と労働者 B は同一の作業場で作業を行っている関係にあり、派遣労働者 A と労働者 B はそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。</p> <p>したがって、派遣元事業主と派遣先事業主は相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を共有しているものであり、1の①と同様の観点から求償権の行使を差し控える。</p>
5 の ① の b	<pre> graph TD A[派遣元事業主] -- ① --> C[派遣労働者A (第一当事者)] B[派遣先事業主] -- ② --> D[政府] C -- ③ --> D -- X --> D D -- ④ --> A </pre>	<p>派遣先事業場の労働者 B が派遣労働者 A に対して加害行為を行った場合には、労働者 B 及び派遣先事業主に対して求償権を行使することができるが、5の①の a と同様の考え方により、求償権の行使を差し控える。</p>

② 加害者及びその事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

3 の ② の a		<p>派遣労働者 A 及び派遣元事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、5の①の a により、派遣労働者 A 及び派遣元事業主に対しては求償権の行使を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者的一方である第三者に対してのみ求償したとしても、1の②と同様の理由により、結果的に派遣元事業主はその負担割合に応じて支払を求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。</p>
3 の ② の b		<p>派遣先事業場の労働者 B 及び派遣先事業主並びに第三者に対して求償権を行使することができるが、5の②の a と同様の考え方により、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。</p>

第5 三者システム

局署における第三者行為災害に係る事務処理は、労災行政情報管理システムにおける第三者行為災害事務処理支援機能（以下「三者システム」という。）により行うこと。

三者システムに係る詳細な機能や操作方法については、機械処理手引を参照すること。

第6 第三者行為災害事務における個人情報漏洩防止のための留意事項

第三者行為災害事務においては、第一当事者等、第二当事者等、保険会社等（以下「関係者」という。）の複数の者と文書の授受を行う必要があるとともに、事案によってはそれが長期間に及ぶことから、個人情報漏洩の防止には特に留意が必要である。

したがって、局署における管理者及び第三者行為災害事務担当者（非常勤職員を含む）は、労災補償業務全般における一般的な個人情報漏洩防止に係る遵守事項を徹底することを大前提として、第三者行為災害事務の遂行に当たっては特に次の点に留意すること。

1 誤送付防止に係る留意事項

(1) 基本的事項

送付先の住所等の情報は、送付先となる関係者から提出された書類のうち、最も提出時点の新しい書類に記載された情報を用いることを原則とすること。

なお、同一の関係者から同時に複数の書類が提出され、それぞれに記載された住所等が異なる場合には、必ず提出した者に正しい住所等を確認し、誤った住所等の記載を訂正（文書自体のみならず、三者システムへの入力情報を含む）するとともに、局署において正しい住所等の情報の共有を行うこと。

また、三者システムにより関係者送付用文書を作成する際には、三者システムに入力された情報が送付用文書に自動転記されることで効率的な事務処理が可能となるが、三者システムへの情報入力を誤った場合、誤った情報によりそのまま文書が作成されてしまい、誤送付の原因となり得るため、入力時には入力欄及び入力情報に誤りがないかを確認するとともに、入力された情報が常に正しいという前提に立たず、文書送付時の決裁や封入封緘作業等において、複数人による突合を徹底すること。

(2) 第一当事者等へ文書を送付する場合

第三者行為災害届に記載された住所（第三者行為災害届の提出督促の際には、労災の請求書に記載された住所）を用いることを基本とする。ただし、直近で提出された労災の請求書において、住所の変更が行われていないかどうか注意すること。

(3) 第二当事者等へ文書を送付する場合

第三者行為災害報告書に記載された住所（第三者行為災害報告書の提出督促の際には、第一当事者から提出された第三者行為災害届、交通事故証明書、交通事故発生届又に記載された第二当事者の住所）を用いることを基本とする。ただし、その後、住所変更等の連絡が行われていないか、また保険会社等に照会を行った際の回答文書に記載される第二当事者の住所（被保険者住所）と異なっていないかどうか注意すること。

(4) 保険会社等へ文書を送付する場合

ア 初回送付時

第一当事者の加入する人傷保険会社であれば、第三者行為災害届に記載された人傷保険会社の情報を、第二当事者の加入する保険会社等であれば、第三者行為災害報告書に記載された保険会社等の情報を用いること。

イ 二回目以降送付時

初回の文書送付後、提出された回答文書に記載された情報を用いること。

また、第三者行為災害事務における個人情報漏洩の多くは、別保険会社への誤送付によるものであるため、局署においては、文書作成時及び文書送付時の決裁や封入封緘作業等において、

- ① 同一事案において、第一当事者が加入する人傷保険会社と第二当事者が加入する保険会社等との情報を三者システムに逆に入力していないか、あるいは、封入封緘時に入れ間違えていないか
- ② システム入力時に別事案の保険会社情報を入力していないか、あるいは、封入封緘時に入れ間違えていないか

特に注意の上、複数人による突合を徹底すること。さらに、保険会社には名称が類似したものが多いので、各局署において混同しやすい保険会社や管轄店舗名について、一覧表を作成する等により、注意喚起を行うこと。

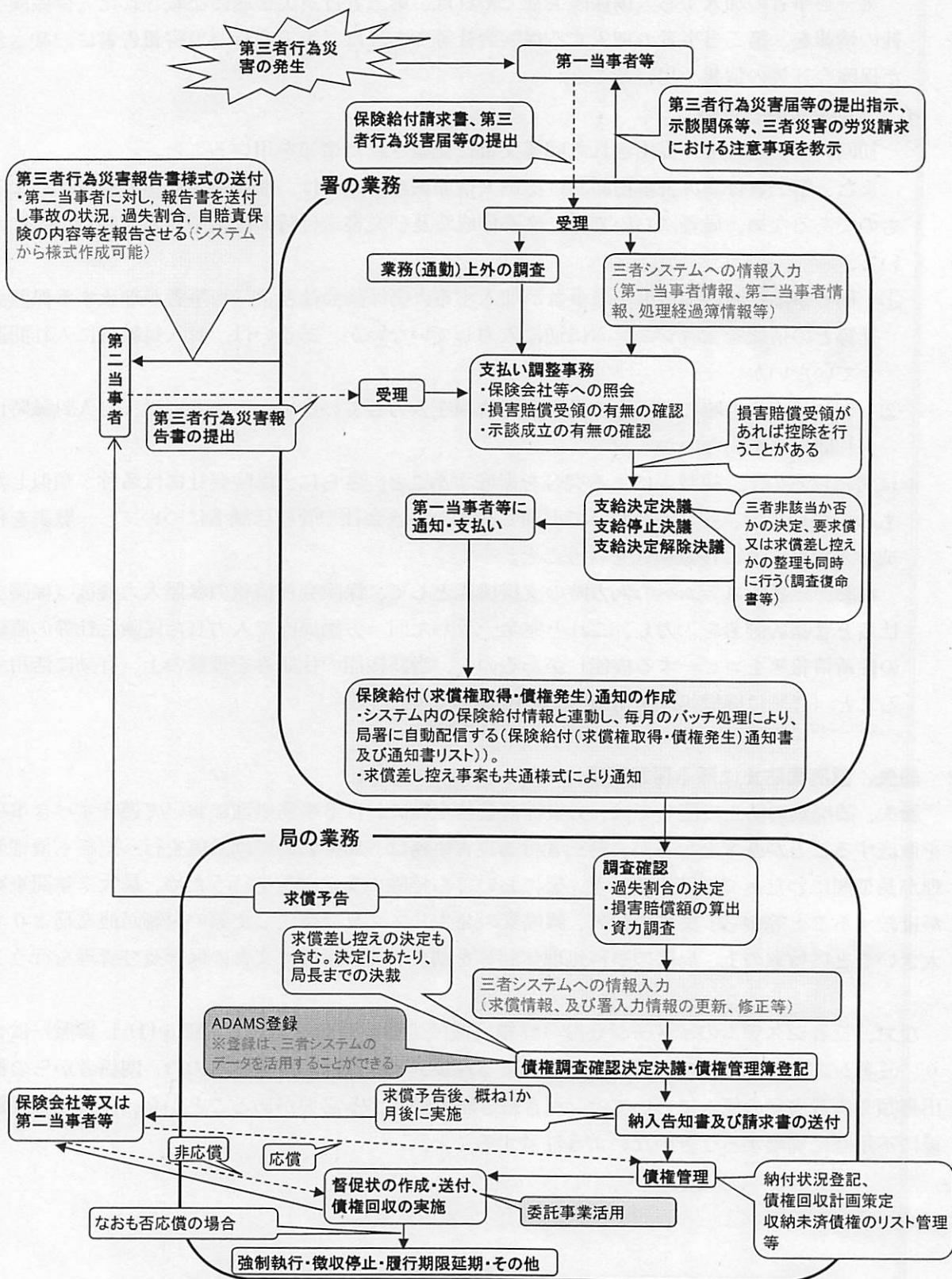
なお、三者システムへの入力時の支援機能として、保険会社情報の参照入力機能（保険会社名と管轄店舗名を入力し、これと完全一致した同一労働局内で入力した保険会社等の直近の住所情報等をコピーする機能）があるので、当該機能の仕組みを理解の上、有効に活用すること（詳細は機械処理手引XII-2-(2)-16 参照）。

2 紛失、誤廃棄防止に係る留意事項

紛失、誤廃棄の防止に関しては、労災補償業務全般における事務処理において遵守すべき事項を徹底することが基本となるが、第三者行為災害事務は、局においては求償を行った後も債権管理が長期間にわたって継続すること、署においても控除の支給調整を行うため、最大7年間事案が継続すること等から、文書の紛失、誤廃棄の発生リスク及び発生した際の影響が他業務よりも大きいことに留意の上、局署の事務処理体制等を踏まえて、適切に文書の保管及び管理を行うこと。

なお、三者システムのイメージ登録（詳細は機械処理手引XII-2-(3)-10、XII-5-(1)-1 参照）により、三者システム上にOCR読み取り等による複製データは保存できるものの、関係者からの提出書類や決裁書類の原本については、引き続き紙で保存する必要があることから、イメージ登録後に不用意に廃棄することのないよう注意すること。

(参考)第三者行為災害に係る事務処理の流れ



第2章 署が行う事務処理

第1 請求人（第一当事者等）への指導

1 自賠先行と労災先行の取扱い

労災保険給付と自賠責保険等による保険金支払との先後の調整については、給付事務を円滑に行うため、原則として自賠責保険等の支払を労災保険給付に先行させるよう取り扱うこととしている。

ただし、労災保険給付の請求権を行使するか否かは請求人の意思に委ねるべきものであり、労災保険の給付請求と自賠責保険等の保険金支払請求のどちらを先行させるかについては、第一当事者等がその自由意思に基づき決定するものであるため、第一当事者等が労災保険給付より自賠責保険等から保険金を先に受け取ること（以下「自賠先行」という。）を、その意思に反して強制に及ぶことのないよう留意すること。

したがって、第三者行為災害に係る事案について、同一事案における同一の損害について第一当事者等より自賠責保険等に対する被害者請求と労災保険に対する保険給付の請求が重ねて行われた場合には、自賠先行の原則を踏まえつつ、第一当事者等の意向が労災保険の給付を自賠責保険等による保険金の支払よりも先行させること（以下「労災先行」という。）であれば、労災保険給付を先行させること。

また、第一当事者等への意向確認等に当たっては、第一当事者が適切な判断を行えるよう、「労災保険 第三者行為災害のしおり」等の資料を活用し、自賠先行と労災先行のそれぞれのメリット、デメリットを詳しく教示すること。

なお、自動車保険等が適用となる事案（自動車保険等を引き受けている保険会社等が自賠責保険等を含めて一括扱いする取扱い（以下「任意一括扱い」という。）が成立している事案を含む）については、通常、自動車保険等取扱会社は、被害者が手厚い補償を受けられるよう、自動車保険等だけではなく、労災保険にも請求することを案内することが多いため、労災保険と自動車保険等に対して、同時請求が行われることが一般的である。ただし、自賠責保険等のみが適用される事案の場合と異なり、「労災先行」、「自動車保険先行」といった考え方ではなく、損失の二重填補を行わないよう、署及び保険会社等の両担当者間で、支払うタイミングや金額を調整しつつ、双方の制度から随時支払を行うこととなる。

(1) 請求時効の教示

請求人が自賠先行で損害賠償金を受領した後に請求書を提出する旨希望した場合については、労災保険給付に係る請求時効を教示するとともに、自賠責保険等の請求手続や内容、自賠責保険等の支払限度額を超過したような場合には更に労災保険に対して請求を行うことが可能であること等を丁寧に説明すること。

(2) 人傷保険該当事案の取扱い

人傷保険該当事案のうち第一当事者等が既に人傷保険の保険金を請求しているものについて労災保険給付の請求があった場合には、第一当事者等は労災先行を希望しているといえるものであるから、意思確認を行う必要はないこと。

2 第三者行為災害届の提出

第三者行為災害届は、労災則第22条に基づき第一当事者等から署長に対して提出を義務付けている届出で、第二当事者等に関する事項や災害発生状況等が記載されているものであり、第三者行為災害における支給調整事務を適正に行うためには必要不可欠な書類である。

(1) 第三者行為災害届の提出部数

第三者行為災害届は、局署の支給調整事務に必要な書類である。三者システムのイメージ登録機能により局署間で三者システム上で閲覧、必要に応じて出力が可能であることから、提出部数は1部とし、署において保管すること。

(2) 第三者行為災害届に添付すべき書類

第三者行為災害届には、次の書類を添付させること。提出部数はいずれも1部である。

添付書類名	備考（提出が必要な状況等）
念書（兼同意書）	事案を問わず必須。
「交通事故証明書」又は 「交通事故発生届」	交通事故の場合必須。 自動車安全運転センターの証明がもらえない場合は「交通事故発生届」を提出。
示談書の謄本	示談締結時は必須。写しでも可。 ※「示談書」という名称ではない場合もあるため、文書の実態を以て示談書に相当するものかどうか判断すること（例：免責証書）。
自賠責保険等の損害賠償金等支払 証明書又は保険金支払通知書	交通事故であって、保険会社から仮渡金又は賠償金を受けている場合に必須。写しでも可。
死体検査書又は死亡診断書	死亡の場合のみ必須。写しでも可。
戸籍謄本	死亡の場合のみ必須。写しでも可。

(3) 第三者行為災害届の提出時期

第一当事者等に対して労災保険給付請求書を交付する際等に第三者行為災害に該当する旨を把握した場合には、労災保険給付請求書の提出に先立って、又は、労災保険給付請求書と一緒に第三者行為災害届を提出するよう第一当事者等に指導すること。

また、第三者行為災害届の提出よりも労災保険給付請求書の提出が先行した場合であっても、災害発生状況や第一当事者等の損害賠償金受領の有無、あるいは保険会社等に対する被害者請求権等の行使の有無等を把握し支給調整に係る事務処理を適正に行う必要があるため、第一当事者等に対して、速やかに第三者行為災害届を提出するよう指導すること。

(4) 第三者行為災害届が提出されない場合の取扱い

正当な理由がなく、また、電話及び文書による督促（次ページに参考例添付）にもかかわらず第三者行為災害届を提出しない第一当事者等については、労災保険法第47条の3に基づき、労災保険給付を必要に応じて一時差し止めことがある旨説明すること。

保険給付の一時差止めの具体的な取扱いについては、「労災保険給付事務取扱手引」によること。

【Excel 帳票作成ツール対応】

【参考例】第三者行為災害届の提出督促

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署

第三者行為災害届の提出について (督促)

あなたの事故については、労働者災害補償保険法第12条の4に該当すると思われますので、保険給付を受けるためには請求書のほか第三者行為災害届の提出が必要となります。当該届について未だ提出がなされておりません。

第三者行為災害届については、労働者災害補償保険法第12条の7(労働者災害補償保険法施行規則第22条)に定める保険給付に関し必要な事項を確認するために提出を求めているものです。そのため、提出がなされず、事実関係が把握できない場合には支給決定がなされないだけでなく、仮に支給決定がなされても、労働者災害補償保険法第47条の3に基づき保険給付の支払を一時差し止めることができます。

つきましては、平成 年 月 日までに第三者行為災害届に必要事項を記入の上、速やかに提出してください。

(郵便番号) _____

(所在地) _____

(電話) _____ (FAX) _____

_____ 労働基準監督署 (担当者) _____ 印

(5) 第三者行為災害届を提出させる必要がない場合の取扱い

- ア 次の①～③に該当する事案の場合には労災保険給付を行う必要性が認められないので、第一当事者等より第三者行為災害届を提出させる必要はないこと。
- ① 第一当事者等が既に全損害に対する填補を受けている事案
 - ② 真正にして、かつ、全損害の填補を目的とした示談が成立していることにより、労災保険給付を全く必要としないことが明らかな事案
 - ③ 軽度の交通事故の場合で、第一当事者が自賠先行で保険金の請求手続きをとっており、被災状況等から判断して自賠責保険金額以内で処理されることが確実な事案
- イ 特別支給金については、支給調整を行う必要はなく労災則第22条の適用もない。したがって、第一当事者等が特別支給金のみを請求できる状況（第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等から労災保険の保険給付に相当する額について支給を受けていることが明らかな状況をいう。）であれば、第一当事者等に対して第三者行為災害届を提出するよう指導する必要はないこと。ただし、第二当事者等又は保険会社等から労災保険の保険給付に相当する額について支給を受けていることが必ずしも明らかでない場合には、特別支給金のみではなく、労災保険についても請求するよう教示し、併せて第三者行為災害届を提出させること。

(6) 求償行使の差し控えに該当する事案等に係る第三者行為災害届の取扱い

求償権の行使を差し控える事案であっても、事実関係を把握する必要があるため第一当事者等より第三者行為災害届を提出させること。

（参考）労災保険法 第47条の3 [保険給付の一時差止め]

(7) 第三者行為災害届の記載要領

第三者行為災害届の記載に当たっては、「届その4」に、記載するに当たっての注意事項を明示しているので、第一当事者等に用紙を交付する際には適宜指導、説明するとともに、次の点に留意して記載せること。

ア 交通事故の場合

当該第三者行為災害が交通事故の場合は、原則として、第一当事者等から「届その1」から「届その3」までを提出されること。なお、災発生状況を「届その3」の「14 現場見取図」欄に書ききれない場合については、当該記載欄は用いず、「届その4」の「現場見取図」欄に記載の上、「届その4」も併せて提出されること。

イ 交通事故以外の場合

当該第三者行為災害が交通事故以外の災害である場合は、第一当事者等から「届その2」を提出させる必要はない。また、「14 現場見取図」欄が記載し難いことも考えられるため、災害の態様等から当該欄への記載が不要と判断される場合については、当該欄への記載は不要である。

ウ 法定項目以外の事項の取扱い

第三者行為災害届の提出は労災保険法第12条の7（労災則第22条）を根拠に求めているものであり、これにより求め得る法定事項は、事故の事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときはその旨）並びに被害の状況のみである。

そのため、第三者行為災害届の

「第一当事者」(1欄)、「第一当事者の所属事業場」(2欄)、「災害発生」(3欄)、
「第二当事者」(4欄)、「災害発生状況」(13欄)、「現場見取図」(14欄)、
「身体損傷及び診療機関」(17欄)

以外の事項について提出を強制することはできないものである。

しかし、法定事項以外の事項についても支給調整事務等を行う上で必要な事項であるため、第一当事者等から提出を受けられない場合には、必要に応じて聴き取り等を行うこととなる旨説明すること。

なお、法定事項以外の事項については、後の事務処理に当たり不要と判断できる場合については、記載を省略して提出させても差し支えない。

エ プロジェクトごとの記載に当たっての留意事項

項目ごとの留意事項は次のとおりである。

(7) 「保険給付請求権者」欄

- a 住所は省略せず〇〇方、〇〇マンション、〇〇号室等正確に記載させること（次の項目の住所欄についても同様の指導を行うこと。）。
- b 第一当事者が死亡している場合には、受給権者の氏名及び住所等を記載させること。
- c 「保険給付請求権者」ではなく、「保険給付請求権者」となっているのは、保険給付請求書の提出に先行して第三者行為災害届を提出することを原則としているためであること。
- d 氏名の欄は記名押印することに代えて自筆による署名とすることができる。

(8) 欄外の「(業務災害・通勤災害) 及び (交通事故・交通事故以外)」欄

- a 該当する事項を〇印で囲ませること。
- b 「交通事故」と「交通事故以外」の区分は、自賠責保険等、自動車保険等、及びひき逃げ事故等に係る政府の自動車損害賠償保障事業の支払対象に該当する事案の場合は「交通事故」とし、それ以外の場合には「交通事故以外」とすること。このため、例えば構内において移動式クレーン車を操作中に発生した災害は、たとえ移動式クレーン車が走行中ではなくても交通事故に含まれ、また自転車同士の衝突事故のような場合には交通事故には含まれないことになること。

(9) 第一当事者の所属事業場 (2欄)

請負事業の一括が行われている場合において、第一当事者が下請事業場に所属する者であるときは、その所属事業場以外に元請事業場についても記載するよう指導すること。
なお、記載方法については、双方を併記するほか、適宜別紙の添付でもよいこと。

(I) 災害発生 (3欄)

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地国道〇〇号線〇〇交差点内若しくは〇〇商店前のように具体的に記載されること。

(オ) 第二当事者 (4欄)

- a 不法行為を行った第二当事者又は不法行為について責任を有する第二当事者(犬にかまれた場合における犬の占有者等)の氏名、住所等を正確に記載させること。
- b 第二当事者が2名以上(民法第719条の共同不法行為の場合等)いる場合にはその全員について記載するよう指導すること。なお、記載方法については併記するほか、適宜別紙の添付でもよいこと。
- c ひき逃げ等の事情により第二当事者が確認できない場合には空欄とせず、第二当事者

が不明である旨及びその事情を記載するよう指導すること。

- d 第二当事者が業務中であった場合には、その所属事業場の名称及び所在地等を正確に記載させること。

なお、第二当事者の所属事業場の名称等を記載させる目的は、使用者責任を負う者を明確にすることにあるため、第二当事者が業務中でなかった場合には、空欄とせず当該欄に斜線を引く等により単なる記載漏れでない旨明確にすること。

(g) 災害調査を行った警察署又は派出所の名称（5欄）

警察へ届け出ていない等の理由により災害調査が行われていない場合には、空欄とせずその旨記載するよう指導すること。

また、その場合には、「災害発生の事実の現認者」（6欄）の氏名、住所等を記載するよう指導すること。

(h) 第一当事者の運転していた車両（7欄）

第一当事者が運転者の場合に記載するよう指導すること。

(i) 事故現場の状況（8欄）

- a 天候、道路の状況、標識等について該当する項目を○印で囲ませること。
b () 内に具体的な事項を記載することとしている部分については、空欄としないよう指導すること。
c 過失割合の判断材料となる項目なので、記載漏れのないよう指導すること。

(j) 事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況（9欄）

- a 心身の状況等について該当する項目を○印で囲ませること。
b () 内に具体的な事項を記載することとしている部分については、空欄としないよう指導すること。
c 過失割合の判断材料となる項目なので、記載漏れのないよう指導すること。

(k) 第二当事者の自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること（10欄）

- a 「保険会社の管轄店名」及び「管轄店所在地」については、第二当事者が自賠責共済及び自動車共済に加入している場合には、「保険会社」を「共済」等と読み替えて記載させること。
b 自賠責保険等及び自動車保険等に対する保険金支払状況等の照会及び保険会社等へ求償を行う際の基本資料となるものであるから、記載漏れのないよう指導すること。
c ひき逃げ、保険加入期間切れ又は自賠責保険等の適用除外車等の場合には、空欄とせずその旨記載させること。
d 保険金請求の有無については必ず記載させることとし、請求している場合には、請求方法及び受領した金額等について記載漏れのないよう指導すること。

(l) 運行供用者が第二当事者以外の場合の運行供用者（11欄）

- a 運行供用者責任を負う者が第二当事者以外にいる場合には、損害賠償責任を負う範囲を明確にするため、記載漏れのないよう指導すること。
b 運行供用者責任を負う者と使用者責任を負う者が同一であっても本欄の記載は省略させないこと。
c 運行供用者が第二当事者の場合には空欄とせず斜線を引かせる等により、記載漏れと区別することができるよう指導すること。

(m) 第一当事者の人身傷害補償保険に関すること（12欄）

- a 第一当事者の人傷保険加入事実の有無を確認するため、必ず（加入している・していない）の該当する項目を○印で囲ませること。
- b 第一当事者が人傷保険加入者であった際、保険会社へ第一当事者による労災請求がなされたことの通知を行う際の基本資料となるものであるから、記載漏れのないよう指導すること。
- c 保険金請求の有無については、被災者が人傷保険加入者であれば必ず記載させることとし、受領した金額等について記載漏れのないように指導すること。

(ア) **災害発生状況（13欄）**

第一当事者と第二当事者のそれぞれの行動の内容（行き先・目的）、災害発生前後の第一当事者と第二当事者の状況、災害発生原因等を具体的に記載させること。

(イ) **現場見取図（14欄）**

- a 7欄、8欄及び11欄と併せ、災害発生状況を十分に把握できるよう正確に記載させること。
- b 道路方向の地名（至〇〇方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等の表示をわかりやすく記載させること。
- c この欄でスペースが不足する場合には「届その4」の「14 現場見取図」欄に記載し、「届その4」も併せて提出するよう指導すること。

(ウ) **過失割合（15欄）**

過失割合は第一当事者自身の判断に基づくもので差し支えないが、その判断の基礎とした理由も具体的に記載させること。

(エ) **示談について（16欄）**

- a 支給調整を適正に行うために必須の項目なので、空欄とせず「示談成立・交渉中・示談はしない・示談をする予定・裁判の見込み」のいずれかを、必ず表示させること。
- b 示談が成立している場合は、示談書の写しを添付させること。

(オ) **身体損傷及び診療機関（17欄）**

- a 第一当事者及び第二当事者の双方について身体損傷の部位、傷病名、傷病の程度（入院の有無、治ゆまでの見込み期間等）、診療機関の名称及び所在地を記載させること。
- b 第二当事者に身体損傷がなかった場合には、空欄とせずにその旨を記載させること。

(カ) **損害賠償金の受領（18欄）**

- a 名目については、治療費、慰謝料、休業補償、葬儀費等と記載させること。
- b 損害賠償金を受領している場合には、第二当事者等又は保険会社等からを問わず、すべて記載させること。
- c 何も受領していない場合には、空欄とせず「受領なし」と明記させること。

(キ) **事業主の証明**

業務災害については事業主の証明を要するが、通勤災害については事業主の証明は要しないものであること。

なお、事業主の氏名は記名押印することに代えて自筆による署名とすることができる。

（参考）民法 第719条 [共同不法行為者の責任]

8 事故現場の状況

天候	晴	暴	小雨	雨	小雪	雪	暴風雨	霧	濃霧
見透し	良い	悪い	(障害物:						があつた。)
<u>道路の状況</u> (あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)									
道路の幅 () m、 [舗装] [非舗装] 坂 (上り 下り 緩 急)									
でこぼこ 砂利道 道路欠損 工事中 凍結 その他 ()									
<u>(あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)</u>									
歩車道の区別がある (ない) 道路 車の交通頻繁な道路 住宅地 商店街の道路									
歩行者用道路 (車の通行: 許 可) その他の道路 ()									
標識	速度制限 (40 km/h)	追い越し禁止	一方通行	歩行者横断禁止					
	一時停止 (有 (無))	停止線 (有 (無))							
信号機	無 (有 ()	色で交差点に入った。)	信号機時間外 (黄点滅 赤点滅)						
	横断歩道上の信号機 (有 無)								
交通量	多い 少ない 中位								

9 事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況

心身の状況	正常	いねむり	疲労	わき見	病気 ()	飲酒
<u>あなたの行為</u> (あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)						
直前に警笛を	鳴らした (鳴らさない)	相手を発見したのは () m 手前				
ブレーキを	かけた (スリップ: m)	(かけなし)	方向指示灯	だした (ださない)		
<u>(あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)</u>						
横断中の場合	横断場所 ()	信号機 ()	色で横断歩道に入った。			
通行中の場合	通行場所: 歩道 車道 歩車道の区別がない道路	左右の安全確認: した しない	車の直前・直後を横断: した しない			
	通行のしかた: 車と同方向	対面方向				

10 第二当事者(相手方)の自賠責保険(共済)及び任意の対人賠償保険(共済)に関すること

(1) 自賠責保険(共済)について

証明書番号 第	S492931050	号	第二当事者(相手方)と契約者との関係	従業員
保険(共済) 契約者 (氏名)	厚生運輸(株)			
(住所)	東京都豊島区××町△-△-△			
保険会社の管轄店名	○○火災海上(株)後楽支社	電話 ○○ - ○○○○ - ○○○○		

管轄店所在地 東京都文京区△△通△-△-△

郵便番号 172 -○○○○

(2) 任意の対人賠償保険(共済)について

証券番号 第	3203232032	号	保険金額	対人	無制限	万円
保険(共済) 契約者 (氏名)	厚生運輸(株)		第二当事者(相手方)と契約者との関係	従業員		
(住所)	東京都豊島区××町△-△-△					
保険会社の管轄店名	○○火災海上(株)後楽支社	電話 ○○ - ○○○○ - ○○○○				

管轄店所在地 東京都文京区△△通△-△-△

郵便番号 172 -○○○○

(3) 保険金(損害賠償額)請求の有無 有 (無)

有の場合の請求方法 イ 自賠責保険(共済)単独

ロ 自賠責保険(共済)と任意の対人賠償保険(共済)との一括

保険金(損害賠償額)の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏名 金額 円 受領年月日 年 月 日

11 運行供用者が第二当事者(相手方)以外の場合の運行供用者

名称(氏名)	厚生運輸(株)	電話 ○○ - ○○○○ - ○○○○
所在地(住所)	東京都豊島区××町△-△-△	郵便番号 170 -○○○○

12 あなた(被災者)の人身傷害補償保険に関するこ

人身傷害補償保険に 加入している (していない)

証券番号 第	号	保険金額	万円
保険(共済) 契約者 (氏名)		あなた(被災者)と契約者との関係	

(住所)

保険会社の管轄店名 電話 - - -

管轄店所在地 郵便番号 -

人身傷害補償保険金の請求の有無 有 (無)

人身傷害補償保険の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏名 金額 円 受領年月日 年 月 日

(※) 交通事故以外の災害の場合は「届その2」を提出する必要はありません。

(届その3)

13 災害発生状況

第一当事者(被災者)・第二当事者(相手方)の行動、災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。

△△△にある作業現場で業務を終えて、水道橋にある会社に翌日の作業打合せのため戻る途中、国道○号線と国道△号線の交差点の信号が赤に変わったため停止していたところ、後方から加害者(第二氏)運転の車が私の車にぶつかりました。このため私は、頭部を強く打ち、負傷しました。

14 現場見取図

道路方向の地名(至〇〇方面)、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく記入してください。

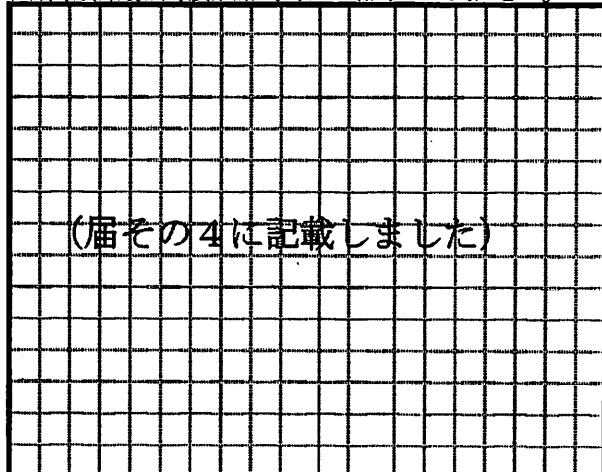


表 示 符 号							
自 車	■	横断 禁止	■	信 号	□□□	横 断 歩 道	目
相 手 車	□	人 間	×	(※赤、黄、青を表示すること)	□□	接 觸 点	×
進 行 方 向	↑	自 転 車	古	一 時 停 止	Y		

15 過失割合

私の過失割合は 0 %、相手の過失割合は 100 %だと思います。

理由 信号が赤に変わっているにもかかわらず、わき見運転していた相手方が停止しなかったため。

16 示談について

- イ 示談が成立した。(年 月 日) 交渉中
 ハ 示談はしない。
 ホ 裁判の見込み(年 月 日頃提訴予定) (年 月 日頃予定)

17 身体損傷及び診療機関

		私(被災者)側	相手側(わかっていることだけ記入してください。)
部位・傷病名	頸椎捻挫	身体損傷なし	
程度	全治1ヶ月(入院加療4日間)		
診療機関名称	医療法人〇〇病院		
所在地	東京都文京区〇〇町△-△-△		

18 損害賠償金の受領

受領年月日	支 払 者	金額・品目	名 目	受領年月日	支 払 者	金額・品目	名 目
受領なし							

事業主の証明	1欄の者については、2欄から6欄、13欄及び14欄に記載したとおりであることを証明します。						
	平成〇〇年4月21日						
	事業場の名称 厚労塗装工業(株) 事業主の氏名 代表取締役 職場 一郎 <input checked="" type="checkbox"/> 印 (法人の場合は代表者の役職・氏名)						

(※)通勤災害の場合には事業主の証明は必要ありません。

第三者行為災害届を記載するに当たっての留意事項

- 1 災害発生後、すみやかに提出してください。
なお、不明な事項がある場合には、空欄とし、提出時に申し出てください。
- 2 業務災害・通勤災害及び交通事故・交通事故以外のいずれか該当するものに○をしてください。
なお、例えば構内における移動式クレーンによる事故のような場合には交通事故に含まれます。
- 3 通勤災害の場合には、事業主の証明は必要ありません。
- 4 第一当事者(被災者)とは、労災保険給付を受ける原因となった業務災害又は通勤災害を被った者をいいます。
- 5 災害発生の場所は、〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇ストア前歩道のように具体的に記入してください。
- 6 第二当事者(相手方)が業務中であった場合には、「届その1」の4欄に記入してください。
- 7 第二当事者(相手方)側と示談を行う場合には、あらかじめ所轄労働基準監督署に必ず御相談ください。
示談の内容によっては、保険給付を受けられない場合があります。
- 8 交通事故以外の災害の場合には「届その2」を提出する必要はありません。
- 9 運行供用者とは、自己のために自動車の運行をさせる者をいいますが、一般的には自動車の所有者及び使用者等がこれに当たります。
- 10 「現場見取図」について、作業場における事故等で欄が不足し書ききれない場合にはこの用紙の下記記載欄を使用し、この「届その4」もあわせて提出してください。
- 11 損害賠償金を受領した場合には、第二当事者(相手方)又は保険会社等からを問わずすべて記入してください。
- 12 この届用紙に書ききれない場合には、適宜別紙に記載してあわせて提出してください。
- 13 「保険給付請求権者の氏名」の欄及び「事業主の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。

現 場 見 取 図

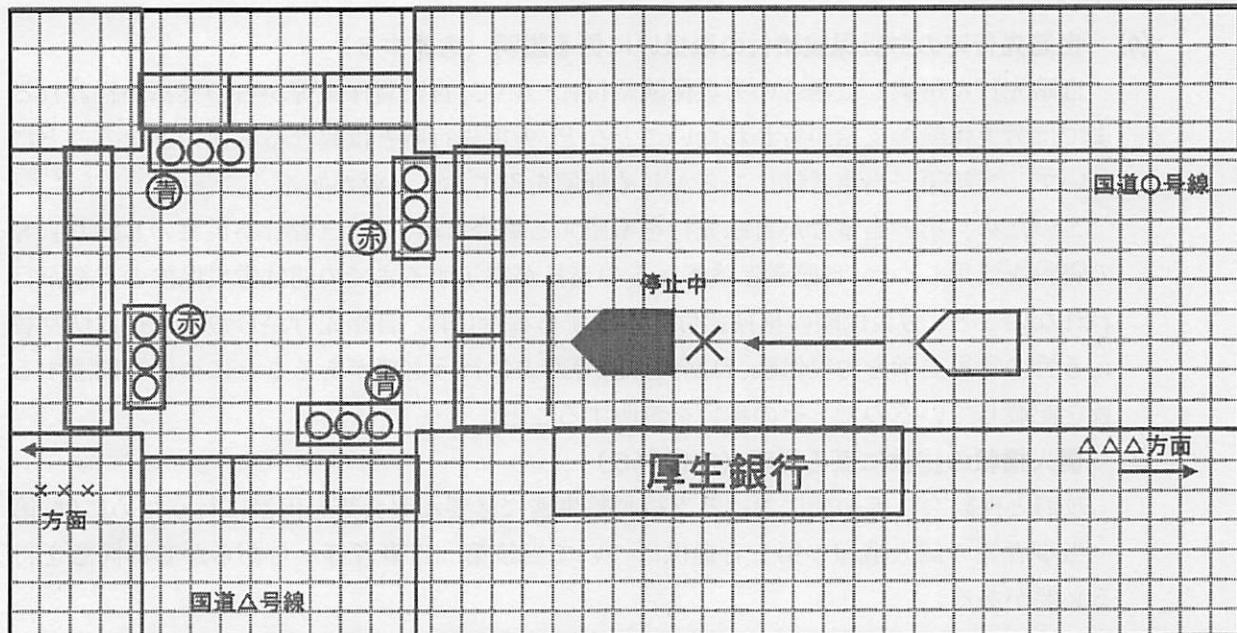


表 示 符 号							
自 車	横 断 禁 止	信 号	横 断 步 道	目			
相 手 車	人 間	(※赤、黄、青を表示すること)	接 触 点	X			
進 行 方 向	↑	自 車	一 時 停 止	Y			
		オートバイ					

(8) 第三者行為災害届に添付すべき書類の取扱いに当たっての留意事項

第三者行為災害届に添付すべき書類の取扱いに当たっての留意事項は次のとおりである。

ア 念書（兼同意書）（様式第1号）

念書（兼同意書）（以下「念書」という。）は、第三者行為災害において第一当事者等が労災保険の請求を行うに当たり、通常の労災保険の請求時にはない多くの注意点があることから、あらかじめこれらについて理解の上、同意を得ることで、支給調整等の事務処理を円滑に行うことを目的として第一当事者等から提出させるものである。したがって、念書の用紙を交付する際には、次の(ア)～(イ)の事項について主旨を丁寧に説明した上で署名を求める。

なお、第一当事者等の所属事業場の労務担当者や労働保険事務組合の担当者等が第一当事者等に代わって第一当事者等名の署名を行った念書には効力がないため、「請求権者の氏名」欄については、必ず本人が自署するよう指導すること。

(7) 示談に係る説明（念書中1、2）

念書の目的の第一は、第一当事者等が安易な示談を行った結果労災保険給付を行うことができなくなる場合や、労災保険給付を行ったとしても保険会社等が既に示談が成立していることを理由として求償に応じようとしない等、支給調整事務に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため、第一当事者等に注意を喚起することにある。

このため、示談の内容によっては労災保険給付が受けられなくなる場合や返納を求められる場合がある旨、及び第一当事者等が労災保険給付を受けた場合については、その価額の限度で第一当事者等が有する損害賠償金を受領することを承知する旨を明記しているので、その趣旨を漏れや誤解のないよう、丁寧に説明すること。

(1) 支給調整に係る説明（念書中3、4）

労災保険における求償及び控除の支給調整についての記載であるので、その主旨を説明すること。

(4) 自賠先行時の労災保険給付の取扱いに係る説明（念書中5）

自賠先行を選択した場合の労災保険給付について、自賠責保険等からの支払が行われるまでは労災保険の支給が行われないことなど、労災先行時とは異なる取扱いとなることについて、当該第一当事者等にあらかじめ理解を得ておく必要がある。

このため、第一当事者が自賠先行を希望する場合には、「第三者行為災害のしおり」等の資料を活用しつつ、自賠責保険等からの支払が完了するまでの間は労災保険の支給が行われないこと、労災保険の早期給付を希望する場合には、自賠先行から労災先行に切り替える旨の意思表示を労災保険、自賠責保険等双方に行う必要があることについて同意する旨を記載しているので、その趣旨を説明すること。

(5) 個人情報の提供に係る説明（念書中6）

政府と保険会社等の間における支給調整事務に必要な照会等を円滑に行うためには、第一当事者等の個人情報の第三者提供について当該第一当事者等からあらかじめ同意を得る必要がある。

このため、第一当事者が人傷保険に加入している場合には第一当事者等が保険金請求権を有する人傷保険取扱保険会社に対して第一当事者等の労災保険請求、支給決定及び給付の状況が通知されること並びに政府と保険会社等との間で労災保険給付及び損害賠償金受領等の業務に関して必要な事項の提供を行うこと等、第一当事者等の個人情報の取扱いについて同意する旨を記載しているので、その趣旨を説明すること。

イ 交通事故証明書等

交通事故証明書は、自動車安全運転センターにおいて交付証明を受けたものの原本を提出させること。

なお、警察署への未届出等の理由により証明書の提出ができない場合については、様式第3号「交通事故発生届」を提出させること。また、交通事故以外の場合については、当該災害発生の事実等に関し、公的機関の証明書等が得られる場合には当該証明書等の提出を行うよう指導すること。

【記載例】念書（兼同意書）

様式第1号

念書（兼同意書）

災害発生年月日	平成〇〇年4月6日	災害発生場所	文京区△△町△丁目△番地 厚生銀行前国道〇号線上
第一当事者(被災者)氏名	霞が関 太郎	第二当事者(相手方)氏名	労働 次郎

- 1 上記災害に関して、労災保険給付を請求するに当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
 - (1) 相手方と示談や和解(裁判上・外の両方を含む。以下同じ。)を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 - (2) 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - (3) 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額(評価額)を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に連絡します。
- 2 上記災害に関して、私が相手方と行った示談や和解の内容によっては、労災保険給付を受けられない場合や、受領した労災保険給付の返納を求められる場合があることについては承知しました。
- 3 上記災害に関して、私が労災保険給付を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等(相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社(共済)等をいう。以下同じ。)に対する被害者請求権を、政府が労災保険給付の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
- 4 上記災害に関して、相手方、又は相手方が加入している保険会社等から、労災保険に先立ち、労災保険と同一の事由に基づく損害賠償金の支払を受けている場合、労災保険が給付すべき額から、私が受領した損害賠償金の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合のみ、労災保険が給付されることについて、承知しました。
- 5 上記災害に関して、私が労災保険の請求と相手方が加入している自賠責保険又は自賠責共済(以下「自賠責保険等」という。)に対する被害者請求の両方を行い、かつ、労災保険に先行して労災保険と同一の事由の損害項目について、自賠責保険等からの支払を希望する旨の意思表示を行った場合の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - (1) 労災保険と同一の事由の損害項目について、自賠責保険等からの支払が完了するまでの間は、労災保険の支給が行われないこと。
 - (2) 自賠責保険等からの支払に時間を要する等の事情が生じたことから、自賠責保険等からの支払に先行して労災保険の給付を希望する場合には、必ず貴職及び自賠責保険等の担当者に対してその旨の連絡を行うこと。
- 6 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書(兼同意書)の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - (1) 貴職が、私の労災保険の請求、決定及び給付(その見込みを含む。)の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱会社に対して提供すること。
 - (2) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関する必要な事項(保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳(その見込みを含む。)等)について、保険会社等から提供を受けること。
 - (3) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関する必要な事項(保険給付額の算出基礎となる資料等)について、保険会社等に対して提供すること。
 - (4) この念書(兼同意書)をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
 - (5) この念書(兼同意書)を保険会社等へ提示すること。

平成〇〇年4月24日

中央 労働基準監督署長 殿

請求権者の住所 _____ 文京区〇〇町△-△-△

氏名 _____ 霞が関 太郎 印
(※請求権者の氏名は請求権者が自署してください。)

【記載例】交通事故発生届

様式第3号

交通事故発生届（「交通事故証明書」が得られない場合）

当事者	① （被 第一 当事者 者）	氏名	第一 太郎			(37) 歳
	住所	東京都大田区下丸子〇〇〇			TEL	03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	車両登録番号	品川400 あ〇〇〇〇	自賠責保険証明書番号	Y〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
当事者	② （ 第一 相 当事者 手方 者）	氏名	第二 次郎			(30) 歳
	住所	東京都世田谷区奥沢〇一〇一〇			TEL	03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	車両登録番号	品川 500か〇〇〇〇	自賠責保険証明書番号	S〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
③ 事故発生日時	平成 △△ 年 7 月 29 日		午前	午後	3 時 00 分	
④ 事故発生場所	渋谷区〇〇町△-△ (株)〇〇運輸敷地内					
⑤ 災害発生状況	(株)〇〇運輸の敷地内(構内)において、駐車場から事務所へ歩いている際、右折してきた加害者の自動車に左足をひかれ、左足親指を骨折した。					
⑥ 「交通事故証明書」 が得られない理由	・構内においてぶつかったため、交通事故ではないと思い、交通事故証明の申請を行わなかったため。 ・被災時には痛みがなく、交通事故証明書を申請する必要がないと思ったため。					
⑦ （ 第一 被 当事者 者）	上記⑥の理由により、「交通事故証明書」は提出できませんが、事故発生の事実は上記①～⑥に記載しましたとおりです。 平成 △△ 年 8 月 1 日 氏名 第一 太郎 印 住所 東京都大田区下丸子〇〇〇					
⑧ 目撃者	上記①～⑤に記載された事故を目撃したことを証明します。 平成 年 月 日 氏名 目撃者はなし 印 住所 _____ TEL ()					
⑨ （ 第一 相 当事者 手方 者）	上記①～⑤に記載された事故により①の者に損害を与えたことを自認します。 平成 △△ 年 7 月 29 日 氏名 第二 次郎 印 住所 東京都世田谷区奥沢〇一〇一〇 TEL 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 事業場の名称 (株)〇〇運輸 代表者職氏名 代表取締役 会社 守 印					

平成 △△ 年 8 月 1 日

中央 労働基準監督署長 殿
 届出人 氏名 第一 太郎 印
 住所 東京都大田区下丸子〇〇〇

〔注意〕

1. 警察署への届出をしなかった等のために「交通事故証明書」の提出ができない場合に提出してください。
2. ①及び②の「車両登録番号」及び「自賠責保険証明書番号」の欄には、交通事故発生時において、被災者又は第三者が乗車していた車両に関する事項を記載してください。
3. ⑨の「事業場の名称」及び「代表者職氏名」の欄には、⑨の第三者が業務中であった場合のみ⑨の第三者の代表者の証明を受けてください。
4. ⑦、⑧及び⑨の「氏名」の欄、⑨の「代表者職氏名」の欄及び「届出人氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

3 示談等についての指導

示談と労災保険給付との関係は、第1章の第3の4の(2)のとおりであるが、第一当事者等が安易な示談を行うと、支給調整事務に支障を来たすことが懸念されるため、

①念書を交付するとき、②第三者行為災害届の提出を受けるとき、③労災先行で労災保険給付を行ったとき

等に第二当事者等と示談を行おうとする場合には、必ず前もってその内容を申し出ること及び第二当事者等との間で示談が成立した場合には、示談書の写しを速やかに提出することについて、第一当事者等に対して指導すること。

また、労災先行で年金給付を行っている者に対しては、定期的に示談状況の確認を行うとともに、示談締結日まで労災保険給付は継続することから、示談締結日までの年金給付額が示談内容に反映されるよう第一当事者等及び第二当事者等に指導すること。

なお、裁判上の和解についても、示談の場合に準じて上記の指導を行うこと。

第2 第三者行為災害届の受付等

1 第三者行為災害届の受付とシステム入力

第一当事者等より第三者行為災害届が提出されたら、受付印押印後、三者システムに必要な情報（第三者行為災害情報、第一当事者（被災者）情報等）を登録すること（機械処理手引XII-2-(2)-7参照）。三者システムに第三者行為災害に係る情報を登録し、「第三者行為災害情報検索画面」で検索した結果を「第三者行為災害情報受付台帳（以下「受付台帳」という。機械処理手引XII-6-(1)-1参照。）」として印刷することができる。

なお、システム内の情報については、「求償確認年月日（署）」を入力して「登録」により確定すると状態区分が「署調査完了」となるが、その後、状態区分が「局通知済」になるまでは、入力情報は確定されず、随時更新可能である。したがって、「求償確認年月日（署）」を入力して「登録」により確定するまでの間は、他の入力項目について、未確定の情報を入力しても差し支えない。また、受付番号については、システム内で自動的に付与されるので、署で振り出す必要はない。入力項目の中で特に留意すべき項目は次のとおりである。

① 第三者行為災害情報の「受付年月日」欄

署担当者が労災の請求書を受け付けた日か、第三者行為災害届を受け付けた日のいずれか早い方を入力すること。

② 第三者行為災害情報の「求償確認年月日（署）」欄

当該事案に関して、署から局長あて債権発生に係る通知（又は三者非該当等の決定）をシステム上で行うに当たり、署において決裁が終了した日を入力すること。当該項目を入力し、「登録」ボタン押下により処理を確定すると状態区分が「署調査完了」となるが、さらにその後、債権発生通知（第7の2参照）が行われ、状態区分が「局通知済」になると、以後の更新権限が局に移り、局において差し戻し処理を行うまでは、一部を除き、署においてシステムへの情報入力が不能となるので、注意すること。

③ 第三者行為災害情報の「復命書番号」欄

第三者行為災害に係る調査復命書を作成した場合に入力すること。番号は年度、署ごとに0001からの4桁の連番とすること。

2 第三者行為災害届の記載内容の審査

第三者行為災害届は支給調整事務を適正に行う上で重要な書類であることから、以後の事務処理に支障を来さないように、各項目の記入漏れ、押印漏れ等がないかを点検すること。

受付時に入力した後、審査を行った結果、誤りが発見され、提出者に書類の訂正等を行わせた場合は、必ず訂正後お情報を三者システムに反映すること。

3 第三者行為災害届の添付資料の審査

必要書類の添付漏れ及び念書の記入漏れがないか確認すること。また、各添付書類の受付年月日や添付資料中の情報で必要なものについては、機械処理手引に従い、三者システムへのデータ入力を行うこと。

第3 第三者行為災害報告書の受付等

第三者行為災害報告書は、政府が、労災保険給付の原因となった災害を発生させた第二当事者に対して提出を求める書類であり、第二当事者に関する事項、災害発生状況、損害賠償金の支払状況等を記載するものであるが、当該報告書は第三者行為災害における支給調整事務を適正に行う上で必要な書類である。

1 第三者行為災害報告書の提出依頼

第三者行為災害届が提出されたこと等により第三者行為災害の発生を把握した場合には、当該第三者行為災害届に記載された第二当事者に対して、速やかに様式第4号「第三者行為災害報告書の提出について」を送付し、第三者行為災害報告書の提出を求ること。

(1) 提出依頼に当たっての留意事項

第三者行為災害報告書の提出を求める際には提出期限を明示し、期限までに提出がない場合には、提出の督促を文書及び電話により行うこと。

また、様式第4号には、第一当事者等に対して労災先行で保険給付を行った場合には第二当事者等に対して求償することになる旨を明記しているので、第二当事者等より照会があった場合には、支給調整の趣旨や内容等について十分に説明すること。

(2) 第三者行為災害報告書を提出させる必要がない場合

特別支給金のみの申請であることが明らかな場合及び第三者行為災害届等の内容から求償権行使の差し控え事案に該当することが明確な場合には、第二当事者等に対して第三者行為災害報告書を提出させる必要はない。

2 第三者行為災害報告書の受付

第三者行為災害報告書を受け付けた場合は、機械処理手引(XII-2-(2)-10参照)に基づき、報告書の受付日や内容を三者システムに登録するとともに、処理経過簿情報にも報告書を受け付けた旨の事跡を記録すること。

【記載例】第三者行為災害報告書

(報告書その1)

第三者行為災害報告書(調査書)

1 あなたの氏名、住所及び職業等

氏名	第二 次郎		<input checked="" type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女	生年月日	昭和△△年 5月 21日 (30 歳)		
住所	東京都世田谷区奥沢○-○-○				郵便番号	○○○-○○○○		
電話(自宅)	○○○-○○○○-○○○○		(携帯)	090-○○○○-○○○○				
職業	会社員	勤務先	(株)B商店					
所在地	東京都目黒区大岡山○-○-○				郵便番号	○○○-○○○○		
電話	03-○○○○-○○○○			代表者(役職)	代表取締役	(氏名) 会社 守		

2 事故発生年月日、場所及びその時の用務

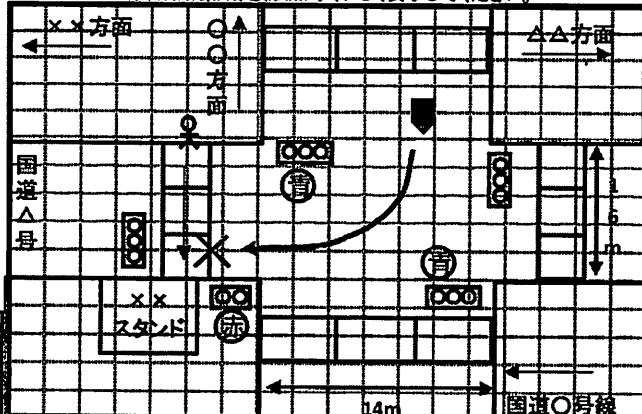
日時	平成○○年 3月 3日		<input checked="" type="radio"/> 午前	<input type="radio"/> 午後	時	分頃
場所	千葉県鎌ヶ谷市△△町△丁目△番地 国道○号線と国道△号線の交差点内					
事故発生時の用務	<input checked="" type="checkbox"/> 業務中 <input type="checkbox"/> 通勤途上 <input type="checkbox"/> 私用					
内容	取引先の会社を商談のため訪ね、用務終了後自分の会社に戻る途中であった。					

3 事故発生状況(あなた・相手方の行動・災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。)

私は○○市内にある(株)AB商会と商談の打ち合わせを行った後、××市××にある自分の会社に戻るため、国道○号線を××方面に右折しようとした。
交差点の信号は青であったのでそのまま右折したところ、歩行者用信号が赤にもかかわらず、相手方が横断歩道を渡ってきたため、直前で急ブレーキをかけたが間に合わなかった。

4 現場見取図

道路方向の地名(至○○方面)、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。



5 事故現場の状況(あなたが運転者の場合にのみ記入してください。)

天 候	<input checked="" type="radio"/> 晴	<input type="radio"/> 曇	<input type="radio"/> 小雨	<input type="radio"/> 雨	<input type="radio"/> 小雪	<input type="radio"/> 雪	<input type="radio"/> 暴風雨	<input type="radio"/> 霧	<input type="radio"/> 流氷			
見 透 し	<input checked="" type="radio"/> 良い	<input type="radio"/> 悪い	(障害物: があつた。)									
道 路 の 状 況	道路の幅 (16) m.				舗装	非舗装	坂 (<input type="radio"/> 上り <input type="radio"/> 下り <input type="radio"/> 細 <input type="radio"/> 急)					
	<input type="checkbox"/> でこぼこ	砂利道	道路欠損	工事中	凍結	その他 ()						
標 識	速度制限 (50 km/h)				追い越し禁止	一時停止	駐車禁止					
信 号 機	無	<input checked="" type="radio"/> 有 (青 色で交差点に入った)	信号機時間外 (黄色点滅 <input type="radio"/> 赤点滅)									
交 通 量	多い	少ない	(中位)									

6 事故当時のあなたの行為、心身の状況及び車両の状況(あなたが運転者の場合にのみ記入してください。)

心身の状況	<input checked="" type="radio"/> 正常	<input type="radio"/> いねむり	<input type="radio"/> 疲労	<input type="radio"/> わき見	<input type="radio"/> 病気 ()	<input type="radio"/> 飲酒				
あなたの行為	交差点における運行状況(信号機の場合 (青) 色で交差点に入った。)									
	直前に警笛を ……	<input type="radio"/> 喚らした	<input type="radio"/> 喚らさない	相手を発見したのは () m 手前						
	ブレーキを ……	<input checked="" type="radio"/> かけた (スリップ : 3 m)	<input type="radio"/> かけない	方向指示灯 …… <input checked="" type="radio"/> なし	<input type="radio"/> ださない					
車両の状況	速度は ……	約 km/h	相手は約 km/h							
	<input checked="" type="radio"/> 正常	ブレーキ故障	ハンドル装置故障	無灯火	灯火不備					
	タイヤ破損	その他 ()								

7 災害調査を行った警察署又は派出所の名称

×× 警察署 交通 係(派出所)

8 災害発生の事実の現認者

氏名	電話		
住所	郵便番号		

9 あなたの自賠責保険(共済)及び任意保険(共済)に関するごとに記入してください。(あなたが運転者の場合)

自 賠 責	保険(共済)加入の有無			(有) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	保険(共済)金請求の有無		有 <input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> 無
	保険会社(農協)	名称	△△海上火災(株) ○○支店	所在地	東京都大田区蒲田○-○-○		
	証明番号	S000000000			期間	平成△△年○月○日～平成△△年●月●日	
	契約者氏名	(株)B商店			保有者氏名	(株)B商店	契約者との関係 本人
任 意	保険(共済)加入の有無			(有) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	保険(共済)金請求の有無		有 <input checked="" type="radio"/> <input type="radio"/> 無
	保険会社(農協)	名称	△△海上火災(株) ○○支店	所在地	東京都大田区蒲田○-○-○		
	証券番号	00000000000			期間	平成△△年○月○日～平成△△年●月●日	
	保険(共済)金額	対人	無制限	万円	契約者氏名	(株)B商店	

10 あなたの運転していた車両(あなたが運転者の場合にのみ記入してください。)

車種	大(普)	特	自二	軽自	原付自	登録番号(車両番号)	品川500 か ○○○○
運転者の免許	(有) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	免許の種類	免許証番号	資格取得	有効期限	免許の条件	

11 身体損傷及び診療機関

あなた側		相手側(わかっていることだけ記入してください。)	
部位、傷病名		部位、傷病名	頸椎ねんざ、胸部打撲
程度		程度	全治1か月
診療機関名称		診療機関名称	○○大学病院
所在地		所在地	東京都大田区池上

12 過失割合

私の過失割合は 50 %、相手の過失割合は 50 %だと思います。

(理由)

相手方が歩行者用信号が赤色になっているのに渡ろうとしたのは悪いが、私も前方不注意であった。

13 示談について

成立した 交渉中 示談はしない 示談をする予定(○○年○月○日頃の予定) 裁判の見込み(○○年○月○日頃提訴予定)

14 損害賠償金の支払い

年月日	金額又は品目	名目	年月日	金額又は品目	名目

上記の記載内容は事実と相違ありません。

平成○○年○月○日

中央 労働基準監督署長 殿

報告人氏名 第二 次郎 印

事業場所在地 市川市××町△-△-△

※調査者氏名

代表者職氏名 代表取締役 会社 守 印
あなたが業務中であった場合にのみ代表者の証明を受けてください。

(注意)

「報告人氏名」の欄及び「代表者職氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。

【記載上の注意点】

- 事項を選択する場合は該当する事項を○で囲んでください。
- 2欄の事故発生場所は、○○町○○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。
- 8欄は、警察へ届け出ていない等で事故調査が行われていない場合に、事故の発生状況のわかる人を記入してください。
- 12欄は、あなたの判断に基づいて記入してください。また、その判断の理由についても記入してください。
- 14欄は、治療費、慰謝料、休業逸失利益、葬儀費等名目ごとに記入してください。
- 事業主の署名、捺印については、あなたが業務中に事故が発生した場合にのみ受けしてください。

【Excel 帳票作成ツール対応】

【記載例】第三者行為災害報告書の提出について（依頼）

様式第4号

平成△△年 9月 9日

第二 次郎 殿

×× 労働基準監督署

第三者行為災害報告書の提出について（依頼）

平成△△年7月29日 午前・午後 3時 00分頃 □□通り スーパー▽▽前 において、あなたと 第一 太郎との間に発生した災害（事故）に関しまして、この度から労災保険給付の請求がありました。つきまして、本件災害の発生状況等についてあなたのご意見等がございましたら、お忙しいところ大変恐れ入りますが、別添報告書を 平成△△年9月20日までに御回報くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

上記の期日までに御回報いただけなかった場合は、相手方の申立てによって本件災害の過失割合等が決定されることがありますので、念のために申し添えます。

また、政府による労災保険給付があなたの損害賠償より先に行われると、あなたが行うべき損害賠償を結果的に政府が肩代わりした形になります。この場合、労災保険法第12条の4第1項の規定により、政府はあなたが損害賠償責任を負う範囲内で労災保険給付に相当する額をあなたに請求する場合がございますので、ご留意ください。

郵便番号 〇〇〇・〇〇〇〇

住所 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

電話番号 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

×× 労働基準監督署 担当者 〇〇 〇〇印

第4 進行管理

署管理者（署長、副署長及び労災担当課長をいう。以下同じ。）は、適切な進行管理を行う観点から、概ね四半期に一度、第三者システムの受付台帳及び第三者行為災害処理経過簿（以下「処理経過簿」という。）を確認することにより、第三者行為災害該当事案の処理状況を把握すること。

1 第三者行為災害情報受付台帳の定期的な決裁

署管理者は、前記第2の1の受付台帳を用いて、特段の理由なく処理が遅滞していないかどうか確認すること。また、第三者システムの機能により、一定期間の処理が滞っている事案等については、第三者行為災害未処理事案リストが出力されることから、その情報を注視しするとともに、災害発生後2年9か月以上を経過した段階で労災保険に請求が行われた事案については、災害発生から3年以内に求償権の行使を行う必要があることから、第三者行為災害届を受理した段階で速やかに局に報告を行う等、求償権の行使を意識した進行管理を行うこと。なお、受付台帳の決裁は、第三者システムから印刷した受付台帳に決裁欄を設けるなどにより行うこと。

2 第三者行為災害処理経過簿（様式第11号）の定期的な決裁

第三者行為災害における支給調整事務において、その処理経過を明確にし事務処理を容易にするため、担当者は、次の処理を行った都度漏れなく、第三者システム上で処理経過簿情報中の処理経過欄に簡潔に追記、登録すること（詳細は機械処理手引XII-2-(2)-13を参照）。

- ①求償権行使の差し控え事案に該当した場合
- ②保険会社等へ照会を行った場合
- ③保険会社から回答を受理した場合
- ④人傷保険取扱保険会社に対する通知を行った場合
- ⑤実地調査を行った場合
- ⑥署における第三者事務に必要な決裁等を終え、「求償確認年月日（署）」欄を入力した場合

なお、処理経過簿情報中の第一当事者や第二当事者、保険関係の情報等は、第三者システムに入力した情報が自動反映される。

また、管理者は、次の手順により、第三者システム上の処理経過簿の確認を概ね四半期に一度行うこと。ただし、災害発生日から3か月以内に、第三者システム上で「求償確認年月日（署）」欄の入力を完了できる事案については、当該確認を省略しても差し支えない。

- ① システム上で処理経過登録・修正画面を開き、「年月日」欄には処理経過の確認を行った年月日を、「相手方区分」欄には「90:局署等」を選択する。
- ② 「処理経過」欄には、定型文として、「確認済（役職名）」の文言を記載する。
(例：確認済（署長))

※ 確認期間を特に明示しない場合は、前回の処理経過簿確認分以降直近分までの処理経過を確認したことを意味するものとする。したがって、処理経過を確認する際は必ず当該処理経過を漏れなく確認すること。なお、任意の日付や期間を確認期間として入力することも差し支えない。

(例：○月○日～●月●日分まで確認済（署長))

※ 処理経過簿情報画面では、処理経過を登録・更新したユーザIDが表示されるため、人

事異動後等に判別が困難となるため、処理経過欄には必ず「確認した者の役職名」を記入すること。

なお、局においては処理経過簿情報を編集することはできないが、参照は可能なので、適宜事案の進捗確認等に活用すること。

3 長期未決事案に係る取り扱い

第三者行為災害事案については、原則として自賠先行の取扱いとしており、自賠先行事案については、念書において自賠責保険等の支払が完了するまで労災保険の支給が行われないこと等について同意を得ることとしている。したがって、自賠先行事案については、保険会社からの支払が完了しないことにより未決となっている場合には、長期未決事案としては取り扱わず、未決解消のための事案管理から除外することとし、事案の詳細な管理及び対応は不要である。

なお、本取扱いは、労災保険と自動車保険等に同時請求されている事案において、第一当事者からの意思表示に基づき、又は、保険会社等との調整の結果、自動車保険等の支払完了後に労災保険を支給することとなったものの、その後、自動車保険等からの支払に時間要していることにより、労災保険給付ができない場合についても同様とする。

ただし、保険会社側等からの支払を待つ必要があるといった他律的な要因に因るものではなく、署の調査等に時間を要していることを事情とした支払の遅延については、自賠先行か否かを問わず、他の長期未決事案と同様の対応が必要であること。

第三者行為災害情報受付台帳

【三者システムからの出力帳票】

【出力例】第三者行為災害情報受付台帳

受付番号	受付年月日	労働保険番号	被災労働者氏名	生年月日	災害通別	災害発生年月日	3年超過日	求償額(年月日) (喪命番号)	処理区分	保険給付状況区分	備考
3701-7-31-1-0022	129. 4. 3	37101006400000	労災 太郎	S64. 1. 1	業災	129. 4. 1	H32. 4. 1	I29. 4. 3 (0001)	未対応	完了	備考
3701-7-31-1-0023	129. 4. 3	37101006400000	労災 一部	S64. 1. 2	業災	129. 4. 2	H32. 4. 2	I29. 4. 3 (0001)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0025	129. 5. 29	37101006400000	労災 二期	S64. 1. 3	業災	129. 4. 3	H32. 4. 3	I29. 5. 29 (0001)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0026	129. 5. 29	37101006400000	労災 三期	S64. 1. 4	業災	129. 4. 4	H32. 4. 4	I29. 5. 29 (0002)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0027	129. 5. 29	37101006400000	労災 四郎	S64. 1. 5	業災	129. 4. 5	H32. 4. 5	I29. 5. 29 (0003)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0028	129. 5. 29	37101006400000	労災 五郎	S64. 1. 6	業災	129. 4. 6	H32. 4. 6	I29. 5. 29 (0004)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0029	129. 5. 29	37101006400000	労災 六郎	S64. 1. 7	業災	129. 4. 7	H32. 4. 7	I29. 5. 29 (0005)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0030	129. 5. 29	37101006400000	労災 七郎	H1. 1. 8	業災	129. 4. 8	H32. 4. 8	I29. 5. 29 (0006)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0031	129. 5. 29	37101006400000	労災 八郎	H1. 1. 9	業災	129. 4. 9	H32. 4. 9	I29. 5. 29 (0007)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0032	129. 5. 29	37101006400000	労災 九郎	H1. 1. 10	業災	129. 4. 10	H32. 4. 10	I29. 5. 29 (0008)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0033	129. 5. 29	37101006400000	労災 十郎	H1. 1. 11	業災	129. 4. 11	H32. 4. 11	I29. 5. 29 (0009)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0034	129. 5. 29	37101006400000	労災 一大郎	H1. 1. 12	業災	129. 4. 12	H32. 4. 12	I29. 5. 29 (0010)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0035	129. 5. 29	37101006400000	労災 二太郎	H1. 1. 13	業災	129. 4. 13	H32. 4. 13	I29. 5. 29 (0011)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0036	129. 5. 29	37101006400000	労災 三太郎	H1. 1. 14	業災	129. 4. 14	H32. 4. 14	I29. 5. 29 (0012)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0037	129. 5. 29	37101006400000	労災 四太郎	H1. 1. 15	業災	129. 4. 15	H32. 4. 15	I29. 5. 29 (0013)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0038	129. 5. 29	37101006400000	労災 五太郎	H1. 1. 16	業災	129. 4. 16	H32. 4. 16	I29. 5. 29 (0014)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0039	129. 5. 29	37101006400000	労災 六太郎	H1. 1. 17	業災	129. 4. 17	H32. 4. 17	I29. 5. 29 (0015)	要求済	完了	備考
3701-7-31-1-0040	129. 5. 29	37101006400000	労災 七太郎	H1. 1. 18	業災	129. 4. 18	H32. 4. 18	I29. 5. 29 (0016)	要求済	完了	備考

【三者システムからの出力帳票】

【出力例】第三者行為災害処理経過簿

様式第11号

第三者行為災害処理経過簿							
受付番号	1301-7-29-1-0003	労働保険番号	13101122455000	年月日	平成△△年8月30日	記録番号	
災害発生日時	平成△△年7月29日						
災害発生場所	東京都大田区池上〇-〇-〇 池上通り スーパー▽▽						
	第一当事者(被災者)			第二当事者(相手方)			
氏名	第一 太郎			第二 次郎			
住所	東京都大田区下丸子〇〇〇			東京都世田谷区奥沢〇-〇-〇			
所属事業場	(株)A運輸			(株)B商店			
所在地	東京都大田区池上〇-〇-〇			東京都目黒区大岡山〇-〇-〇			
代表者職氏名	職場 一郎			会社 守			
事業主責任の有無				無			
自賠責保険及び自動車保険	管轄店名	X火災海上(株)◇支店					
	所在地	東京都大田区蒲田〇-〇-〇					
	証明書番号	S000000000					
	保険(共済)契約者	第二次郎					
	照会年月日	平成△△年10月16日	督促年月日		回答年月日		
自動車保険	管轄店名	X火災海上(株)◇支店					
	所在地	東京都大田区蒲田〇-〇-〇					
	証券番号	0000000000					
	保険(共済)契約者	第二次郎					
	保険(共済)金額	対人 (5,000,000) 円					
実地調査	照会年月日	平成△△年10月16日	督促年月日		回答年月日		
	保険(共済)金の支払						
第三者行為災害報告書	送付	平成△△年9月9日		回答	平成△△年9月12日		
実地調査	対象	被災者			相手方		
	調査年月日						
	復命書番号						
受付書類	第三者行為災害届	平成△△年8月7日		念書	平成△△年8月7日		
	交通事故証明書						
保険給付(求償権取得・依頼発生)通知	初回通知年月日			最新通知年月日			
備考							

【三者システムからの出力帳票】

【出力例】第三者行為災害処理経過簿（続き）

相手方区分

- 01 第二当事者本人 02 自賠責保険会社（共済） 03 任意保険会社（共済）
04 使用者 05 運行供用者 06 その他

第三者行為災害未処理事案リスト(署)

01局(北海道)
02函館労働基準監督署

処理年月日 平成29年 4月20日

受付番号	労働保険番号	生年月日	災害発生日	第一当事者氏名	第二当事者氏名	受付年月日	求償確認年月日	3年経過日	状態区分
0102-7-29-1-0001	01101073159000	H10. 1. 1	H29. 1. 1	呻き仔呻 労災 一郎	労災 一子	H29. 1. 1		H32. 1. 1	署調査中
0102-7-29-1-0002	01101073159000	H10. 1. 2	H29. 1. 2	呻きシ呻 労災 二郎	労災 二子	H29. 1. 2		H32. 1. 2	署調査中
0102-7-29-1-0003	01101073159000	H10. 1. 3	H29. 1. 3	呻きサ'呻 労災 三郎	労災 三子	H29. 1. 3		H32. 1. 3	署調査中
0102-7-29-1-0004	01101073159000	H10. 1. 4	H29. 1. 4	呻きシ呻 労災 四郎	労災 四子	H29. 1. 4		H32. 1. 4	署調査中
0102-7-29-1-0005	01101073159000	H10. 1. 5	H29. 1. 5	呻きゴ'呻 労災 五郎	労災 五子	H29. 1. 5		H32. 1. 5	署調査中

【出力例】第三者行為災害未処理事案リスト

【第三者システムからの出力帳票】

第5 第三者行為災害に関する支給調整に係る調査

署における第三者行為災害の調査は、業務災害又は通勤災害に係る事実関係の把握のみならず、第一当事者等に生じた損害額の把握、第一当事者と第二当事者の過失割合に関する調査等、支給調整事務を迅速・適正に処理するための基礎となるものであることから、調査の実施に当たっては、第三者行為災害届及びその添付書類、第三者行為災害報告書等を合わせて検討し、事実関係の正確な把握に努めること。

1 調査の方法及び時期

第三者行為災害に係る調査は通信調査を原則とし、必要に応じ実地調査（呼出調査を含む。）を行うこと。

(1) 通信調査

第三者行為災害届及びその添付書類、第三者行為災害報告書等により必要な事実関係を把握すること。

ア 両当事者の申し立てが一致している場合

第一当事者等より提出された第三者行為災害届の記載内容と第二当事者より提出された第三者行為災害報告書の記載内容を比較検討し、両当事者の申立てに争いがなく事実関係が明確になっていると判断された場合には、実地調査を省略し、所要の事務処理を行って差し支えない。

イ 警察等捜査機関に照会を行う場合

災害発生状況等について、警察等の捜査機関に照会を行う場合は、昭和34年5月2日付基発第103号により通知しているとおり、警察庁に対して協力要請を行っているのでこれを参考にすること。

なお、労災保険法第49条の3に基づく資料の提供等の協力要請は、労災則第1条第1項に基づき局長の権限において行うものであり、署長の権限では行うことができないため、これに留意すること。

(2) 実地調査

実地調査は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、その他の添付書類等を総合的に検討し、その内容に不備や不審な点等があると認められる場合及びこれらの書類が未提出のため事実関係を実地調査により確認する必要が認められる場合に、第三者行為災害報告書（調査書）を用いて実施すること。

2 調査復命書の作成

第三者行為災害報告書の提出があったとき及び実地調査を実施したときには、調査復命書を作成し、調査過程で収集した資料、電話録取書、第三者行為災害報告書、第三者行為災害届等を添付した上で、速やかに署長の決裁を受けること。なお、調査復命書は三者システムのExcel帳票作成ツールから作成することも可能である。

3 第二当事者等に対する調査

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案については、第二当事者等に対して、上記1により損害賠償の受領状況、過失割合に係る意見等を確認すること。

また、自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案であっても、第二当事者等が損害賠償を行っていることもあり得るので、必要に応じて調査を行うこと。

4 保険会社等に対する調査

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、第一当事者等に対する重複払いを防止するとともに、支給調整事務を円滑に進める観点から、保険会社等に対して、保険金支払の有無及び当事者の過失割合に対する意見等を照会すること。

なお、第二当事者が自動車保険に加入していない場合を除き、初回の照会は必ず、第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書等により把握した自賠責保険等及び自動車保険等のそれぞれの事故処理管轄店に対して行うこと。

(1) 保険会社等に対する照会方法

保険会社等に対する照会は、第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書等により把握した自賠責保険等及び自動車保険等の事故処理管轄店に対してそれぞれ、労災保険給付を予定している年月日、金額等を通知するとともに、自賠責保険等又は自動車保険等に対する保険金の請求の有無、支払年月日又は支払予定年月日、損害の種類、損害額、支払額等の内訳を様式第5号「労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会」により、照会すること。

なお、照会に当たっては、様式第6号「損害賠償等につき回答」の用紙、その記載例及び第一当事者等より提出を受けた念書を添付すること。

ア 回答期限の設定

様式第5号を保険会社等に対して送付する際には、原則として2週間の回答期限を設定し、迅速に回答を得ることができるよう配慮すること。また、事実関係についての調査等を要するため過失割合についての意見の提出が遅れるような場合には、判明する事項から順次回答するよう保険会社等に対して要請すること。

イ 添付書類

自動車保険等に対しては、第一当事者、第二当事者双方の過失割合についての保険会社の意見を徴することとしているので、災害発生状況等過失割合の判断に必要な参考資料を添付すること。この場合、添付する参考資料は、第三者行為災害届の写しで差し支えないこと。

ウ 保険会社等からの照会への対応

保険会社等に対しては、様式第5号を用いて労災保険の給付予定を通知することとしているので、重複払いを防止し支給調整事務を円滑に進めるため、保険会社等から照会が行われた際には適切に対応すること。

また、「保険金等が支払われている場合の内訳」欄については、保険会社等が事務手続の必要上作成している「任意保険の損害額積算明細書」等により、保険金等が支払われている場合の内訳をすべて把握することが可能であれば、当該書類を回答文書に添付して内訳の記載に替えて差し支えないこととしているので留意すること。

エ　自賠責保険等の管轄店へ照会する場合の留意事項

自賠責保険等の管轄店に対して照会文を送付する場合には、様式第6号の回答書に記載されている項目のうち、「4示談」及び「5過失割合に対する意見及び判断の根拠」については、照会する必要がないこと。

なお、自賠責保険等のみが適用され、自動車保険等の適用がない事案については、自賠責保険等取扱会社は様式第6号の裏面に替えて、「自賠責保険損害調査報告書 兼 支払報告書」を提出する場合がある。当該様式において支給調整事務に関わる主な部分は、P.54に掲載する記載例の網掛け部分であること。

オ　回答の受領から支給決定までに時間を要した場合の留意事項

保険会社等から回答を受領してから支給決定までに時間を要しているような場合については、保険金の支払状況等が変わっていることもあるため、支給決定前に再度、回答内容に変更がないか保険会社等又は第二当事者等に対して確認を行う等、重複填補とならないよう留意すること。

(2) 保険会社等から回答が得られない場合の対応

保険会社等からの回答が設定した回答期限までに到着せず遅延した場合には、様式第7号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について」(以下「督促状」という。)により、再度2週間の回答期限を設定した上で保険会社等に対して督促を行うこと。

ア　督促に当たっての留意事項

督促状には、期限までに回答がない場合には回答を待たずに事務処理を進めことがある旨記しているが、保険会社等からの回答を得やすくするため過失割合に係る参考資料の一つとして、第一当事者等が第三者行為災害届に記載した当事者の過失割合を督促状に記載すること。

イ　督促を行ってもなお回答が得られない場合の対応

督促状を送付したにもかかわらず、保険会社等より何らの連絡もないまま回答期限を過ぎた場合には、迅速に事務処理を進めるという観点から、保険会社等の回答を待つことなく労災保険給付に係る事務処理及び支給調整に係る事務処理を進めること。

ただし、保険会社等から判明している部分について順次回答が行われているような事案については、督促状の回答期限にとらわれることなく、保険会社等と連携を図って事務処理を進めること。

【記載例】

労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

様式第5号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成△△年10月16日

×火災海上賄

御中

労働局労災補償課
労働基準監督署

××

労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

第一当事者(被災者)	氏名	第一 太郎			男・女	37歳
	住所	東京都大田区下丸子〇〇〇				
事故年月日	平成△△年7月29日		場所	東京都大田区池上〇一〇一〇池上通りスーパー△△前		
第二当事者(相手方)氏名	第二 次郎		契約者氏名	(株)B商店	登録番号(車両番号)	品川500か〇〇〇〇
自賠責保険(共済)・証明書番号	S〇〇〇〇〇〇〇〇〇		自動車保険(共済)・証券番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

上記第一当事者(被災者)の第三者行為災害に関し、自賠責保険(共済)及び自動車保険(共済)においていかなる処理がなされたか等について承知したいので、労災保険給付予定を通知するとともに照会します。

なお、御回答は平成△△年10月30日までにお願いします。その際、全ての事項について回答できない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

1. 通知事項

保険給付予定

平成△△年11月7日予定 308,320 円 療養、休業、障害、傷病、遺族、葬祭、介護

対象期間(療養、休業のみ) 療養 (平成△△年 7月 29 日 ~ 平成△△年 8月 31 日)

休業 (平成△△年 7月 29 日 ~ 平成△△年 8月 31 日)

2. 照会事項

イ 別紙回答書の事項

別紙回答書のうち5. 過失割合に対する意見及び判断の根拠を除いた事項

(○で囲んだ方について御回答願います。)

なお、自賠責保険(共済)又は自動車保険(共済)の保険金、共済金、損害賠償額、仮渡金又は内払金の支払に先立って、上記保険給付を行った場合には、労働者災害補償保険法第12条の4の規定により、貴殿に対し求償致しますことを念のため申し添えます。

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 (所在地) 〇〇〇〇

(電話番号) 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (FAX) 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

×× 労働基準監督署 (担当者) ○○○○ 印

【記載例】損害賠償等につき回答

様式第6号

平成 △△年 10月 20日

劳 働 局 長 殿 ××	会 社 名 (共済連名) X火災海上保険支店		
劳 働 基 準 監 督 署 長 殿	責任者氏名 ○○○○ <input type="checkbox"/> 印		
担当者氏名は必須、 責任者氏名は任意	担当者氏名 ○○○○ <input type="checkbox"/> 印		
	〒 -		
	住所 -		
	電話 -		
西暦YYYY/MM/DD入力 で和暦表示	西暦YYYY/MM/DD入力 で和暦表示		
第一当事者(被災者)	第一 太郎	事故発生年月日	平成28年5月31日

上記第一当事者(被災者)に関する 平成28年6月10日 付〇〇〇〇〇〇〇 により照会の件につき、下記のとおり回答します。

1. 自賠責保険(共済)に関する事項

保有者 (株)B商店	証明番号 S00000000
調査事務所(共済連)	〇〇サービスセンター
調査事務所受付番号	
仮渡金の支払の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (円) • <input type="checkbox"/> 無	

2. 任意保険(共済)に関する事項

被保険 (株)B商店	氏名 (共済)者 東京都目黒区大岡山〇一〇一〇
証券番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保険会社事故番号	〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇

3. 共通事項

1. 保険金等が支払われている場合
(内訳は別紙又は任意保険の損害額積算明細書写し等記載のとおり)
 2. 保険金等の請求があるも未払いのとき

支払予定年月日	支払予定金額	円
支払予定が未定の場合にはその理由 (支払予定がない場合にはその理由)		

3. 保険金等の請求がない。

4. 示談

- 有 (示談成立年月日 : 平成28年11月30日) • 無

西暦YYYY/MM/DD入力
で和暦表示

5. 過失割合に対する意見及び判断の根拠

(意見) 第一当事者(被災者) 20 % : 第二当事者(相手方) 80 %

(根拠)

判例タイムズ〇〇図により判断

注: (1) 上記3.イについては、内訳が明らかなものについて裏面に記入してください。

なお、内訳が不明な場合であっても、裏面の「 備考」又は「 特記事項」にその旨を記入してください。

(2) 上記4.及び5.については、任意保険(共済)(任意一括を含む。)の場合にのみ記入してください。

(3) 上記4.について示談が締結された場合には示談書の写しを添付してください。

(4) 上記5.については必要に応じ資料を添付してください。

(5) 「責任者氏名」欄及び「担当者氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。

(6) 宛名の下線部には、行政からの送付文書に記載された労働局又は労働基準監督署名を記載してください。

様式第6号裏面 保険金等が支払われている場合の内訳

ア) 損害の種類	イ) 損害額	ウ) 支払額	エ) 支払対象期間	オ) 支払年月日	カ) 受領者	キ) 備考
① 治療費	1,671,000	1,336,800 円	△△年7月29日～ △△年2月13日 (200日)	△△年9月1日～ △△年3月15日	○○整形外科	支払回数7回
② 文書料	100,000 (50,000)	40,000 円	年月日～ 年月日 ()日	年月日～ 年月日		
③ 看護料	39,600	31,680 円	△△年7月29日～ △△年9月15日 (50日)	△△年9月1日～ 年月日	第一太郎	
④ 諸雑費	労災給付額を損害額に計上せざるを得ない場合は、下段に記載し、上段はその合算額とする。 この場合、保険会社で計上した損害額は50,000円、 労災給付額が50,000円で合計100,000円となる。			月日～ 月日 ()日	年月日～ 年月日	
⑤ 通院費			月日～ 月日 ()日	年月日～ 年月日		
⑥ 休業損害	360,000 (6,000 円)	288,000 円	△△年7月29日～ △△年9月25日 (60日)	△△年9月1日～ 年月日	第一太郎	
⑦ 慰謝料	689,400	551,520 円		△△年9月1日～ 年月日	第一太郎	
⑧ その他費用		円	年月日～ 年月日 ()日	年月日～ 年月日		
⑨ 後遺障害	逸失利益 1,310,000	1,048,000 円		△△年4月5日～ 年月日	第一太郎	
⑩ 死亡	介護料	円		年月日～ 年月日		
⑪ 慰謝料等	930,000	744,000 円		△△年4月5日～ 年月日	第一太郎	
⑫	逸失利益	円		年月日～ 年月日		
⑬	慰謝料	円		年月日～ 年月日		
⑭	葬儀費	円		年月日～ 年月日		
⑮		円		年月日～ 年月日		
⑯ 合計 (うち労災給付額)	5,100,000 (50,000)	4,040,000 円				

ク) 特記事項

- (注) 1. 「後遺障害」にかかる「⑪慰謝料等」には、慰謝料のほか家屋改造費を含むものである。
 2. 「エ) 支払対象期間」には、始期と終期を明記すること。
 3. 「オ) 支払年月日」には、複数回支払を行った場合に最初の支払日と最終の支払日を明記し、備考欄に支払回数を記入すること。
 4. 「ウ) 支払額」には、原則として、①～⑯の各項目別に、過失割合適用後の支払額を記入すること。
 ただし、過失割合適用後の各支払額が記載困難な場合は、⑯ア欄に「過失割合減額分」等と記載の上、⑯ウ欄に過失割合分の控除額を負の整数で記載すること。
 5. 労災給付済額を把握している場合であっても、「イ) 損害額」には原則として計上しないこと。
 計上する必要がある場合には、内訳がわかるよう、「イ) 損害額」の下段に()で労災給付済額を記入すること。
 6. 「ク) 特記事項」には、各「キ) 備考」に記載しきれない情報等について、①～⑯とア～キ)の対応番号を明記の上、記載すること。
 7. 本内訳書の内容を網羅する場合は、別途の資料により本内訳書に代えても差し支えない。

【記載例】損害賠償等についての照会に対する回答の提出について

様式第7号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成 △△ 年 11 月 1 日

X火災海上(株) 御中

労働局労災補償課

×× 労働基準監督署

損害賠償等についての照会に対する回答の提出について
局署において発出時に
振り出した任意の管理
番号を記載

平成△△年10月16日付け ○○○ 号により照会した第一当事者（被災者）

第一 太郎 に関する件につき、貴殿の御回答がいまだ本職あて提出されておらず、労災保険の事務処理に支障を来しております。

については、平成△△年11月16日までに必ず御回答下さるよう重ねてお願い申し上げます。

また、全ての事項につき回答ができない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

本件につきましては何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。

(連絡先)

×× 労働基準監督署 (担当者) ○○○○○ 印

(TEL) ○○-○○○○-○○○○ (FAX) ○○-○○○○-○○○○

なお、過失割合に対する第一当事者（被災者）の主張は、第一当事者（被災者） 0 %、第二当事者（相手方） 100 %となっておりますが、上記期限までに御回答のない場合には、当方が判断する過失割合に基づき事務処理を行う場合があることを念のため申し添えます。

【参考】「自賠責保険損害調査報告書 兼 支払報告書」

※ 自賠責保険等のみ適用事案に関し自賠責保険取扱会社が様式第6号裏面に替えて提出する様式

自賠責保険損害調査報告書 兼 支払報告書											
調査区分	1.新規	受付調査事務所	受付No	調査事務所受付年月日							
処理区分	1.認定	完了調査事務所	完了No	調査完了年月日							
分野	1.保険金	2.分割払金	3.回収金	4.返納金	担当者	S区分					
会社	保険金額 A (3000)			証明書No	会社整理No						
契約締結年月日	保険期間 平成26.05.14 ~ 平成27.05.14 12ヶ月			契約年度	26	料率区分	25.04				
自動車の番号	登録番号				車種	普通(堂) 軽	21				
	車台番号				都道府県						
契約	社内整理No	整理年月			明細書No						
異動事項	都道府県	(旧)	自動車の番号	(旧)	車種	(旧)					
		(新)		(新)		(新)					
事故年月日	会社受理年月日	事故種別 3.後遺障害			支払年月日						
事故証明書	2.人身	事故類型	23.車両相互 出合頭衝突			一括払会社コード	00				
被害者の状態	3.相手車の運転者	事故原因	2.被害者に過失あり			事故発生都道府県					
被保険者	保有者	被保険者との関係									
加害運転者	性別 1:男 年齢 39	保有者との関係	従業員	示談	1:成立	請求款示	1:無				
被害者	性別 1:男 年齢 41	職業	給与所得者	4	年収	円					
	扶助費者 1:無	慰謝料請求権者	1.父 2.母 3.配偶 4.子	請求権者数	0名						
請求者	被代位	被代位									
					請求者別 3.16.社						
前回分	調査事務所	調査所完了No	会社整理No								
	支払年月日	整理年月	明細書No								
共同 不法 行為	相手方	会社	支払金額	円	支払割合	%	慰謝料区分	1.非親族			
		保有者					休業損害区分	3.実額			
	処理方法	双方処理のとき	調査事務所	受付No	相手方過失割合	%	治療状況	1.治済			
不法行為符号	双方過失請求権なし	D	相手方整理								
本部 承認 番号	D自本審			09級	10号	別表二	治療期間	364日			
	2.自陥誤			級	号		慰謝料期間	364日			
	3.自本認			級	号		入院日数	16日			
損害項目	符号	損害額(円)		級	号		通院実日数	4日			
治療費・董道整復費	A	2,804,062		級	号		認定休業日数	100日			
看護料	B			級	号		認定期間(認定期間)	40日			
通院費	C	4,500		級	号						
諸経費	D	17,600		級	号						
文書料	E			級	号						
その他	F	21,850		級	号						
休業損害	G	1,029,559		級	号						
慰謝料	H	168,000		級	号						
小計A~H	I	4,045,571		級	号						
後遺障害による損害	J	6,160,000		級	号						
死亡による損害	K			級	号						
損害調査額合計	A~K	10,205,571		級	号						
請求額合計	L	14,225,726円	I(A~H)の減額割合	%	JまたはKの減額割合	%					
差引額	計	2,845,571	追加請求既払額	円	1.請求額	②保険金額	3.量通夫				
内	A~H	L ₁	病院請求額	円	4.共同不	5.追加	6.専保				
外	JまたはK	L ₂	社会保険給付額	円	7.因果関係	8.時効	9.その他				
損害調査認定期間	M	7,360,000	死亡	円	支払金額通知書		訴訟区分				
異時支払未払保険金	N		死亡傷害	円	付 請査事務所	円	時効区分				
異時支払既払保険金	O		爆 爆	円	帯 費用	1.看診費 2.点検費 3.その他	内社第一回 会社				
保険金の合計	P		後遺障害	円	用 会社	円	支払年月日 調査事務所				
仮渡金	Q		項目内訳(円)		被保険者		その他支払先(2ヶ月)	合計			
内	前回支払未払保険金	R'	損害調査認定期間					7,360,000 7,360,000			
外	R+今回支払額	R	仮渡金								
支払額(P-Q-R)	S		内払金	回目	回	回	回	回	回		
付帯費用	T										
再保険金請求額(P-Q-R'+T)	U	至引支払額						7,360,000 7,360,000			
調査修正等 コード	会社単独報告(算時支払)	1 本 2 店					管轄店				
	会社単独報告(付帯費用のみ追加請求)	3 支払店									
	会社で修正(調査事務所へ連絡)	4									
	会社で修正(調査事務所へ無連絡)	5 支払報告書No									
	同月内追加										

※ マスキング部分は実際に提出される際はオープンになる。

※ 半透明の網掛け部分は支給調整事務において、主に参照する部分である。

(自賠調90号様式)

(3) 人傷保険該当事案の取扱い

保険会社等より返送された様式第6号裏面の「受領者」の欄に保険会社名が記載されている場合には、第三者行為災害届等と照合することにより当該保険会社が人傷保険取扱保険会社であるかどうかを確認すること。

なお、人傷保険取扱会社を受領者とする損害賠償額については労災保険給付からの控除の対象とはならないこと（第1章の第3の3参照）。

ア 人傷保険取扱保険会社に対する通知

人傷保険該当事案について、第一当事者等から労災保険給付の請求があった場合には、速やかに人傷保険取扱保険会社に対して様式第13号「労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ」により労災保険給付の請求があった旨を通知すること。

イ 労災保険給付額等の照会に対する回答

人傷保険取扱会社に対して様式第13号により通知した事案については、人傷保険取扱会社から署に対し、様式第14号「労働者災害補償保険の給付状況等についての照会」により支給決定及び給付状況について照会される場合がある。その場合は、様式第15号「労働者災害補償保険の給付状況等についての回答」により人傷保険取扱会社に対して回答することとし、期限としては2週間以内に回答するよう努めること。

なお、第三者が存在しない自損事故について人傷保険取扱保険会社より照会がなされても回答は行わないこと。

【記載例】労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ

様式第13号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成△△年9月1日

Y保険側

御中

〇〇 労働基準監督署

労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ

第一当事者 (被災者)	氏名	人傷 三郎		男・女	30歳
	住所	東京都文京区後楽〇一〇一〇			
事故年月日	平成△△年8月10日		場所	東京都文京区後楽〇一〇一×	
人身傷害補償 保険契約者氏名	人傷 三郎	人身傷害補償 保険証券番号	〇〇〇〇〇〇	第一当事者方 登録番号(車両番号)	練馬500 め〇〇〇〇

上記第一当事者(被災者)の第三者行為災害に関し、労災保険給付の請求がありましたので、今後、当該第一当事者は労災保険給付を受ける可能性があることをお知らせいたします。

なお、今後これ以外にも請求のある給付の種類は増える場合があります。

請求のあった労災保険給付(該当するものに○)

- ① 療養(補償)給付
- ② 休業(補償)給付
- ③ 障害(補償)給付
- ④ 遺族(補償)給付
- ⑤ 葬祭料(葬祭給付)
- ⑥ 介護(補償)給付

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 (所在地) 東京都〇〇区〇〇〇〇

(電話) 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (FAX) 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

〇〇

労働基準監督署(担当者)

〇〇〇〇

印

【記載例】労働者災害補償保険の給付状況等についての照会

様式第14号

平成 年 月 日

○○ 労働基準監督署長 殿

会社名	Y保険(株)
責任者氏名	○○○○
担当者氏名	△△△△
担当者氏名は必須、 責任者氏名は任意	

労働者災害補償保険の給付状況等についての照会

第一当事者 (被災者)	フリガナ 氏名	ジンショウ サブロウ	男	生年 月日	大正 昭和 △△年 4月 5日 平成	
		人傷 三郎				
住所	東京都文京区後楽○一〇一〇					
事故年月日	平成 △△年 8月 10日		場所	東京都文京区後楽○一〇一×		
人身傷害補償 保険契約者氏名	個人傷産業		第一当事者方 登録番号(車両番号)	練馬500 め ○○○○		

上記第一当事者(被災者)の第三者行為災害に関し、現時点における労災保険給付に係る支給決定及び給付状況について照会します(社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。)。
なお、御回答は平成 △△年 9月 24 日までにお願いします。

(郵便番号) ○○○ - ○○○○ (所在地) 東京都○○区○○○○

(電話) 03 - ○○○○ - ○○○○ (FAX) 03 - ○○○○ - ○○○○

(管轄店名) ○○支店 (担当者氏名) ○○○○

*宛名の下線部には、行政からの送付文書に記載された労働基準監督署名を記載してください。

【記載例】労働者災害補償保険の給付状況等についての回答

様式第15号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成 △△ 年 9 月 20 日

□
Y保険㈱

御中

〇〇 労 働 基 準 監 督 署

労働者災害補償保険の給付状況等についての回答

第一当事者(被災者)	人傷 三郎	事故年月日	平成 △△ 年 8 月 10 日
------------	-------	-------	------------------

上記第一当事者(被災者)に関する平成 △△ 年 9 月 10 日付け文書により照会の件につき、下記のとおり回答します(社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。)。

記

1 支給決定済みのもの(平成 △△ 年 9 月 10 日現在)

(1) 支払済みのもの

イ 療養(補償)給付 計	380,000 円 (対象期間平成 △ 年 ○ 月 ○ 日～平成 △ 年 ○ 月 ○ 日)
ロ 休業(補償)給付 計	円 (対象期間平成 年 月 日～平成 年 月 日) うち休業実日数 日分、給付基礎日額 円)
ハ 傷病(補償)年金 計	円 年 金 (平成 年 月 分～平成 年 月 分)
ニ 障害(補償)給付 計	円 一時金・年金 (平成 年 月 分～平成 年 月 分)
ホ 遺族(補償)給付 計	円 一時金・年金 (平成 年 月 分～平成 年 月 分)
ヘ 葬祭料(葬祭給付)	円
ト 介護(補償)給付 計	円 (対象期間平成 年 月 分～平成 年 月 分)

(2) 支給決定は行ったが、いまだ支払っていないもの(2回目以降の年金給付を除く。)

療養 (補償)給付 210,000 円(平成 △ 年 ○ 月 ○ 日支給決定、平成 △ 年 ○ 月 ○ 日支払予定)

2 請求があったが支給決定をしていないもの(平成 年 月 日現在)

イ 療養(補償)給付 (対象期間平成 年 月 日～平成 年 月 日)
ロ 休業(補償)給付 (対象期間平成 年 月 日～平成 年 月 日)
ハ 障害(補償)給付
ニ 遺族(補償)給付 (一時金・年金)
ホ 葬祭料(葬祭給付)
ヘ 介護(補償)給付 (対象期間平成 年 月 分～平成 年 月 分)

(担当者氏名) ○ ○ ○ ○ (電話) 03 - ○○○○ - ○○○○

5 当事者の過失割合に関する調査等

求償額を算出するための過失割合は、当事者からの災害発生状況等を踏まえた意見を参考としつつ、歳入徴収官である局長が決定するものである。

(1) 過失割合に関する意見

署は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害に係る調査復命書等に基づき事実関係を把握した上で、保険会社等からの回答書、「別冊判例タイムズ第1号「民事交通訴訟における過失相殺等の認定基準」（以下「判例タイムズ」という。）」等の図書を参考にして検討し、三者システムに登録を行い、調査復命書又は任意の決裁様式により過失割合の意見として署長までの決裁（後述する第7の2又は3における調査復命書による決裁と併せて行っても差し支えないが、第7の2の決裁を行うまでに時間を要する場合は、本項における署長決裁を単独で行うこと）を得ること。

なお、保険会社等からの過失割合に係る回答は、あくまでも参考意見として取り扱うこと。

(2) 過失割合に関する調査等の省略

自賠責保険等においては、第一当事者に重過失（7割以上の過失。以下同じ。）が認められない場合には、自賠責保険金額までは第一当事者の過失の有無にかかわらず保険金が支払われることになっている。そのため、任意一括扱いが成立している事案において、局が求償することになる金額と第一当事者等が被害者請求権等行使できる金額の合計額が自賠責保険金額以内に収まることが明らかであると判断される場合には、署は、原則として当事者の過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会手続を省略すること。第一当事者等の請求額の合計が自賠責保険金額以内に収まるか否かについては、労災保険の給付種別や第一当事者の給付基礎日額、第一当事者の治療が継続しているか否か等の事情を十分に検討して総合的に判断すること。

ア 第一当事者に重過失が認められる場合の留意事項

第一当事者に重過失が認められるような事案については、重過失減額の対象となるか否かについて判断する必要があり、また、同乗事故についても過失割合を明確にする必要があるので、そうした場合には過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会は省略しないこと。

イ 過失割合に関する調査を省略する場合の留意事項

保険会社等に対する照会手続を省略することとしているのは、当事者の過失割合に関する部分のみであり、保険会社等の保険金支払の有無については、支給調整事務を適正に行うため必ず照会しなければならないことに留意すること。

第6 支給調整

前記第5の調査により判明した内容に基づき、第一当事者に給付すべき労災保険給付と同一の事由について既に第二当事者等から損害の填補が行われている場合については、労災保険法第12条の4第2項に基づき当該受領額を控除して支給決定を行うこと。

また、第二当事者等から損害の填補が行われていない場合には、支給決定を行い、これと同時に労災保険法第12条の4第1項に基づき求償権を取得することとなるので、三者システム

上で、歳入徴収官である局長に債権の発生に係る通知を行うこととなる。

なお、社会復帰促進等事業による特別支給金は援護金的な性格を有することから、第一当事者等に生じた損害を填補することを目的とする損害賠償とは、制度の趣旨、目的を異にするものであり、第三者行為災害においては支給調整の対象とはならず、あくまで保険給付との間でのみ支給調整が行われるものであることに留意すること。

1 支給調整に係る事務処理の基本

支給調整に伴う事務処理は、自動車によって生じた第三者行為災害である場合とそれ以外の第三者行為災害である場合とで異なるが、それぞれ次のとおり行うこと。

なお、慰謝料等労災保険の給付対象外の損害のみが保険会社等又は第二当事者等から支払われる場合には、支給調整を行う必要がないので留意すること。

(1) 自動車によって生じた第三者行為災害の場合

自賠法第2条に規定される自動車によって生じた第三者行為災害の場合には、

- ① 自賠責保険等のみが支払われる場合
- ② 第二当事者等が自動車保険等に加入しており、自賠責保険金額を超えて第一当事者等に損害が発生したため、自賠責保険金額を超える損害について自動車保険等から支払われる場合

の2通りが考えられる。

自賠責保険等及び自動車保険等と労災保険との支払事務の調整については、保険会社等の回答内容に応じて労災保険給付を行い求償事案として取り扱うか、又は労災保険給付をせず控除事案として取り扱うかについて判断を行っているところであるが、①と②とではその事務処理が若干異なる。

なお、任意一括扱いにより保険金が支払われる場合があるが、任意一括扱いは自動車保険等の被保険者等の利便を図った制度であることから、②と同様の取扱いを行う。

(2) 自動車以外によって生じた第三者行為災害の場合

自賠法第2条に規定される自動車以外により発生した第三者行為災害又は暴力行為等による第三者行為災害にあっては、当然自賠責保険等及び自動車保険等の適用はなく、第一当事者等は民法の規定するところにより損害賠償金を第二当事者等から直接受領することとなる。

したがって、支給調整に伴う事務処理は上記(1)とは異なる。

(参考) 自賠法 第2条 [定義]

2 自賠責保険等のみが支払われる場合の事務処理

(1) 自賠先行で被害者請求が行われ保険金が支払われている又は仮渡金の請求が行われている場合

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第一当事者等に対して自賠責保険等から保険金が支払われたこと又は第一当事者等が自賠法第17条の規定による仮渡金の請求をしている

ことが明らかになった場合には、自賠責保険等より自賠責保険金額に達するまで保険金の支払が行われることになるので、労災保険の給付種別ごとにその応当する費目に対する自賠責保険金額に達するまで労災保険給付は行わないこと。

なお、この場合には労災保険給付請求書に自賠先行であることを明示すること。

(参考) 自賠法 第16条 [保険会社に対する損害賠償額の請求]

第17条 [被害者に対する仮渡金]

(2) **自賠責保険等へ被害者請求が行われているが保険金が未だ支払われていない場合**

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第一当事者等より被害者請求が行われているが未だ保険金が支払われていないことが判明した場合には、署は保険会社等と速やかに協議を行うこと。

この場合、署長より保険会社等に対して保険金の支払の有無等について照会を行ったということは、第一当事者等より署長に対して労災保険給付の請求が既に行われているという事実を踏まえたものであるため、保険会社等においても重複填補を防止するための措置が講じられることになるが、署においても、保険会社等と連携を図りつつ第一当事者等の意向が自賠先行か労災先行かを速やかに確認し、第一当事者等の意向に沿って進めること。

なお、第一当事者等の意向を確認することなく、自賠責保険等より保険金が支払われるまでいたずらに労災保険給付を留保するがないように十分に留意すること。

(3) **自賠先行で加害者請求が行われている場合**

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第二当事者等（被保険者）に対し保険金が支払われたこと又は第二当事者等より保険金の請求があったことが確認された場合には、第二当事者等より第一当事者等に対して支払われた損害賠償の内訳及び金額を調査し、支給調整を行う必要が認められる限度において、労災保険給付を行わないこと。

(4) **自賠責保険等の管轄店から署長に対し第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合**

自賠責保険等の管轄店から署長に対し、第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合には、当該管轄店より速やかに署長に対しその旨の連絡があることになっているが、連絡があった時点で既に労災保険給付が行われていた場合には、第一当事者等が保険会社等に対して有していた被害者請求権等をその価額の限度において既に政府が取得していることから、局長は保険会社等に対して求償することとなること。なお、第一当事者等が自賠責保険等への請求換えを希望した場合を除き、署長は労災保険給付を継続して行うこと。

(5) **自賠責保険等の管轄店に対して第一当事者等より被害者請求が行われていない場合**

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第一当事者等より自賠責保険等に対して保険金の請求が行われていないことが確認された場合は、署長は速やかに労災保険給付を行うこと。

3 自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合の事務処理

自賠責保険等に係る部分の事務処理は、次の事項を踏まえ、上記2に準じて行うこと。

(1) 任意一括扱い事案の事務処理

前記第5の4による保険会社等への照会の結果、任意一括扱いとされている旨回答があつた事案にあっては、自動車保険等を取扱う保険会社等を相手方として事務処理を行うこと。

(2) 自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理

自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理については、上記2の事務処理の場合と同様に取り扱うこと。

なお、この場合、「自賠先行」は「任意先行」に、「自賠責保険等」は「自動車保険等」に、「被害者請求」は「損害賠償請求権者の直接請求」にそれぞれ読み替えて取り扱うこと。

4 第二当事者等より損害賠償金を直接受領する場合の事務処理

署長は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害に係る調査復命書等により第二当事者等からの損害賠償金の受領の有無、示談成立の有無等を確認するとともに、労災保険給付を行う直前においても再度損害賠償金の受領の有無等を当事者に対して電話等により確認すること。

確認の結果、第一当事者等に対して第二当事者等より損害賠償が行われたことが明らかになつた場合には、当該損害賠償の内訳（損害項目等）及び金額を確認の上、支給調整を行う必要が認められる限度において労災保険給付を行わないこと。

なお、示談については、下記6に十分留意して取り扱うこと。

5 自賠責保険等及び自動車保険等に対して被害者請求等が行われている場合の留意事項

第一当事者等より保険会社等と署に対し、同一損害について重複して請求が行われたことが明らかになつた場合には、保険会社等と署が連携を図りつつ、第一当事者等の意向を速やかに確認した上で、いずれを先行させるかを判断して処理を進めることになっているため、単に保険会社等から支払いが行われるのを待つて控除事案として取り扱うのではなく、保険会社等と密接に連絡を取りつつ、署においても主体的に事務処理を進めること。

6 支給決定前に示談が成立している場合の取扱い

本項において、裁判上の和解についても、示談の場合に準じて取り扱うこと。

(1) 真正な全部示談が成立している場合の取扱い

第一当事者等と第二当事者等の間で真正な労災保険給付を含む全損害の填補を目的とする示談（以下「全部示談」という。）が行われたと判断された場合には、当該全損害の填補日以降を給付の対象期間とするものについては、労災保険給付を行わないこと。

なお、「全損害の填補日」とは、一般的に、「第二当事者等から最終的な支払のあった日」で

ある。したがって、「示談締結日」と「全損害の填補日」は一致しない場合があることに留意し、正確な支払日が示談書のみで明らかでない場合は、当事者に確認の上で労災保険の給付可否を判断すること。

また、労災保険給付を行わない場合の要件は、次の2点である。

ア 当該示談が真正に成立していること

なお、次のような場合には真正に成立した示談とは認められないこと。

① 当該示談の成立が錯誤、心裡留保（その真意を知り、又は知り得べかりし場合に限る。）に基づく場合

② 当該示談の成立が詐欺又は強迫に基づく場合

イ 当該示談の内容が、第一当事者等の第二当事者等に対して有する損害賠償請求権（労災保険給付と同一の事由に基づくものに限る。）の全部の填補を目的としていること

次のような場合には、損害の全部の填補を目的としているものとは認められないものとして取り扱うこと。

① 損害の一部について労災保険給付を受けることを前提として示談している場合

② 示談書の文面上、全損害の填補を目的とすることが明確になっていない場合

③ 示談書の文面上、全損害の填補を目的とする旨の記述がある場合であっても、示談の内容及び当事者の供述等から判断し、全損害の填補を目的としているとは認められなかつた場合

また、示談が真正な全部示談と認められるかどうかの判断を行うに当たっては、示談書の存在及び示談書の記載内容のみにとらわれることなく、当事者の真意の把握に努める必要があること。

例えば、「第一当事者（乙）が第二当事者（甲）・保険会社等（丙）から損害賠償金を受領して以降は、乙と甲・丙相互間には何ら債権債務のないことを確認し、乙は甲・丙に対して、後日裁判上裁判外を問わず一切異議・請求の申立てを行わない」という旨の文言は、示談書における定型文であるが、この文言だけでは、乙が労災保険給付を含む全損害の填補を受けている（したがって、双方が以後の債権債務がないことと定めた日以降は、再発の場合を除き、乙が労災請求を一切行う予定がない）とは見なせないため、真正な全部示談と扱うためには、第一当事者、第二当事者双方に上記①～③についての真意に食い違いがないことを確認する必要がある。

(2) 真正な全部示談とは認められない場合の取扱い

当該示談が真正な全部示談とは認められない場合には、労災保険給付を行う必要性が認められる限りにおいて労災保険を給付することとなるが、示談の成立に伴い、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償又は保険金を受領している場合には、受領済みの金額を控除して労災保険給付を行うこと。

また、示談書は存在するが、調査の結果真正な全部示談とは認められなかつたため労災保険給付を行うこととした場合には、示談締結時の状況や真正な全部示談とは認められないと主張する理由を、第一当事者等から書面によりあらかじめ徵しておくこと。

なお、第一当事者等から書面を徵する目的は、真正な全部示談ではないことを第一当事者等が主張したという事実を文書で確認し保管しておくことにあるため、その趣旨が十分に記載されていれば書面は任意の様式で差し支えないこと。

第7 保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知

1 保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知の意義

債権管理法第12条は、「法令の規定に基づき国のために債権が発生し、又は國に帰属する原因となる契約その他の行為をする者」は、「当該行為をしたとき」には「遅滞なく、債権が発生し、又は國に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない」と定めており、また「歳入徴収官等に対して通知した債権について異動を生じた」ときは同法施行令第12条によって「遅滞なく、その旨を歳入徴収官等に通知しなければならない」とされている。すなわち、第三者行為災害について署長が労災保険給付を行った場合には、労災保険法第12条の4第1項に基づき、政府は、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する、つまり債権が発生したこととなるため、署長は債務者の住所、氏名又は名称、債権金額等について歳入徴収官である局長に対して通知する法律上の義務を負っているのであり、関係法令の趣旨を踏まえ、債権発生通知を適正に行う必要がある。

2 三者システムによる債権発生の通知

債権発生の通知は、三者システムの処理区分を「要求債」又は「求償差し控え」とし、「求償確認年月日（署）」欄を入力した事案を対象として、三者システムにより、毎月第2金曜日の翌開庁日に局署に自動配信される。

配信されるものは「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト（以下「通知書リスト」という。）」及び「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（以下「通知書」という。）」の2種類（通知書及び通知書リストを以下「通知書等」という。）であり、署には自署で管理する事案のみが配信される（詳細は機械処理手引XII-2-(3)-1～、XII-6-(3)-1～、XII-6-(4)-1～参照）。

（参考）債権管理法 第12条【発生等に関する通知】
債権管理法施行令 第12条【債権についての異動の通知】

3 債権発生の通知に係る留意事項

（1）署長の決裁

署長は、第三者行為災害事案について、初回の保険給付に係る支給決定を行うための決裁を行う際に、当該事案に関して、署において三者システムに入力した情報及び処理区分（要求債、求償差し控え、三者非該当等）を確定させるために「求償確認年月日（署）」欄を入力することについて、決裁を行うこと。

決裁時には、Excel帳票作成ツールで作成した調査復命書又はこれと同様の情報を含む任意の決裁様式に次の書類を添付すること。

- ① 第三者行為災害届
- ② 第1の2の(2)の添付書類
- ③ 第三者行為災害報告書
- ④ 第三者行為災害に係る調査復命書
- ⑤ 保険会社等より送付された回答書（写し）
- ⑥ その他必要と思われる関係書類

なお、同一事案の後続の保険給付に伴い発生する債権については、第一当事者又は債務者の氏名、住所の変更又は死亡等、関係者の債権債務関係に係る重大な変更が生じた場合及び(3)に該当する場合を除き、決裁を省略して差し支えない。

(2) 決裁後の三者システムへの登録及び確認

決裁後、三者システムの入力済みの情報を再確認の上、第三者行為災害情報の処理区分欄、を入力するとともに、求償確認年月日（署）欄を入力すること。また、決裁を行った一連の文書について、三者システムにイメージ登録を行うこと。

なお、署において「求償確認年月日（署）」欄を入力、確定させることで、状態区分が「署調査完了」となり、債権発生通知が行われ、状態区分が「局通知済」となるまでの間は、局署両方で当該事案に係る情報を三者システム上の情報を閲覧、更新可能な状態となる。その後、局署に通知書等が配信されると、状態区分が「局通知済」となる。この状態になると、局に更新権限が完全に移り、署の方では一部情報を除き更新が不可能となる。

三者システムによる債権発生通知の配信後は、署において要求債と判断したすべての事案が、債権発生通知書等に記載されていることを確認すること。なお、下表は、通知書等に印字される注意喚起用コード等の中で、特に事務処理上留意すべきものを整理したものである。

帳票種別	該当欄及び表示	注意喚起情報の意味
保険給付（求償権取得・債権発生）	求償確認年月日欄に「*」が印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること
通知書リスト	3年経過日欄に「*」が印字	災害発生日から3年経過日まで3か月以内（2年9か月経過）であること
保険給付（求償権取得・債権発生）	ヘッダ部に「3年」と印字	災害発生日から3年経過日まで3か月以内（2年9か月経過）であること
通知書	ヘッダ部に「初回」と印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること

また、保険給付状況区分が「完了」以外で、災害発生年月日から3年経過日まで3か月以内という理由で出力された事案については、第一当事者等に現在の状況や今後の労災保険請求の見込み等を確認し、災害発生から3年以内に労災保険（保険給付費）の支払の見込みがない事案については、第三者行為災害情報登録・修正画面から保険給付状況区分を「完了」に更新すること。

(3) 災害発生から3年経過間際にあって保険給付が行われる事案の場合

三者システムによる債権発生通知は、求償の対象となる期間である災害発生から3年を経過している事案に対しては行われない。したがって、災害発生から3年経過間際（概ね2年9か月経過後とするが、納入告知を行うための期間を考慮した上で、各局において判断すること。以下同じ。）になって保険給付が行われた、又は行われる見込みの事案については、局において債権発生通知の配信を待つて事務処理を行っていては、当該債権について求償不能に陥る恐れがあることから、署は前記(1)による決裁を、当該決裁に係る保険給付額が把握で

きる資料を添付の上で行い、(2)による三者システムの「求償確認年月日（署）」欄等の入力及び決裁資料一式のイメージ登録及び処理経過簿に「3年経過間際事案対応」と記載後、三者システムの状態区分が「署調査完了」となったことを確認の上、局に対して当該状況及び至急事務処理を行う必要があることを速やかに連絡すること。なお、当該事案については、後続請求に係る事案であっても、(1)の決裁を行う必要があること。

(4) 同一事案について不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合

同一事案について不真正連帯債務を負う債務者が複数存在し、各債務者情報を三者システムに入力している場合には、複数の債務者の情報を1つの調査復命書にまとめて作成し、(1)の決裁を行って差し支えない。なお、使用者等の特定の債務者より確実に応償されることが見込まれる場合には、あらかじめ、三者システム上には確実に応償の見込まれる債務者のみを第二当事者情報として登録し、当該特定の債務者についてのみ決裁することとしても差し支えないこと。

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト

販入徵收官 香川芳樹局長 殿

高松労働基準監督署長

处理年月日 平成29年 4月28日

下記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、下記第二当事者等に対する求償権を取得しましたので、通知します。

处理区分 要求借

【出力例】保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト

【三者システムからの出力帳票】

保険給付(求償権取得・債権発生)通知書

歳入徴収官 香川局長 殿

高松労働基準監督署長

平成29年 6月 1日

下記第一当事者(被災者)に対する保険給付により、下記第二当事者等に対する求償権を取得しましたので、通知します。

受付番号 3701-7-29-1-0001 第一当事者氏名 労災 太郎

第二当事者氏名 労災 花子

三年

労働保険番号 37101011713000 第一当事者生年月日 平成元年 4月 14日

給付基礎日額

災害発生年月日 平成26年 7月 1日 災害発生場所 東京都練馬区上石神井

自動車事故の別 その他

給付種別	区分	データ受付番号-追回番号 年金証番号	労災保険給付額	支払年月日	労災保険給付内容	等級号	受給者名	統柄 受給権者番号
療養(補償)給付	入院	02120220405015818297-00	1,000,035	平成27年 6月 5日	平成26年 6月 1日～平成27年 6月 1日 (100日分)			*
介護(補償)給付		05120220405000271882-00	100,000	平成27年 6月 5日				*
傷病(補償)年金		371220001	2,512,263	平成27年 6月		1級1号		*
合計(全履歴)								
療養(補償)給付			1,000,035	平成27年 6月 5日	平成26年 6月 1日～平成27年 6月 1日			
休業(補償)給付								
介護(補償)給付			100,000	平成27年 6月 5日				
傷病(補償)年金			2,512,263					
障害(補償)給付								
遺族(補償)給付								
葬祭(料)給付								

【出力例】保険給付(求償権取得・債権発生)通知書(署宛)

【第三者システムからの出力帳票】

4 求償権行使の差し控えに該当する事案の取扱い

署長は、求償権行使の差し控えに該当する事案であると判断した場合には、三者システムにより次の手順のとおり事務処理を行うこと。

なお、求償権行使の差し控えの判断は、あくまで局長が行うものであるため、署長は自らの判断で求償権行使の差し控えを決定することはできないことに十分に留意すること。

(1) 署長判断に係る決裁

署長は、初回の保険給付に伴い発生した債権について、労災の支給決定等の決裁と併せて、調査復命書又は任意の決裁様式（ただし、必ず災害発生日、第一当事者氏名、第二当事者氏名、差し控えを行うこと及び差し控え理由を記載すること）により、事案ごとに求償権行使の差し控えの署長判断に係る決裁を行うこと。なお、差し控え理由としては、次のイ～ヘに示す理由から該当するものを、決裁様式に記載すること。

- イ 同僚労働者の加害行為による災害
- ロ 同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害
- ハ 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害
- ニ 直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
- ホ 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
- ヘ その他 ※その他を選択する場合は必ず詳細を記載すること。

また、同一事案に係る後続の保険給付に伴い発生した債権については、差し控え理由に係る事実関係の変更等、差し控えの判断に影響を及ぼす事態が生じた場合を除き、求償権行使の差し控えの署長判断に係る決裁を省略して差し支えない。

(2) 三者システムへの登録及び確認

署長決裁後、三者システムの第三者行為災害情報の処理区分欄、差し控え理由欄に対応する情報を入力するとともに、求償確認年月日（署）欄を入力すること。また、差し控えの判断の決裁に係る決裁文書及び根拠となる添付資料等について、三者システムにイメージ登録を行うこと。

入力済の事案は、前記2の要求債事案と同様に、局署に通知書等として自動配信される。三者システム上の検索機能により、求償差し控え事案のみを抽出して債権発生通知書リストを出力することが可能なので、通知書等の配信後には、求償差し控えと判断したすべての事案が、債権発生通知書等に記載されていることを確認すること。

(3) 災害発生から3年経過間際になって保険給付が行われる事案の場合

求償差し控え事案においても、前記3(3)と同様の趣旨により、3年経過間際になって保険給付が行われた、又は行われる見込みの事案については、署においては、前記(1)による決裁及び(2)による三者システムの「求償確認年月日（署）」欄等の入力及び決裁資料一式のイメージ登録及び処理経過簿に「3年経過間際の事案につき、例外的な処理により対応」と記載後、三者システムの状態区分が「署調査完了」となったことを確認の上、局に対して当該状況及び至急事務処理を行う必要があることを速やかに連絡すること。なお、当該事案については、後続請求に係る事案であっても、(1)の決裁を行う必要があること。

第8 控除

1 原則的控除方法

労災保険給付の請求を行った者が、第二当事者等又は保険会社等から労災保険給付に先立って損害賠償金等の支払を受けている場合には、労災保険が給付すべき額から、第一当事者等が受領した損害賠償金等の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合にのみ労災保険給付を行うことになること。

この場合、第一当事者等から請求が行われたもののうち、第一当事者等が受領した損害賠償金等を控除した部分について支給決定を行うのではなく、要件に該当する場合には請求額すべてについて支給決定を行い、その後支払いの際に支給調整を行った上で労災保険給付を行うことに留意すること。

なお、人傷保険該当事案について労災保険給付を行う際、第一当事者等が労災保険給付と同一事由について既に人傷保険の保険金を受領済みであったとしても、人傷保険は第三者には該当しないことから、当該人傷保険の保険金額を労災保険給付額から控除しないこと。

また、控除を行った場合は、労災保険給付に係る決裁後、三者システムの第三者行為災害情報の処理区分欄を「控除」とし、求償確認年月日（署）欄を入力することで三者システム上の処理を確定させること。

(1) 控除の対象となる損害賠償金等の範囲

控除の対象となる損害賠償金等の範囲は、労災保険給付と同一の事由のものに限定されること。

具体的には、表1右欄に掲げる損害項目に応ずる損害填補を受けたときに、それぞれの損害項目に対応する表1左欄に掲げる労災保険給付から控除することとなること。

表1 労災保険給付と損害賠償項目の対比表

「控除」する労災保険給付	「控除」される損害賠償の損害項目
療養（補償）給付	治療費
休業（補償）給付	休業により喪失した得べかりし利益
傷病（補償）年金	同上
障害（補償）給付	身体障害により喪失又は減少した得べかりし利益
介護（補償）給付	介護費用
遺族（補償）給付	労働者の死亡により遺族が喪失した得べかりし利益
葬祭料（葬祭給付）	葬儀費

したがって、受給者の精神的苦痛に対する慰謝料及び労災保険給付の対象外のもの（例えば遺体搜索費、義肢、補聴器等）は、同一事由によるものではないので控除の対象とはならないこと。

(2) 控除を行う期間

控除を行う期間は、第1章の第2の2に示すとおり、災害発生後7年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後7年以内に支払うべきものを限度とすること。

したがって、年金給付については、災害発生後7年以内に支給事由の生じた年金給付について支給停止を行うこととなるが、支給停止を行う期間は災害発生後7年を限度とすることになること。

(3) 再発の取扱い

再発に係る労災保険給付については、当該労災保険給付に先立って第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償金等を受領している場合には、その損害賠償金等が再発により生じた損害について支払われている場合に限り、災害発生後7年以内に支払うべき保険給付を限度として当該金額を控除すること。

2 具体的控除方法

第一当事者等が受けた又は受けるべき損害賠償の内訳及び金額等を確認後、上記1の(1)の表1の損害項目に応じ、災害発生後7年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後7年以内に支払うべきものを限度として次により控除を行うこと。

なお、第5の4により保険会社等に確認した結果、自賠責保険等、自動車保険等及び第二当事者等よりの損害賠償の支払内訳が不明な場合にあっては、自賠責保険等及び自動車保険等の管轄店、第一当事者等又は第二当事者等に対して損害調査額又は損害請求額を照会し、その損害項目の内訳を確認した上で損害項目ごとに比例按分する方法により支給調整を行うこと。

(1) 療養（補償）給付及び休業（補償）給付の控除

労災保険と損害賠償金等との支給調整を行う必要があり、かつ、損害賠償金等の支払が先行している場合には、労災保険はその限度において給付を行わないこと。

ア 療養（補償）給付に係る留意事項

療養（補償）給付にあっては、診療費として自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた中に療養（補償）給付の対象範囲外のものが含まれている場合（社会復帰促進等事業として行われる外科後処置、アフターケア及び義肢等を含む。）であることから、その額を控除して得た額を控除することに留意すること。

また、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた損害賠償金等における診療費の診療単価が労災保険の診療単価と異なるときは、労災保険の診療単価に換算して得た額を療養（補償）給付の額から控除することになること。

イ 休業（補償）給付に係る留意事項

休業（補償）給付に当たっては、休業（補償）給付が給付基礎日額の60%に相当する額を給付するのに対し、自賠責保険等、自動車保険等及び第二当事者等より支払われる損害賠償においては、1日当たりの日収相当額の100%を填補することになることから、この日収相当額のうち労災保険給付に相当する分を算出する必要があるため、具体的控除に当たっては、後記の具体例を参照の上、適正に事務処理を行うこと。

【控除の例】

第一当事者が自賠責保険に 1,832,022 円請求し、自賠責保険から限度額の 120 万円が支給されその内訳が不明な場合

(自賠責保険への請求)

① 診療費	778,122 円 (80 日分)
② 看護料	172,000 円 (20 日分)
③ 通院費	60,300 円 (60 日分)
④ 治療関係雑費	40,000 円 (80 日分)
⑤ 休業損害	453,600 円 (5,670 円×80 日分)
⑥ 慰謝料	328,000 円 (4,100 円×80 日分)
計	1,832,022 円

(按分比例)

①	1,200,000 円	×	$\frac{778,122}{1,832,022}$	= 509,681 円
②	1,200,000 円	×	$\frac{172,000}{1,832,022}$	= 112,662 円
③	1,200,000 円	×	$\frac{60,300}{1,832,022}$	= 39,497 円
④	1,200,000 円	×	$\frac{40,000}{1,832,022}$	= 26,201 円
⑤	1,200,000 円	×	$\frac{453,600}{1,832,022}$	= 297,114 円
⑥	1,200,000 円	×	$\frac{328,000}{1,832,022}$	= 214,845 円
		計		1,200,000 円

i 診療費の支払

$$\text{ア } 778,122 \text{ 円} - 509,681 \text{ 円} = 268,441 \text{ 円}$$

イ 労災保険の療養給付の範囲外のものが 30,000 円含まれているとした場合

$$(778,122 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円}) - 1,200,000 \times \frac{(778,122 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円})}{1,832,022} = 258,092 \text{ 円}$$

ウ 自賠責保険の診療単価が 25 円、労災保険の診療単価が 12 円である場合

$$(778,122 \text{ 円} - 509,681 \text{ 円}) \times \frac{12 \text{ 円}}{25 \text{ 円}} = 128,852 \text{ 円}$$

②看護料、③通院費については、診療費と同様の方法により調整を行う。④治療関係雑費及び⑥慰謝料は労災保険の支給対象外のため労災保険の給付は行わない。⑤休業損害については次の方法により調整を行う。

ii 自賠責保険の1日当たり日収相当額より労災保険の給付基礎日額の60%が高い場合

- ア 自賠責保険の1日当たりの日収相当額…………… 5,670円
- イ 労災保険の給付基礎日額…………… 10,000円
(1日当たり休業給付額…………… 6,000円)

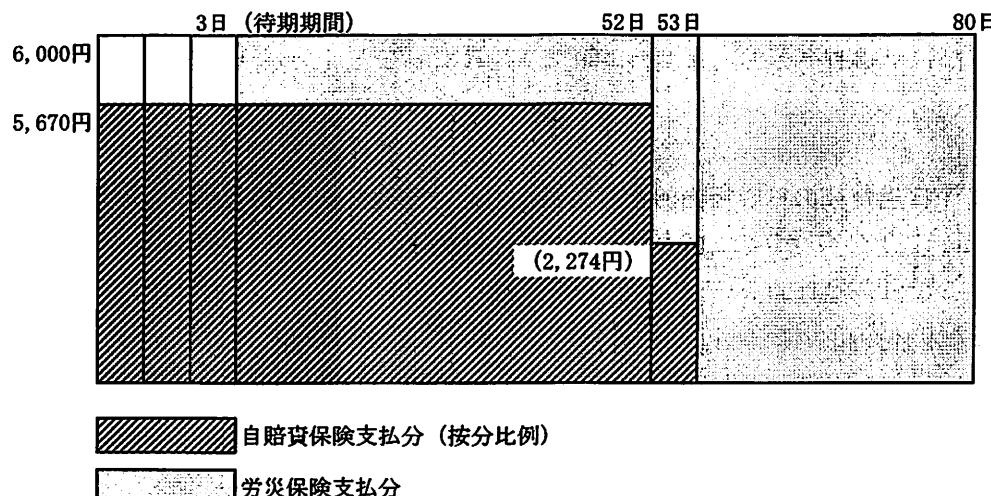
ウ (80日 - 53日)なる式中52日を控除せず、53日としたのは、端数(余り2,274円)が生じたため。

$$297,114\text{円} \div 5,670\text{円} = 52\text{日} \dots \dots \dots \text{余り } 2,274\text{円}$$

労災保険から支給すべき額

$$\begin{aligned} & \frac{(6,000\text{円}-5,670\text{円}) \times (52\text{日}-3\text{日})}{16,170\text{円}} + \frac{(6,000\text{円}-2,274\text{円})}{3,726\text{円}} \\ & + \frac{(80\text{日}-53\text{日}) \times 6,000\text{円}}{162,000\text{円}} = 181,896\text{円} \end{aligned}$$

(なお、自賠以外に第三者から損害賠償を受けている場合には、その額について再調整することとなる。)



iii) 自賠責保険の1日当たりの日収相当額より労災保険の給付基礎日額の60%が低い場合

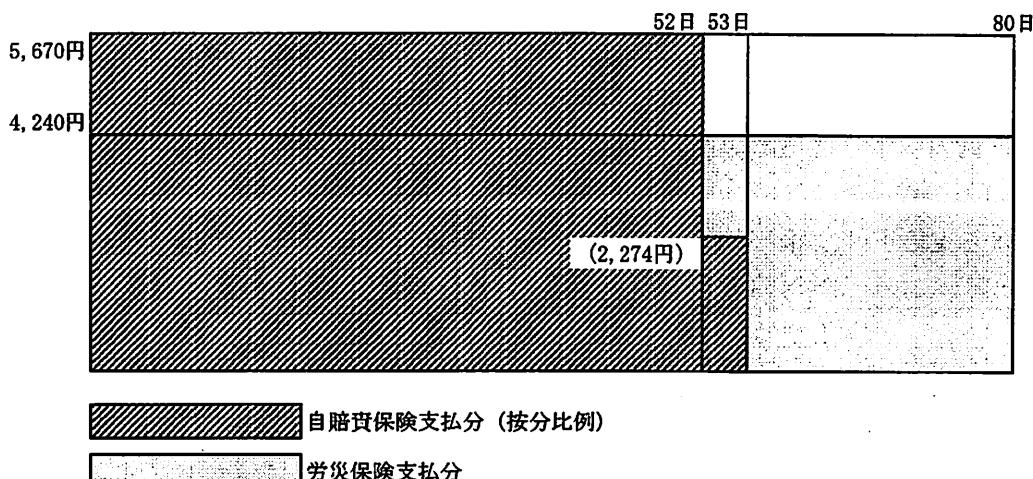
- ア 自賠責保険の1日当たりの日収相当額…………… 5,670円
 イ 労災保険の給付基礎日額…………… 6,000円
 (1日当たり休業給付額…………… 4,240円)
 ウ (80日-53日)なる式中52日を控除せず53日としたのは、端数(余り2,274円)を生じたため。

$$297,114\text{円} \div 5,670\text{円} = 52\text{日} \cdots \cdots \cdots \text{余り } 2,274\text{円}$$

$$297,114 \text{ 円} \div 5,670 \text{ 円} = 52 \text{ 日} \cdots \cdots \cdots \text{ 余り } 2,274 \text{ 円}$$

労災保険から支給すべき額

$$(4,240 - 2,274 \text{ 円}) + (80 \text{ 日} - 53 \text{ 日}) \times 4,240 \text{ 円} = 116,446 \text{ 円}$$



なお、端数が労災保険の 1 日当たりの休業給付額を超える場合については、労災保険から
相当日については支給すべき額はない（端数で労災保険の 1 日当たり休業給付額との差額を
端数額当日以降に支給すべき労災保険給付額より差し引くことはない。）。

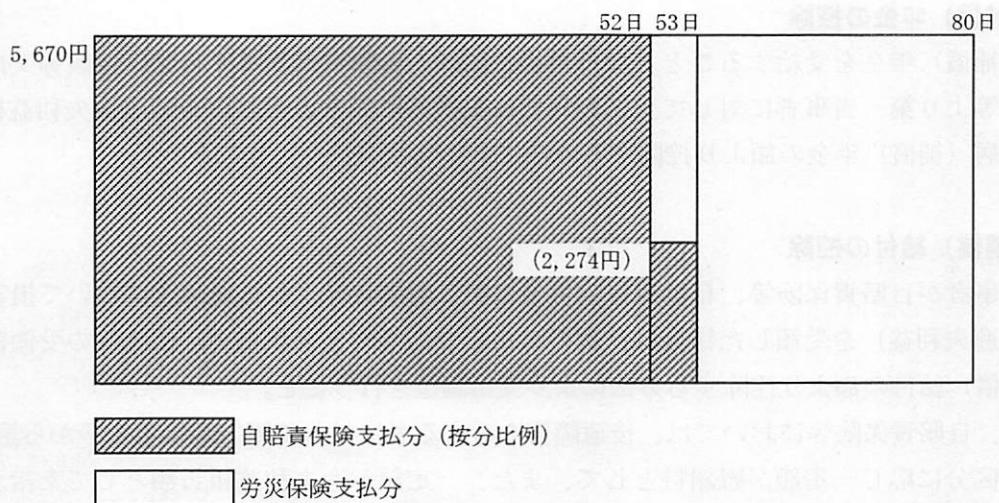
iv 自賠責保険の1日当たりの日収相当額と労災保険の給付基礎日額の60%が同額の場合

- ア 自賠責保険の 1 日当たりの日収相当額····· 5,670 円
イ 労災保険の給付基礎日額····· 9,450 円
（1 日当たり休業給付額····· 5,670 円）
ウ (80 日 - 53 日) なる式中 52 日控除せず 53 日としたのは、端数（余り 2,274 円）を生じたため。

$$297,114 \text{ 円} \div 5,670 \text{ 円} = 52 \text{ 日} \cdots \cdots \text{ 余り } 2,274 \text{ 円}$$

労災保険から支給すべき額

$$(5,670 \text{ 円} - 2,274 \text{ 円}) + (80 \text{ 日} - 53 \text{ 日}) \times 5,670 \text{ 円} = 156,486 \text{ 円}$$



(参 考)

被災労働者の委任を受けた医療機関が自賠責保険等の限度額の一部として診療費を受領しているが、診料費以外についてはその内訳が不明であるため次により按分比例を行う。

具体例

医療機関が診療費 778,122 円を受領している場合

① 診 療 費	778,122 円		
② 看 護 料	$(1,200,000 \text{ 円} - 778,122 \text{ 円})$	\times	$\frac{172,000 \text{ 円}}{1,832,022 \text{ 円} - 778,122 \text{ 円}}$
	421,878 円		1,053,900 円
	= 68,852 円		
③ 通 院 費	421,878 円	\times	$\frac{60,300 \text{ 円}}{1,053,900 \text{ 円}} = 24,138 \text{ 円}$
④ 治療関係雑費	421,878 円	\times	$\frac{40,000 \text{ 円}}{1,053,900 \text{ 円}} = 16,012 \text{ 円}$
⑤ 休 業 損 害	421,878 円	\times	$\frac{453,600 \text{ 円}}{1,053,900 \text{ 円}} = 181,577 \text{ 円}$
⑥ 慰 謝 料	421,878 円	\times	$\frac{328,000 \text{ 円}}{1,053,900 \text{ 円}} = 131,299 \text{ 円}$
		計	1,200,000 円

(2) 傷病（補償）年金の控除

傷病（補償）年金を受給することとなった場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた休業損害に係る損害賠償金等（逸失利益相当額）を傷病（補償）年金の額より控除する方法により支給調整を行うこと。

(3) 障害（補償）給付の控除

第一当事者が自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より後遺障害について損害賠償金等（逸失利益）を受領した場合は、次のアからウに基づき当該損害賠償金等の受領額を障害（補償）給付の額より控除する方法により支給調整を行うこと。

ただし、自賠責保険等においては、後遺障害を有する者に対して障害等級第1級から第14級までの区分に応じて一定額が慰謝料として、また、一定額が逸失利益相当額として支給されるので、障害（補償）給付の支給調整に当たっては表2「自賠責保険における後遺障害による損害額一覧表」における逸失利益相当額欄に掲げる額に留意して控除すること。

なお、表2において被扶養者のあるときは、原則として

- ① 被害者が男子の場合は、配偶者、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかがいる場合
- ② 被害者が女子の場合は、配偶者がなく、かつ、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかがいる場合

をいうこと。

また、上記①、②以外の場合であっても、「未成年の兄弟姉妹」等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者あるものとして取り扱われるものであること。

ア 障害（補償）年金の場合

障害等級が第1級から第7級に該当する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達するまでの間、障害（補償）年金の支給を停止すること。

イ 障害（補償）年金前払一時金の場合

障害（補償）年金受給者が障害（補償）年金前払一時金の支給を選択した場合には、当該受給者が受けた自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を障害（補償）年金前払一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

ウ 障害（補償）一時金の場合

障害等級が第8級から第14級に該当する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を障害（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

また、障害（補償）年金受給者の障害の程度が、災害発生後7年以内に変更したことにより障害（補償）一時金を受けることとなった場合は、年金の支給停止期間に支給されるべきであった障害（補償）年金の合計額が、当該受給者が受領した自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達しないときは、その差額を障害（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

表2 自賠責保険における後遺障害による損害一覧表

(平成22年4月1日時点)

事項 等級	保険金額 等の限度額	内訳	
		慰謝料等の額	逸失利益相当額
第1級 〔被扶養者のあるとき〕	3,000万円	1,100万円 (1,300)	1,900万円 (1,700)
〔施行令別表〕 〔第1の場合〕 〔別表第1の該当者であって被扶養者のあるとき〕	(4,000)	(1,600) (1,800)	(2,400) (2,200)
第2級 〔被扶養者のあるとき〕	2,590	958 (1,128)	1,632 (1,462)
〔施行令別表〕 〔第1の場合〕 〔別表第1の該当者であって被扶養者のあるとき〕	(3,000)	(1,163) (1,333)	(1,837) (1,667)
第3級 〔被扶養者のあるとき〕	2,219	829 (973)	1,390 (1,246)
第4級	1,889	712	1,177
第5級	1,574	599	975
第6級	1,296	498	798
第7級	1,051	409	642
第8級	819	324	495
第9級	616	245	371
第10級	461	187	274
第11級	331	135	196
第12級	224	93	131
第13級	139	57	82
第14級	75	32	43

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部の臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部の臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害には該当しない後遺症害であって、各等級の後遺症害に相当するものは当該等級の後遺症害とする。

(4) 介護（補償）給付の控除

介護（補償）給付にあっては、介護費用として自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた損害賠償金等の中に介護（補償）給付の対象範囲外のものが含まれている場合には、その額を差し引いて得た額を介護（補償）給付の額から控除する方法により支給調整を行うこと。（自賠責保険等においては、将来の介護損害は支払われないので、支給調整の対象とはならない。）

(5) 遺族（補償）給付の控除

遺族（補償）給付の受給権者が、第一当事者の死亡による損害賠償（逸失利益相当額）として自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より損害賠償金等を受領した場合には、次のアからエに基づき遺族（補償）給付の額から当該損害賠償金等の受領額を控除する方法により支給調整を行うこと。

ただし、自賠責保険等においては、自賠法施行令第2条に基づき、第一当事者が死亡した場合（死亡に至るまでの損害を除く。）、原則として3,000万円を限度として保険金が支払われる取扱いとなっているが、この額は葬儀費の額、死亡による逸失利益相当額及び慰謝料の額の合計額となっているところから、遺族（補償）給付の支給に当たっては表3「自賠責保険における死亡による損害額一覧表」における逸失利益相当額欄に掲げる額に留意して控除すること。

ア 遺族（補償）年金の場合

遺族（補償）年金の場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より受給権者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達するまでの間、遺族（補償）年金の支給を停止すること。この場合、受給権者が受領した損害賠償金等の額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に受給権者の法定相続割合を乗じて算出すること。

イ 転給の場合

転給により遺族（補償）年金の受給権者となった場合は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該受給権者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達するまでの間、遺族（補償）年金の支給を停止すること。この場合、転給による受給権者が受領した損害賠償金等の額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に転給による受給権者の法定相続割合を乗じて算出すること。

ウ 遺族（補償）年金前払一時金の場合

遺族（補償）年金の受給権者が遺族（補償）年金前払一時金の支給を選択した場合には、当該受給権者が受けた自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を遺族（補償）年金前払一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。この場合、当該受給権者が受領した損害賠償金等の額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に受給権者の法定相続割合を乗じて算出すること。

エ 遺族（補償）一時金の場合

労災保険法第16条の6第1項第1号及び第22条の4の規定に基づき遺族（補償）一時金を支給する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該受給権者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を遺族（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、災害発生後3年以内に、遺族（補償）年金を受給する権利を有する者の権利が消滅した場合において、労災保険法第16条の6第1項第2号及び第22条の4の規定に基づき遺族（補償）一時金を受給することとなった場合については、給付されるべきであった遺族（補償）年金の合計額（支給停止分）が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該遺族（補償）一時金を受給することとなった遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達しないときは、その差額を遺族（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

表3 自賠責保険における死亡による損害一覧表 (平成22年4月1日～)
(単位：万円)

保険金額等の限度額	内訳			逸失利益相当額	
	葬儀費の額	慰謝料の額			
		死亡本人の慰謝料の額	遺族の慰謝料の額		
3,000	60	350	請求権者1名の場合 550 〔死亡労働者に被扶〕 〔養者があるとき750〕 請求権者2名の場合 650 〔死亡労働者に被扶〕 〔養者があるとき850〕 請求権者3名の場合 750 〔死亡労働者に被扶〕 〔養者があるとき950〕	同左 2,040 〔同左 1,840〕 同左 1,940 〔同左 1,740〕 同左 1,840 〔同左 1,640〕	

(6) 葬祭料（葬祭給付）の控除

葬祭料（葬祭給付）の受給権者が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より葬儀の費用について損害賠償金等（逸失利益相当額）を受領した場合には、葬祭料（葬祭給付）の額から当該損害賠償金等の額を控除する方法により支給調整を行うこと。ただし、自賠責保険等においては、葬儀費の額として原則として60万円が支給されることとなるが、資料等により60万円を超えることが明らかな場合においては、100万円の範囲内で妥当な額を認める取扱いとされており、当該取扱いに留意して控除すること。

(7) 未支給の労災保険給付の控除

死亡した本来の労災保険給付の受給権者が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より損害賠償金等の支払いを受けなかつたため、未支給の労災保険給付の受給権者（労災保険法第11条における請求権者又は相続人）が死亡した本来の労災保険給付の受給権者より承継した損害賠償請求権に基づき自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より未支給の労災保険給付と同一の損害について損害賠償金等（逸失利益相当額）の支払いを受けたと

きは、その額を未支給の労災保険給付の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

3 控除に当たっての留意事項

控除に当たっては上記 1 及び 2 によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 労災保険の受給権者と保険会社等から支払われた保険金の受領者が異なる場合

遺族（補償）年金に関し支給調整を行う場合には、第二当事者等又は保険会社等から支払われた損害賠償金等のうち逸失利益相当額に受給権者の法定相続割合を乗じて算出することとしている。

これは、損害賠償金等の支払いが法定相続人のうち一部の者に支払われた場合であっても、受領者はあくまで全相続人を代表して受領したものとみなしてその法定相続割合を基礎として支給調整を行うこととしているためである。

したがって、損害賠償金等の支払が労災保険の受給権者ではなく他の法定相続人に支払われている場合であっても、労災保険の受給権者についてはその法定相続割合に応じた額をもって控除を行うこと。なお、法定相続割合分を持たない者が労災保険の受給権者になるような場合には、当然、支給調整は行わない。

(2) 真正な全部示談が成立している事案における年金給付の取扱い

第一当事者等と第二当事者等の間で真正な全部示談が成立していると判断された場合には、それ以後の労災保険給付を行わない取扱いとしているが、年金給付については、支給調整期間を災害発生後 7 年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後 7 年以内に支払うべきものを限度としていること等を考慮し、災害発生から 7 年が経過するまでの間の分については支給停止することとなるが、7 年経過後に支払うべきものについては年金給付を行うこと。

(3) 労災先行で年金給付した事案の控除期間中における示談状況等の把握について

支給調整期間は求償が 3 年、控除が 7 年であることから、労災先行で年金給付を行い求償が完了した事案であっても、災害発生から 7 年以内に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等の支払を受けたときはその額を限度として控除を行う必要がある。

したがって、求償事務が終了した事案であっても災害発生から 7 年間は定期的に示談の成否及び示談内容を把握する必要があることに留意すること。

4 年金給付の支給調整に伴う事務処理

年金給付の支給調整については、次の事項に留意すること。なお、その他の機械処理については、「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）」を参照すること。

(1) 年金給付の支給停止等

ア 支給停止開始の時期

(ア) 第一当事者等が年金の支給決定前に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等を

受領したときには、年金の支給事由発生日の属する月の翌月から支給停止とすること。

- (イ) 年金の支給開始後に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等の支払が行われた場合は、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償金等を受領した日（以下「損害賠償受領日」という。）の属する支払期に支給すべき年金から停止することとなること。（例えば11月に損害賠償金を受領した場合、12月支払期、すなわち10月分年金から支給が停止される。）

イ 支給停止解除の時期

支給停止が解除される月は、支給すべき年金額が受領した損害賠償金に達した日の属する月とし、その期間は災害発生後満7年経過の日を限度とすること。

(2) 支給停止及び支給停止解除の機械処理

ア 支給停止

(7) 民事損害賠償先行の場合

年金の支給決定前に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等の支払が行われた場合は、登録帳票（39560）の三者損賠情報⑪～⑬に必要事項を記入の上入力し、出力された支給決定支払決議書により通知すること。受給権者に対しては支給決定通知書（451）により通知すること。

(イ) 労災先行の場合

年金の支給開始後に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金の支払が行われた場合は、訂正帳票（39563）の三者損賠情報訂正により出力した訂正決議書により決議すること。受給権者に対しては、変更決定通知書（453）により通知すること。

なお、署が第一当事者等が損害賠償金等を受領した事実を知った日が損害賠償受領日より相当経過した日である等の理由により、支給停止の開始が損害賠償受領日の属する支払期の次期以降となった場合にあっては、損害賠償受領日の属する支払期以降の既支給済額は債権管理することになるので、債務者登録帳票（39582）により回収方法を「内払」から「債権選択」に変更した上で、債務者登録を行うこと。

(ウ) 転給した場合

- 受給権者が失権し、転給した新受給権者に既に損害賠償金の支払が行われていた場合は、転給処理と併せ、変更帳票（39562）で三者損賠情報を入力し変更決議すること。この場合の支給停止の開始は、転給した月の翌月となること。新受給権者に対しては、変更決定通知書（453）により通知すること。
- 新受給権者に転給後損害賠償金の支払が行われた場合は、訂正帳票（39563）で三者損賠情報を入力し訂正決議すること。この場合の支給停止の開始は、(イ)と同様であること。新受給権者に対しては、変更決定通知書（453）により通知すること。

(オ) 誤って入力した場合

既に入力した三者損賠受領額又は三者損賠受領年月日等に誤りがありそれを訂正する場合は、訂正帳票（39563）により三者損賠情報を訂正すること。

イ 支給停止解除

支給停止解除に関する決定決議は「年金たる保険給付の支給停止、支給停止解除、支払決議書（職権決議用）」（年金決議様式第4号）により行い、受給権者に対しては変更決定通知書（453）により通知すること。

なお、本省（労災保険業務課）からも、受給権者に対して「労災年金の支給開始についてのお知らせ」が送付されること。

第9 第二当事者が不明の場合

1 請求時から不明の場合

請求書に記載された災害発生状況等から第三者行為災害と一応は認められるが、損害賠償責任を負う者が確定せず、見通しとしては司法事件の解決を待つほかないと認められる場合には、労災保険給付を先行させ、災害発生後3年以内に損害賠償責任を負う者が特定された場合に求償権を行使すること。

(1) 第二当事者に係る調査

第二当事者が不明の事案（以下「二当不明事案」という。）にあっては、労災保険給付を先行させることとなるが、災害発生後3年以内に保険給付を行ったものについては、第二当事者に求償する必要があることから、災害発生から3年間は、定期的に第二当事者に係る調査を行うこと。

なお、3年間調査を尽くしても第二当事者が判明しないときは、そのてん末を、労災保険給付に関する当該事案の一件書類に附記し、その処理を完結して差し支えないこと。

(2) 三者システム上の処理等

三者システムにおいて他の事案と同様に当該事案の情報を入力する必要があるが、第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄には、全角で「不明 局署コード」（例：不明 0101）と入力し、処理区分欄には「求償差し控え」を差し控え理由には、「その他」を選択の上、前記7の3に従い、署長の決裁の後、「求償確認年月日（署）」欄を入力、確定させること。

二当不明事案についても、局署に債権発生通知等が配信され、この段階で署においては、一部を除き三者システムの更新が不可能となるが、処理経過簿情報は更新可能であるので、(1)の調査を行う都度、三者システム上の処理経過簿情報を更新すること。

調査の結果、第二当事者が判明した場合は、署は処理経過簿に「所在判明」等と記入の上、必要な調査資料等をイメージ登録（郵送でも可）し、所在が判明した旨の連絡を行うこと。

なお、二当不明事案については、三者システムの情報検索画面において第二当事者氏名漢字欄に上記で入力した「不明 局署コード」（例：不明 0101）を入力することで事案の抽出が可能である。

2 初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合

二当不明事案のうち、第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書を受け付けた段階においては第二当事者の所在は判明していたが、その後転居等により第二当事者の所在が不明となった場合については、当初把握していた第二当事者の情報に基づき、三者システムの各情報を登録するとともに、備考欄に「初回の保険給付後、第二当事者が所在不明となった」等、所在不明となつた事実に関する情報を入力の上、前記第7の3のとおり債権発生通知等に必要な事務処理を行うこと。

なお、備考欄のみに所在不明に関する情報を入力した場合、通知書等には、備考欄の情報が表示されず、その事案が一般の要求償事案なのか、所在不明事案なのかが一見して分からため、必要に応じて、備考欄への入力に代えて、請求時から不明の場合に準じて、第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄には、氏名の前に全角で「不明 局署コード」（例：不明 0101）と追記して管理しても差し支えない。

また、この場合にあっても前記1(1)と同様に第二当事者に係る調査を行い、調査の結果、第二当事者の所在が判明した場合は(2)と同様に三者システム上の処理を行うこと。なお、当該調査は労働局において実施することとしても差し支えない。

3 所在不明者に係る調査の外部委託について

所在不明者の調査については、1、2の記載どおり、1については署において、2については局又は署で実施することとしているが、これらに代わり、局から「労災補償業務に関する各種債権の納入督励及び債権回収業務」委託事業（以下「委託事業」という。）の納入督励業務として委託することでも差し支えない。この場合、署においては、調査及び三者システムの処理経過簿の記入は不要である。

第10 海外で発生した第三者行為災害

基本的な考え方や事務処理は国内において第三者行為災害が発生した場合と同様であるが、国外において発生した災害の損害賠償請求権の発生及び効力については、法の適用に係る通則法（平成18年法律第78号。以下「通則法」という。）第14条により災害発生地国の法令により判断することになる。

1 控除に係る取扱い

海外出張者又は海外派遣者（特別加入者）に係る第三者行為災害が国外において発生した場合、控除については国内の場合と同様に取り扱うこと。

2 求償に係る取扱い

労災保険法第12条の4の効力は国内に限られること等から、求償については、原則として求償権行使の差し控え事案として取り扱って差し支えない。

(1) 求償を行う場合

原則として求償権行使の差し控え事案として取り扱うこととしているが、次の2つの前提条件を満たすことが明らかである場合については、国内において第二当事者等に求償する場合と同様に事務処理を行って差し支えない。

- ① 災害発生地国の法令に基づき、第二当事者等に第一当事者等に対する損害賠償義務が発生していること
- ② 灾害発生地国の法令に、労災保険法第12条の4第1項と同趣旨の損害賠償者の代位について定めた規定が存在すること

(2) 三者システム上の処理

(1) に該当する場合は、第7の3のとおり、債権発生通知等に必要な事務処理を行うこと。
その他の事案については第7の4のとおり、求償差し控えに必要な事務処理を行うこと。

第11 派遣先求償

派遣労働者が被った労働災害のうち直接の加害行為が存在しない事案であっても、次の事案については、第三者行為災害として取り扱うこととしているため、署は、次により必要な調査を実施すること。

1 派遣先事業主に求償すべき事案

派遣労働者の被った労働災害のうち、直接の加害行為が存在しない事案については、派遣労働者の被った災害が第三者の行為等によって生じ、かつ、派遣先事業主が被災した派遣労働者に対して損害賠償責任を負うか否かを直ちに判断することが困難である。

このため、派遣労働者の被った労働災害であって直接の加害行為が存在しない災害が、第三者行為災害に該当するかどうかの判断は、次によること。

(1) 派遣労働者に係る労働災害であること

派遣労働者に係る労働災害であるか否かは、①労災保険給付請求書に記載された災害発生状況、②労働者死傷病報告、③療養補償給付請求書裏面の派遣先事業主の証明等により確認する。

(2) 当該災害について派遣先事業主が損害賠償責任を負っていること

派遣労働者の被った労働災害について、派遣先事業主の安全衛生法令違反が直接の原因と認められる場合には、派遣先事業主が被災した派遣労働者に対して損害賠償責任を負うものとして、次に該当する場合に第三者行為災害として取り扱う。

- ① 派遣先事業主が安全衛生法令違反で送検され、当該法違反が災害の直接原因となったと認められる場合
- ② 災害調査や災害時監督等において、是正勧告書等により安全衛生法令違反が指摘され、当該法違反が災害の直接原因となったと認められる場合
- ③ ①又は②以外の場合であって、業務上外の調査の過程で、災害の直接原因となった安全衛生法令違反が認められる場合

ア 送検の有無等の確認

送検の有無、是正勧告書等の交付の有無又は災害調査の実施の有無の確認に当たり、派遣元事業場を所轄する署（以下「派遣元所轄署」という。）と派遣先事業場を所轄する署（以下「派遣先所轄署」という。）が異なる場合には、派遣元所轄署の労災補償担当者から派遣先所轄署の労災補償担当者に照会を行うことにより確認すること。照会を受けた派遣先所轄署の労災補償担当者は、監督部署に直接確認した上で回答すること。

(3) その他

上記(2)に該当しない場合には、原則として第三者行為災害とは取り扱わない。

なお、建築基準法等他の法令に係る違反が災害の直接の原因となっていることや、法令違反は認められないが派遣先事業主の故意又は過失が災害の原因となっていることが明らかな場合については、本省に協議すること。

2 支給調整等の事務

(1) 第三者行為災害届等の受付等

ア 直接の加害行為が存在しない事案については、一般に、まず労災保険給付請求書が提出される。請求書等の記載から派遣労働者が被った労働災害に関する安全衛生法令違反が考えられる場合には、業務上外の調査と並行して、当該災害に係る送検の有無、是正勧告書等の交付の有無又は災害調査の実施の有無を確認し、これらの結果を参考に、安全衛生法令違反が災害の直接原因となっているか否かを検討すること。

これにより、法違反が災害の直接原因となっていると考えられる場合はその時点で第三者行為災害届（直接の加害行為がない場合のもの）を提出するよう指導し、また、第三者行為災害報告書（直接の加害行為がない場合のもの）については、求償権行使の差し控え事案に該当することが明確な場合を除き、派遣先事業主から提出を求める。

なお、災害調査中である場合には、調査の終了を待って対応すること。

イ 上記アに該当しない事案であって、業務上外の調査の過程で災害の直接原因となった安全衛生法令違反があると明らかに判断される場合には、上記アと同様に取り扱うこと。

なお、安全衛生法令違反の有無等の判断に当たっては、必要に応じて関係部署との連携を図ること。

(2) 過失割合の調査等

派遣先事業主に対して求償を行う際の過失相殺については、判例タイムズのような参考となるべき基準等がなく、過失割合の一般的な基準を定めることは現時点では困難であるため、次のとおり取り扱う。

ア 当事者への聴取

過失相殺について、第三者行為災害報告書において派遣先事業主が派遣労働者にも過失があると主張している場合には、署長は、派遣先事業主から事情の聴取等をするとともに、派遣労働者から派遣先事業主の主張について聴取する等により調査を行うこと。

なお、両当事者の過失割合の主張に相違がない場合には、署長は労災法務専門員に意見を求めることなく、過失割合についての意見を局長に提出すること。

イ 当当事者の主張が一致しない場合

調査の結果、両当事者間で過失割合の主張が一致しない場合には、労災法務専門員に対して過失割合について意見を求め、署長は労災法務専門員の意見を付して局長に対し過失割合の意見を提出すること。

ウ 過失割合の上限

過失割合の上限は、過失相殺率の認定基準における車両と歩行者との間の過失相殺の場合に準じ、派遣労働者の過失は原則として7割を超えないものとする。

なお、派遣先事業主は派遣労働者に対してその災害を防止する責任を負うものであり、また、派遣先事業主を第二当事者とする第三者行為災害に該当するのは原則として派遣先事業

主に災害の直接原因となる安全衛生法令違反が認められる場合であることから、派遣労働者に安全衛生法令違反が認められない場合など、派遣労働者の過失を相殺する必要がない場合があることに留意すること。

(3) **控除**

派遣先事業主に係る第三者行為災害において、被災した派遣労働者が派遣先事業主から損害賠償金を受領している場合には、前記第9により控除を行うこと。

(4) **求償**

被災した派遣労働者に労災保険給付を行った場合には、国は、派遣労働者が派遣先事業主に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の限度で取得することから、署長は前記第7の3により、三者システムによる債権通知に必要な事務処理を行うこと。

(5) **求償権行使の差し控え**

求償権行使の差し控えに係る判断については、第1章の第4により行い、前記第7の4により三者システム上で必要な事務処理を行うこと。

(6) **その他**

その他の事項については、通常の第三者行為災害に係る事務処理と同様に行うこと。

なお、事務処理に当たって疑義が生じた場合には、本省に相談すること。

第12 船員に係る第三者行為災害

署における船員に係る第三者行為災害に関する事務処理については、原則として、本手引きに定める通常の第三者行為災害事務と同様に行うが、下記1～5に留意すること。

1 対象となる事故等

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立する要件は、船員使用の事業の場合も労働基準法適用の事業の場合も同一であるが、労災保険法が属地法であることから、日本の主権が及ばない場所における業務災害又は通勤災害（例：海外の寄港地における交通事故や領海外における船舶の衝突による負傷）は、労災保険法第12条の4第1項の規定が適用されないことから、求償を行う必要はないこと（なお、損失の二重填補は、損害賠償の性質上適当ではないことから、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度で保険給付を行わないこと。）。

また、FOC船（※）に乗り組んでいる日本国内の事業主に雇用された労働者に係る当該船舶内の災害は、日本の領海内に当該船舶がある場合においても、労災保険法第12条の4第1項の規定が適用されないものとして取り扱うこと。

（※） FOC船…FOCとは、「Flag of Convenience」の略であり、FOC船便宜置籍船のことである。船舶の所有権や管理者が、掲げている旗の国（パナマ、リベリア、キプロスなどが多い。）とは別の国にある場合、その船舶はFOC船と呼ばれる。

2 船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等

一般的な第三者行為災害においては、請求人の意思を尊重しつつ、これに反しない限りにおいて、自賠先行を勧奨しているところであるが、船員保険の被保険者が第一当事者となる第三者行為災害については、船員保険の上乗せ給付の要件として労災保険から保険給付を受けることが要件となっていることから、請求人の意思を尊重しつつ、労災先行を強く勧奨すること。

3 第三者行為災害届に添付する資料

船舶は車両に当たらず、また、船舶の衝突は交通事故ではなく「海難」に当たり「交通事故以外による災害」に該当するので、「念書」、「示談書の謄本」（示談が行われた場合）、「死体検査書又は死亡診断書」（死亡の場合）及び「戸籍謄本」（死亡の場合）を第三者行為災害届に添付させて提出させること（交通事故証明書等は不要）。

4 過失割合の調査

日本の領海内における船舶の衝突等による第三者行為災害に係る過失割合は、事業主から「航行に関する報告」、海難審判庁の裁決及び和解に係る書面等（以下「報告等」という。）の提出を必要に応じて求めた上、当該報告等の内容を踏まえて判断すること。

上記の報告等の写しによっても災害発生状況が不明であり、過失割合が判断できない場合には、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第33条においては、海難が生じたとき等には原則として海上保安庁長官に通報しなければならないと規定していることから、必要に応じて「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」Ⅱの第1の2以下の手続きにより資料等の提供を求め、当該資料等の内容も踏まえること。

参考：船舶の衝突等があった場合には、船員法第19条の規定により「航行に関する報告」を地方運輸局に提出することが義務づけられている。

以上によっても過失割合が判断できない場合には、労災法務専門員に意見を求めるか、局を経由して本省に相談すること。

5 求償差し控え

第1章第4に示すものは、すべて求償差し控え事案とすること。

なお、寄港地において、荷下ろし又は荷の積み込み作業を行う場合において、港湾荷役業者の労働者の加害行為により負傷したときには、「同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害」に当たるものとして取扱うこと。

第13 文書の管理

第三者行為災害事務に係る行政文書は、支給調整のうち控除について7年間継続することから、関係書類については少なくとも当該期間中は再度必要になる可能性があり得ることに留意の上、大臣官房地方課より毎年度示される都道府県労働局標準文書保存期間基準準則」に基づき保存年限を設定して適切に管理すること。

第3章 局が行う事務処理

第1 債権の調査確認・決定及び納入告知までの進行管理

署長から債権発生通知を受けた局長（歳入徴収官）は、当該債権が時効の完成により消滅するようないよう、進行管理を行う必要がある。

1 リストの作成

三者システムにより、署長から債権発生通知を受けた債権については、災害発生日、債権の把握時期、徴収決定の有無（有の場合はその時期）、納入告知の有無（有の場合はその時期）、消滅時効の完成日及び処理状況の概要を一覧できるリストを作成し、当該リストによりその進捗状況を確認すること。

(1) 債権の把握時期

債権の把握時期は、署が保険給付を行った日を記載すること。

(2) 処理状況の概要の記録

進行管理のためのリストに記載する処理状況の概要については、納入告知を行うまで随時更新すること。

2 リストの定期的な決裁

局管理者は、四半期に1回当該リストを決裁すること。なお、決裁に当たっては、債権の消滅時効完成日が迫っている事案等がある場合には、優先的に処理を行うことを指示するほか、処理状況の概要等から処理の遅れが認められる事案については、必要な指示を行うこと。

また、多数の事案が計画どおりに進んでいない場合には、当該事務に必要な人員を投入する等、的確な対応を行うこと。

なお、下表は、通知書等に印字される注意喚起用コード等の中で、特に事務処理上留意すべきものを整理したものであるので、事務処理の優先順位を判断する際には、通知書等に記載される当該情報を活用すること。

帳票種別	該当欄及び表示	注意喚起情報の意味
保険給付（求償権取得・債権発生） 通知書リスト	場合求償確認年月日欄に「*」が印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること
	3年経過日欄に「*」が印字	災害発生日から3年経過日まで3か月以内（2年9か月経過）であること
保険給付（求償権取得・債権発生） 通知書	ヘッダ部に「3年」と印字	災害発生日から3年経過日まで3か月以内（2年9か月経過）であること
	ヘッダ部に「初回」と印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること

第2 債権の調査確認及び決定

1 債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿の作成

署長から債権発生通知を受けた局長（歳入徴収官）は、遅滞なく債権管理法第11条第1項及び同施行令第10条第1項に掲げられている「債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限、債権の発生原因、債権の発生年度、債権の種類」等について調査を行い、同内容について決議を行う必要がある。

(1) 債権の調査確認

調査は、基本的に署が三者システムに登録した情報（イメージ登録された文書等を含む）に基づいて行うこととするが、必要がある場合には当事者からの事情聴取、追加資料の収集等を行うほか、保険会社等に対しても様式第5号を用いて照会を行うこと。

なお、保険会社等に対して照会を行う際には、様式第5号の記入欄のうち、保険給付予定欄等不要な部分については斜線を引くとともに、具体的な処理に当たっては第2章の第5の4に準じて行うこと。また、調査確認に当たり、第二当事者又は保険会社等との間で調整に苦慮している事項については、委託事業の一部である「第三者行為災害事務に係る法務相談業務」において、双方意見の妥当性等について、委託事業受託者である弁護士に照会を行い、見解を回答として得られることとしている（ただし、受託者が民事損害賠償実務を踏まえた回答の行える範囲の内容であって、回答にあたり労災補償の専門知識を不要とするものに限る）ので、各局に割り当てた相談可能件数の範囲内で活用されたい。

（参考）債権管理法 第11条 [帳簿への記載]

債務管理法施行令 第10条 [調査、確認及び記帳を要する事項]

(2) 請求書(案)の作成

「(1) 債権の調査確認」の結果を踏まえ、求償すべき金額が把握できた段階で、「様式第2号(4)第三者行為災害による損害賠償の請求について（以下「請求書」という。）」の案を「第3 求償額の算出方法」で示す取扱いに基づき作成すること。

なお、前述の債権調査確認は遅滞なく行うことを法令上求められていることから、債権発生通知をうけた債権ごとに請求書を作成し、債権調査確認決議の上、納入告知を行うことが本来望ましいところであるが、1件の第三者行為災害について複数回の労災保険給付及び債権発生通知が行われている場合においては、その1件1件について個別の債権として請求書（案）を作成し、債権調査確認決議の上、納入告知を行うこととした場合、

- ① 第三者行為災害で取り扱う債権は損害賠償金債権であり、当事者間に争いがあるなどにより、第二当事者等から第一当事者に対して行う損害賠償が定まらないことにより、求償すべき額が確定しがたい場合があること。また、これらの損害賠償を考慮せず求償を行った場合、本来求償すべき金額以上を求償してしまう恐れがあり、その後返納を求められる等により、局、第二当事者等の双方に不要な事務負担を生じさせる可能性が高いこと
- ② 複数回行われる労災保険給付ごとに請求書を作成し、納入告知を行った場合、第二当事者等がその都度納付手続を行う債務者側の手續が煩雑になり、結果的に応償されない可能性が増大すること

といった、当該業務の特殊性ゆえの弊害が生じ、結果的に、財政上最も国の利益に適合するよう処理できない場合があることから、請求書（案）は、労災保険の給付状況や求償の対象に応じて、一定の債権発生通知をまとめて1件の請求として作成しても差し支えなく、具体的には、次のとおりとすること。なお、上記①、②のような弊害が生じず、債務者の応償可能性等を考慮すると、債権発生通知をまとめずに個々に請求を行った方が適正かつ効率的な債権管理が可能な場合には、当然にそのような事務処理を行うべきであること。

ア 原則的な考え方

全ての事案について、求償の期限上、災害発生から3年以内に時効中断のための納入告知を行う必要があることが大前提となる。したがって、これを確実に履行できる限りにおいて労災保険の給付完了までに行われた全債権発生通知を合算した額を求償の限度額とし、個々の債権をまとめて1件の請求として請求書（案）を作成して差し支えない。

ただし、自賠責保険等及び自動車保険等に対する請求書については、次のイ、ウによること。また、自賠責保険等及び自動車保険等に求償する場合については、第4の1、2中の各関係項目に係る事務処理にも留意すること。

イ 自賠責保険等に対する請求書

労災保険の給付完了までに行われた全債権発生通知、又は、競合請求が行われたことの連絡を受けた時点までに行われた債権発生通知を合算した額を求償の限度額とし、個々の債権をまとめて1件の請求として請求書（案）を作成すること。

ウ 自動車保険等に対する請求書

労災保険の給付完了までに行われた全債権発生通知、又は、自動車保険等取扱い会社との求償額にかかる調整が完了した時点までに行われた債権発生通知を合算した額を求償の限度額とし、個々の債権をまとめて1件の請求として請求書（案）を作成すること。

(3) 求償予告

求償予告は、将来的に第二当事者等へ求償を行うに当たり、事前にその予告を行い、第二当事者に求償予定額や求償予定期を把握させることにより、納入告知後の円滑な応償が行われ、以て、適正かつ効率的な債権管理が可能となることを目的として、原則として労働局において行うものである。

ア 自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案の取扱い

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償することとしているが、保険会社等に対しては様式第5号の照会文書中に求償予告の趣旨の文章を付記しているなど、支給調整に係るやりとりにおいて、事実上の求償予告と同様の意思表示を行っていることから、あらためて実施する必要はないこと。

イ 自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案について、第二当事者等に求償予告を行う場合

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、次の事案のみ、第二当事者等に対して、求償予告文書を送付すること。

- ① 求償予定額が、自賠責保険金額又は自動車保険等の支払限度額を超過することが明らかであり、超過した金額について第二当事者等に求償することとなる事案
- ② 保険会社等の示談代行を伴わない自動車保険等に加入している第二当事者等が、保険会社等に対して第一次的に求償することを希望しなかったため、第二当事者等に対して

求償することとなる事案

- ③ 第二当事者が負担すべき損害賠償債務が僅少であること等を理由として第二当事者が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したため、第二当事者等に対して求償することとなる事案

ウ 自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案の取扱い

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案については、第二当事者等に対して様式第8号「損害賠償請求の予告について」を用いて求償の予告を行うこと。また、求償の予告後に第二当事者等より求償の内容等について照会が行われた場合には、支給調整制度の趣旨等について適切な説明を行うとともに、一括応償が困難な旨の申し出があった場合には、分納について説明する、あるいは求償期限に支障のない範囲において、債権を分割して求償するなど、円滑な応償及び適正な債権管理が行えるよう、適切な対応を行うこと。

エ 求償予告を行う対象及び時期

求償予告は、(2)で請求書(案)を作成し、求償予定額が判明した段階で行うこととし、「第4納入の告知等」において、求償予告を行ってから、概ね1か月後に納入告知を行うこととしていることから、求償の期限を考慮の上、十分な余裕を持って実施すること。

求償予告は、使用者や運行供用者等第二当事者以外に不真正連帯債務を負う者が存在する場合には、原則として債務者すべてを対象とすることが望ましいが、署における調査状況や債権額等を踏まえ、例えば、使用者等の一債務者から全額を応償する旨の意思表示が行われているなど、いずれかの者からの応償が確実に見込める場合については、当該者のみに対して行うこととしても差し支えない。また、債権発生通知を受けた都度行う必要はなく、請求書(案)作成時に、一定期間内に行われた労災保険給付分をまとめて一つの債権として納入告知する予定であれば、その内容に対応した求償予告を行うこと。

なお、求償予告の事務処理段階で、次の(4) 債権調査確認決定決議における処理である、官庁会計事務データ通信システム（以下「ADAMS」という。）への債務者登録、債権登録を行ってしまうと、登録後、「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」が出力され、以後、納入告知を行うまでのスケジュールについて、ADAMSの仕様上の制約に従って事務処理を行う必要が生じ、当初予定していたスケジュールにより事務処理が行えなくなる恐れがあることから、ADAMSへの登録は、あくまで(4) 債権調査確認決定決議の事務処理過程で行うこと。

オ 求償予告の手続き

求償予告は、①様式第8号、②請求書(案)、③その他参考となる資料を一式とし、原則として労災補償課長までの決裁を受けた後、①及び②を同封して対象者に郵送すること。

カ 求償権行使の差し控え事案に該当する場合

求償権行使の差し控え事案に該当する場合には、求償予告を行う必要はないこと。

【記載例】損害賠償請求の予告について

様式第8号

管理番号（局で任意設定）を記載

平成△△年10月5日

損害賠償請求の予告について

第二 次郎 殿

○○

労働局労災補償課

被災者氏名	第一 太郎	相手方氏名	第二 次郎
災害の種類	業務災害 ・ 通勤災害	災害発生年月日	平成△△年 7月29日

上記被災者に対し、労災保険給付を行ったので、労働者災害補償保険法第12条の4の規定に基づき、保険給付額を限度として貴殿に請求することとなりますのであらかじめ通知いたします。

なお、請求金額は別添（様式2号(4)）のとおりとなり、本予告日より概ね1か月後を目処に、納入の告知を以て請求を行うこととなります。被災者の損害賠償金受領状況等を踏まえ、請求金額については増減する可能性がございますのでご承知ください。

また、被災者の保険給付が継続中の場合には、下記の対象期間以降の保険給付分に係る損害賠償請求については、別途事前予告の上、請求することとなりますので念のため申し添えます。

この件につきまして何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。

(連絡先)

×× 労働局労災補償課 (担当者) ○○ ○○ 印
(TEL) 03 - ○○○○ - ○○○○

(4) 債権調査確認決定決議

局長（歳入徴収官）は、所要の調査を行い債権を確認するとともに、求償予告を行ってから概ね1か月を置き、納入告知を行う準備が整った場合には、ADAMSにて債務者登録及び債権登録を行い、登録後出力される「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」（以下「決議書」という。）に、次の書類を添付した上で、債権調査確認決定決議を遅滞なく行うこと。なお、債権額としてADAMSに登録する額は、請求書の請求金額欄に記載された額と同額になる。

また、債権調査確認決定決議に当たっては、「参考様式等」に示す「第三者行為災害求償事務に係る請求書等チェックシート」を活用し、事務担当者は当該チェックシートに基づき請求書等を作成の上、決裁時には当該書類を添付し、あらかじめ指定したチェックシート確認者からチェックを受けること（詳細は参考様式等の「8 第三者行為災害求償事務に係る請求書等チェックシート」を参照）。

- ① 通知書（●）
 - ② 第三者行為災害に係る調査復命書（●）
 - ③ 請求書（●）
 - ④ 第三者行為災害求償事務に係る請求書等チェックシート
 - ⑤ その他必要と認められる書類
- ※ ●の付いた書類は三者システムから出力可能なもの

(5) ADAMSへの登録方法

ADAMSへの登録については次の2種類の方法があり、いずれの方法により行っても差し支えない。

ア 三者システム及び労災行政情報管理システムの債権登録機能を活用してADAMS登録用のデータを作成し、当該データをADAMSに読み込んで行う方法

イ ADAMSに打鍵入力により登録する方法

アの方法で実施する際には、次の手順で行うこと（詳細は機械処理手引XII-2-(4)-1参照）。

- ① 三者システム上で求償に必要な情報を登録した上で、「第三者行為災害債権確認書（以下「確認書」という。詳細は機械処理手引XII-5-(2)-1参照。）」を出力する。
- ② Excel帳票作成ツールを利用して、「債権確認調査決定（変更）決議書（以下「確認決議書」という。詳細は機械処理手引XII-4-(3)-54参照。）」を作成する。なお確認決議書は参考様式として示すものであり、各局において当該様式に準じた任意の決議様式により事務処理を行っても差し支えない。
- ③ 確認書及び確認決議書について、局において決裁を行う。なお、この段階で求償金額に誤りがないことを確実に確認すること。
- ④ 三者システム上で債権行使決定年月日（局）を入力する（これにより状態区分が更新され、「局決議済」となる。）とともに、確認書をOCR入力し、労災行政情報管理システムに債権情報として登録する。
- ⑤ システム上でADAMS登録用ファイルの作成要求を行う。
- ⑥ 作成したADAMS登録用ファイルを利用し、ADAMS端末に債権情報等を登録する。

(6) 災害発生から3年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合

第1章第7の3(3)において、災害発生から3年経過間際のため急ぎ処理すべき事案として署から連絡を受けた場合、次の①又は②により、確実に3年経過までに納入告知を行えるよう、迅速に処理すること。また、この場合は、求償予告の手続を省略しても差し支えない。

- ① 債権発生通知の配信を待っても、災害発生から3年経過までに納入告知を行える見通しの事案については、債権発生通知の配信後、前記(2)、(4)及び(5)による事務処理を行うこと。
- ② 債権発生通知の配信を待つと3年経過により求償不能に陥る恐れいのある事案については、署が三者システムに入力した処理経過簿及びイメージ登録した決裁資料（調査復命書及び保険給付額に係る資料）を印刷し、これを債権発生通知と見なして、前記(2)、(4)及び(5)による事務処理を行うこと。

2 決議書の編てつ及び保存

決議書は、通知書及び添付書類とともに事案ごとに取りまとめ、年度別に編てつし、保存すること。なお、決議書の原本は、歳入徴収額計算書の附属証拠書類として提出することになるので、決算の終了したものについては、副本を作成して編てつしておくこと。また、必要に応じて決議書類等を三者システムにイメージ登録すること。

第3 求償額の算出方法

求償は、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を政府が保険給付の価額の限度で取得するものであるから、求償額は、同一の事由に関し第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償額の範囲で算出することとなる。

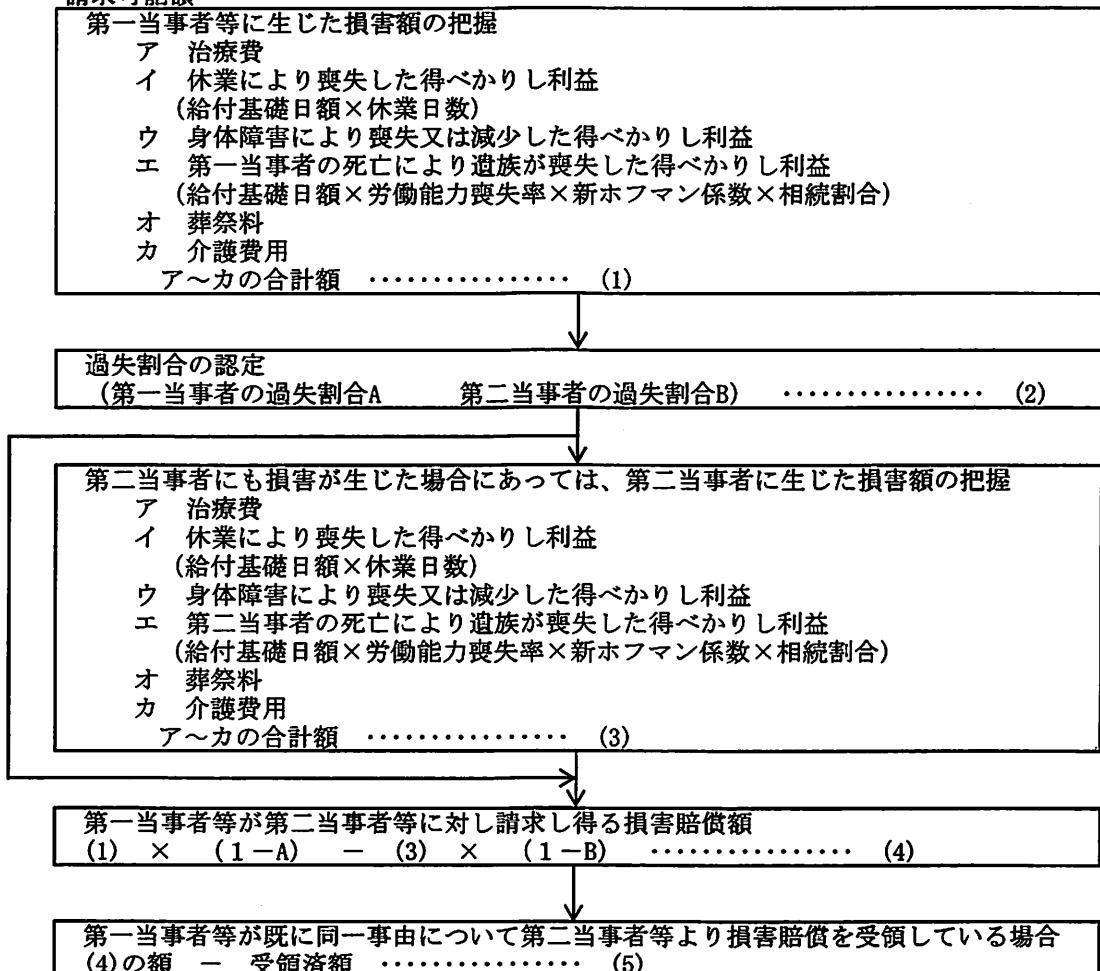
具体的求償額の算出は、次により行うこと。

1 労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額

政府が求償することができる額は、同一の事由に関し、第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償額と労災保険給付額とを比較していずれか低い額となるが、第一当事者等が請求し得る損害賠償額の中には、労災保険の支給対象とされていない慰謝料等も含まれていることから、労災保険給付額と比較する際には、損害確定時において総損害額と比較する場合を除き、労災保険の支給項目に対応する損害賠償に限定されることになる。

第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額は、図1「第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額」のとおり、第一当事者等に生じた損害額を基礎とし、この額に第一当事者の過失割合及び第二当事者にも損害が生じた場合にあっては当該損害額を考慮し、更に第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より既に損害賠償金等を受領している場合にあっては、当該受領額を控除することにより算出する。

図1 第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額



2 第一当事者等に生じた損害額の算出方法

第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償可能額は次のとおりである。

(1) 治療費

治療費については、療養（補償）給付の範囲と同一の基準により算定される額とすること。なお、第二当事者等又は保険会社等から、療養（補償）給付に対応する損害賠償が行われている場合は、これを治療費に計上すること。

また、文書取扱料等については、自賠責保険等を取り扱う保険会社等において、支払基準告示に基づき策定された自動車損害賠償保険損害査定要綱及び実施要領に基づいて保険金の支払事務を行うことになっており、これらに支払項目が規定されていない場合には、たとえ第一当事者等の損害に該当したとしても自賠責保険等から保険金の支払は行われないことから、自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対して求償対象とはできないことを踏まえ、第二当事者等又は自動車保険等を取り扱う保険会社等に対しても求償の算定対象から除外すること。

(2) 休業損害

休業損害については、次の場合を除き、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額とすること。

ア 給付基礎日額が最低保障額の適用を受けた場合

給付基礎日額が労災則第9条第1項第4号の規定による最低保障額の適用を受けた場合であって、平均賃金に相当する額又は労災則第9条第1項第1号から同条同項第3号の定めるところによって算定された額が明らかに給付基礎日額を下回る場合には、当該平均賃金相当額に休業日数を乗じて得た額とすること。

イ 特別加入者に係る休業損害

特別加入者に係る休業損害については、第一当事者の1日当たりの稼得能力に応じて算出するのが原則であるが、第一当事者の1日当たりの稼得能力の算出が困難である等の事情により、1日当たりの稼得能力により休業損害を算出することが適当でないと認められるときは、特別加入承認時に局長が定めた給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額により算出して差し支えないこと。

ウ 第一当事者が傷病（補償）年金の受給者となった場合

第一当事者が傷病（補償）年金の受給者となった場合における休業損害は、傷病（補償）年金が療養開始後1年6か月を経過した日以後において傷病等級に該当する一定の重篤な状態にある者は、以後においても治ゆすることはのが通例であることから、この場合における休業損害は次の①または②の式により算出すること。なお、(3)イでも記載しているとおり、傷病（補償）年金は、後遺損害に関する項目とは性質が異なるため、後遺損害に関する項目との支給調整は行わないこと。

①休業損害に係る求償を行う前の場合

$$\text{損害額} = \text{給付基礎日額} \times 365$$

×療養開始日の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数 (P. 95 表4)

②休業損害に係る求償を行った後の場合（休業損害額の重複計上を避けるための取扱い）

損傷額=給付基礎日額×365 ×傷病(補償) 年金に移行した日の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数 (P. 95 表 4)

エ 事業主が賃金を支払っている場合の休業損害の取扱い

第一当事者が療養のために休業している期間に対して事業主が賃金を支払っている場合には、第一当事者にはそもそも休業に関する逸失利益は生じていないため、当該部分については休業損害はないものとして取り扱うこと。

これは待機期間の3日分についても同様である。すなわち、業務災害の場合、事業主が待機期間分について災害補償を行い、休業に関する逸失利益は生じていないものと扱うため、例えば労災の休業日数が待機期間3日分を差し引いて100日となる場合、損害額計上時にも同様に100日を用いる。一方、通勤災害の場合、事業主が待機期間中について災害補償を行う必要がないことから、休業に関する逸失利益が生じているものと扱い、休業日数から3日を差し引くことなく損害額を算定する。上記の例では、労災の休業日数が待機期間3日分を差し引いて100日となる場合であっても、損害額計上時には3日分を差し引くことなく103日を用いる。

なお、損害額算定に当たっては、業務災害、通勤災害にかかわらず、実際に待機期間分の逸失利益を事業主が填補しているかどうかを確認する必要はない。

(3) 障害による損害

治ゆ後において身体に障害が残ったため、従前の労働能力を喪失し又は労働能力が減少した場合には、これによって喪失し又は減少した得べかりし利益について損害賠償を請求できるが、この場合の損失は次により算出すること。

なお、給付基礎日額が労災保険法第9条第1項第4号の規定による最低保障額の適用を受けた場合の取扱いは、上記(2)のアと同様である。

損傷額=給付基礎日額×365×労働能力喪失率
×治ゆ時の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数 (P. 95 表 4)

労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率	障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100	第8級	45/100
第2級	100/100	第9級	35/100
第3級	100/100	第10級	27/100
第4級	92/100	第11級	20/100
第5級	79/100	第12級	14/100
第6級	67/100	第13級	9/100
第7級	56/100	第14級	5/100

ア 労働能力の喪失又は減少による損害が具体的に生じないと認められる場合

第一当事者が障害（補償）給付を受けた後においても従前の労務に引き続き得て実際に収入減が生じていない等の理由により、治ゆ後に当該身体障害に基づく労働能力の喪失又は減少による損害が具体的に生じないと認められる場合には、当該身体障害による喪失し又は減少した得べかりし利益は生じないものとして取り扱うこと。

イ 傷病（補償）年金の取扱いに係る留意事項

傷病（補償）年金受給者について保険会社が症状固定を主張し、後遺障害に関する損害として保険金を支払いたい旨の申出があった場合についても、傷病（補償）年金は、休業（補償）給付に代えて支給しているものであるから、後遺障害に関する損害項目とは性質が異なるため、後遺障害に関する項目との支給調整は行わないことに留意すること。

(4) 死亡による損害

第一当事者が死亡したことに伴い遺族（補償）給付の受給権者が取得する損害賠償請求権は、第一当事者が死亡したため将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害のうち、当該受給権者が相続により承継したもの及び第一当事者が死亡したために将来に向かって第一当事者から当該受給権者が扶養を受けられなくなったことによる損害に係るもの（被扶養利益等）並びに葬祭に要した費用（葬儀費）により構成される。

ア 死亡による逸失利益

死亡による逸失利益は、次により算出すること。

なお、給付基礎日額が労災保険法第9条第1項第4号の規定による最低保障額の適用を受けた場合の取扱いは、上記(2)のアと同様である。

損害額 = (給付基礎日額 × 365 - 死亡した第一当事者本人の生活費)

× 死亡第一当事者の死亡日の年齢に応じる就労可能年数に対応する

新ホフマン係数 (P. 95 表 4) × 受給権者の民法上の法定相続割合

(7) 死亡した第一当事者本人の生活費

死亡した第一当事者本人の生活費は、通常は立証困難であることから、判決、示談書等において当該額が明示されている場合を除き、被扶養者がいるときは収入額（給付基礎日額 × 365 日）の 35% を、被扶養者がいないときには収入額の 50% を死亡した第一当事者本人の生活費とすること。

(イ) 法定相続人と年金受給権者が異なる場合

労災保険の年金受給権者が民法上の相続人とならない場合には、一般的に年金受給者には第二当事者等に対する損害賠償請求権は生じていないことから、第三者行為災害には該当しないため、求償を行う必要はない。

ただし、年金受給権者に第二当事者等に対する損害賠償請求権が部分的にでも認められる場合においては、当然、その限りにおいて求償を行うことになる。

(ウ) 年金受給者が転給により変更になった場合

年金受給者が転給により変更になった場合については、当該転給により年金受給者となった者が法定相続人として第二当事者等に対して損害賠償請求権を有している場合には、当該者に対して支給した労災保険給付額を限度として求償を行うこととなるので留意す

ること。

イ 葬儀費

葬儀に要する費用は、現に支出した費用に基づき算出すること。

(5) 介護損害

将来の介護料が認められる場合の介護損害は次により算出すること。

損害額 = 1か月当たりの介護損害額（常時介護を要する者については

130,000円、随時介護を要する者については65,000円）×12

×平均余命までの期間に対応する新ホフマン係数（P. 95表5）

ア 介護（補償）給付の取扱いに係る留意事項

自賠責保険等においては、介護（補償）給付に対応する支払項目がないため、基本的に支給調整の対象となることはない。したがって、将来の介護料が認められる場合は、自動車保険等又は第二当事者に対して求償を行うことになることに留意すること。

(6) 労災保険の給付又は特別支給金を支給していないが、第二当事者等から労災保険の支給項目に対応する損害賠償が行われている場合

上記(1)～(5)の各損害の計上に当たり、労災保険を給付していない支給区分に対応する損害について、第2の1(1)における債権の調査確認を実施した結果、第二当事者等や保険会社等から労災保険の支給項目に対応する損害賠償が行われていることを把握した場合は、これに対応する損害額を計上する必要がある。ただし、その計上方法は、労災保険又は特別支給金の支給状況により異なるので、次のとおり行うこと。

①他の労災保険種別の支給又は特別支給金の支給時の調査結果等から、上記(1)～(5)で示す各計算に必要な情報を把握している場合

この場合、上記(1)～(5)で示す各計算式に基づく損害額の算定が可能※であることから、上記(1)～(5)で示す各計算式に基づく通常の計算方法により損害を計上すること。

※ 例えは、休業（補償）給付を行っていなくても、休業特別支給金を支給していれば、当該支給決定時の調査において、給付基礎日額及び休業日数は把握しているため、(2)に示す損害額の計算は可能。他の労災保険給付においても同様の考え方。

②上記(1)～(5)で示す各計算式に必要な情報を把握していない場合

この場合、上記(1)～(5)で示す各計算式に基づく損害額の算定が不可能なため、第二当事者等又は保険会社等から実際に損害の填補分として第一当事者等に対して支払われた金額を対応する項目の損害額として計上すること。なお、上記(1)～(5)で示す各計算式に必要な情報については、労災保険、特別支給金の支給決定に必要な調査の中で把握していない場合には、特段追加の調査を行って把握する必要はない。

表4 就労可能年数に対応する新ホフマン係数表

(1) 18才未満の者に適用する表

年令	幼児・学生・無職者		有職者	
	就労可能年数	係数	就労可能年数	係数
0	49	16.419	67	29.022
1	49	16.716	66	28.793
2	49	17.024	65	28.560
3	49	17.344	64	28.325
4	49	17.678	63	28.087
5	49	18.025	62	27.846
6	49	18.387	61	27.602
7	49	18.765	60	27.535
8	49	19.160	59	27.105
9	49	19.574	58	26.852
10	49	20.006	57	26.595
11	49	20.461	56	26.335
12	49	20.938	55	26.072
13	49	21.442	54	25.806
14	49	21.971	53	25.535
15	49	22.530	52	25.261
16	49	23.123	51	24.984
17	49	23.750	50	24.702

(2) 18才以上の者に適用する表

年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数	年令	就労可能年数	係数
18	49	24.416	38	29	17.629	58	11	8.590	78	4	3.564
19	48	24.126	39	28	17.221	59	11	8.590	79	4	3.564
20	47	23.832	40	27	16.804	60	10	7.945	80	4	3.564
21	46	23.534	41	26	16.379	61	10	7.945	81	4	3.564
22	45	23.231	42	25	15.944	62	9	7.278	82	3	2.731
23	44	22.923	43	24	15.500	63	9	7.278	83	3	2.731
24	43	22.611	44	23	15.045	64	9	7.278	84	3	2.731
25	42	22.293	45	22	14.580	65	8	6.589	85	3	2.731
26	41	21.970	46	21	14.104	66	8	6.589	86	3	2.731
27	40	21.643	47	20	13.616	67	8	6.589	87	3	2.731
28	39	21.309	48	19	13.116	68	7	5.874	88	2	1.861
29	38	20.970	49	18	12.603	69	7	5.874	89	2	1.861
30	37	20.625	50	17	12.077	70	6	5.134	90	2	1.861
31	36	20.275	51	16	11.536	71	6	5.134	91	2	1.861
32	35	19.917	52	15	10.981	72	6	5.134	92	2	1.861
33	34	19.554	53	14	10.409	73	6	5.134	93	2	1.861
34	33	19.183	54	13	9.821	74	5	4.364	94	2	1.861
35	32	18.806	55	12	9.215	75	5	4.364	95	2	1.861
36	31	18.421	56	12	9.215	76	5	4.364	96	2	1.861
37	30	18.029	57	11	8.590	77	4	3.564	97~	1	0.952

(注) 1. 18才未満の有職者および18才以上の者の場合の就労可能年数については

(1) 56才未満の者は、67才から被査者の年令を控除した年数とした。

(2) 56才以上の者は、平均余命年数の1/2とし、端数は切上げた。

2. 幼児および18才未満の学生、無職者の場合の就労可能年数および新ホフマン係数またはライブニツ係数は下記(例)に準じて算出する。

(例) 3歳の場合

(1) 就労の終期(67才)までの年数(67年-3年)に対応する係数 28.325

(2) 就労の始期(18才)までの年数(18年-3年)に対応する係数 10.981

(3) 就労可能年数49年(64年-15年)

(4) 適用する係数 17.344 (28.325-10.981)

表5 平均余命までの期間に対応する新ホフマン係数表

年令	男		女		年令	男		女		年令	男			
	平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		年令	平均余命年数	係数	年令	平均余命年数	係数	年令	平均余命年数	係数
0	76	30.980	82	32.187	27	50	24.702	56	26.335	54	25	15.944	30	18.029
1	75	30.772	82	32.187	28	49	24.416	55	26.072	55	24	15.5	29	17.629
2	74	30.562	81	31.991	29	48	24.126	54	25.806	56	23	15.045	28	17.221
3	73	30.349	80	31.793	30	47	23.832	53	25.535	57	22	14.58	28	17.221
4	72	30.134	79	31.593	31	46	23.534	52	25.261	58	21	14.104	27	16.804
5	71	29.916	78	31.391	32	45	23.231	51	24.984	59	21	14.104	26	16.379
6	70	29.697	77	31.187	33	44	22.923	50	24.702	60	20	13.616	25	15.944
7	69	29.474	76	30.980	34	43	22.611	49	24.416	61	19	13.116	24	15.5
8	68	29.250	75	30.772	35	42	22.293	48	24.126	62	18	12.603	23	15.045
9	67	29.022	74	30.562	36	41	21.970	47	23.832	63	17	12.077	22	14.58
10	67	29.022	73	30.349	37	40	21.643	46	23.534	64	17	12.077	21	14.104
11	66	28.793	72	30.134	38	39	21.309	45	23.231	65	16	11.536	20	13.616
12	65	28.560	71	29.916	39	38	20.970	44	22.923	66	15	10.981	20	13.616
13	64	28.325	70	29.697	40	38	20.970	43	22.611	67	15	10.981	19	13.116
14	63	28.087	69	29.474	41	37	20.625	43	22.611	68	14	10.409	18	12.603
15	62	27.846	68	29.250	42	36	20.275	42	22.293	69	13	9.821	17	12.077
16	61	27.602	67	29.022	43	35	19.917	41	21.970	70	12	9.215	16	11.536
17	60	27.355	66	28.793	44	34	19.554	40	21.643	71	12	9.215	15	10.981
18	59	27.105	65	28.560	45	33	19.183	39	21.309	72	11	8.59	15	10.981
19	58	26.852	64	28.325	46	32	18.806	38	20.97	73	11	8.59	14	10.409
20	57	26.595	63	28.087	47	31	18.421	37	20.625	74	10	7.945	13	9.821
21	56	26.335	62	27.846	48	30	18.029	36	20.275	75	9	7.278	12	9.215
22	55	26.072	61	27.602	49	29	17.629	35	19.917	76	9	7.278	12	9.215
23	54	25.806	60	27.355	50	28	17.221	34	19.554	77	8	6.589	11	8.59
24	53	25.535	59	27.105	51	27	16.804	33	19.183	78	8	6.589	10	7.945
25	52	25.261	58	26.852	52	27	16.804	32	18.806	79	7	5.874	10	7.945
26	51	24.984	57	26.595	53	26	16.379	31	18.421	80	7	5.874	9	7.278

(注) 平均余命年数は「第18回生命表参考表」による平均余命とした。

3 第二当事者に生じた損害額の算出方法

第二当事者に生じた損害額は、基本的には求償額を算出する際の減額要素としての意味を持つものであるが、法律的には第二当事者に生じた損害を考慮せずに求償額を算出することも可能であり、あくまでも第二当事者から第一当事者等に別途損害賠償請求が行われること等によるトラブルを未然に防止すること等を目的として、第二当事者に生じた損害を考慮して求償額を算出することとしている。

したがって、第二当事者に生じた損害は、原則として第三者行為災害届、第三者行為災害報告書等の提出書類及び当事者の申し出により把握した分について、第二当事者から領収書の写しの提供を受ける等の方法により確認すれば足り、事務処理を軽減するため、それ以上の能動的調査は省略して差し支えない。

なお、第二当事者等に求償を行った際に、請求時に把握していなかった第二当事者の損害額を考慮してもらいたい旨の申し出が行われた場合には、当該損害額の確認ができた限度において対応すれば足りるものであること。

4 過失相殺等

第一当事者等に生じた損害額は上記2の方法により算出されるが、第一当事者に過失がある場合又は第二当事者にも損害が生じた場合にあっては、上記2の方法により算出された第一当事者等に生じた損害額に過失相殺を行い、又は上記3において把握した第二当事者に生じた損害額を控除することにより、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすることとなること。

(1) 過失割合の認定

民法第722条第2項においては、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。」と規定していることから、最終的には裁判所において過失割合を認定することとなるが、実際に発生する多くの損害賠償請求事案について裁判で損害賠償額が決定されることを待つことは、時間や費用をいたずらに費やすことにもなることから、一般的には過去の類似判例等を当てはめ、当事者間の合意に基づき示談により過失割合を加味して損害賠償額が決められているのが通例である。

そのため、求償を行う際には過失割合を認定する必要があるが、過失割合の認定は次により行うこと。

ア 過失割合に係る両当事者の主張が一致しない場合

過失割合は損害賠償額の確定について重要な要素であり、過失割合の認定に当たっては公平な立場で行うこと。

また、両当事者間で過失割合の主張が一致しない場合には、求償事務に支障を来さないよう両当事者の指導を行い、主張の内容及び災害発生状況等を総合的に勘案して過失割合を認定すること。なお、過失割合の認定に当たって困難が伴う場合等については、適宜労災法専門員や委託事業受託者※に「第三者行為災害事務に係る法務相談業務」の対象事案として相談するなど、専門家の見解を踏まえた上で認定すること。

※ 委託事業受託者に対する相談は、労働局ごとに割り振られた件数の範囲内に限る。

イ 自動車事故の場合

自動車事故については、道路、道路標識、信号機等の状況及び運転者の行為等が過失割合の判定要素となるが、保険会社等の意見も参考にしつつ、判例タイムズ等の参考図書を参照の上、客観的に過失割合を認定すること。

なお、保険会社等の意見や参考図書の記載内容は、過失割合を認定するに当たっての参考としつつ、災害発生状況等を総合的に勘案して個々の事案ごとに妥当と考えられる過失割合を認定すること。

ウ 自動車事故以外の事案の場合

自動車事故以外の事案についても、基本的に上記アの場合と同様である。

(参考) 民法 第722条 [損害賠償の方法及び損失相殺]

(2) 第一当事者に過失が認められる場合の過失相殺

第一当事者に過失が認められる場合は、第一当事者等に生じた損害の合計額に第二当事者の過失割合を乗じて得た額を、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

例えば、第一当事者の過失割合が40%、第二当事者の過失割合が60%の場合には、第一当事者等の損害の合計額に60%を乗じて損害賠償請求可能額を算出すること。

(3) 第二当事者にも損害が生じている場合の控除

第一当事者及び第二当事者の双方が損害を被っている場合には、上記2の方法により得られる第一当事者等の損害額と上記3により把握した第二当事者等に生じた損害額に、上記(2)と同様に第一当事者と第二当事者の過失割合を相互に乘じた上で、第一当事者に関して得られた金額より第二当事者に関して得られた金額を控除した額を、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

(4) 第一当事者等に生じた損害額が自賠責保険金額以内に収まる場合の取扱い

上記2の方法により算出した第一当事者等に生じた損害の合計額が自賠責保険金額以内に収まる事案については、第一当事者に重過失が認められるため自賠責保険等において重過失減額が行われる場合を除き、第一当事者等の損害額に当事者の過失割合を加味することなく、また、第二当事者に生じた損害額を控除することなく、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額を算出すること。

また、第一当事者に重過失が認められる場合であっても、重過失減額された自賠責保険金額までは求償可能として取り扱うこと。

ア 自賠責保険等に求償する場合

自賠責保険等においては、第一当事者に重過失が認められる場合を除き第一当事者の過失の有無にかかわらず自賠責保険金額まで保険金を支払うという取扱いを定めているため、政府が自賠責保険等に対して求償を行う際には、この取扱いを踏まえて求償額を算出することとし、また、重過失減額が行われる場合であっても、減額された自賠責保険金額までは求償可能として取り扱うこととしている。ただし、この場合、保険会社等は求償可能額に対して重過失減額を行った上で保険金の支払を行うことになるので留意すること。

また、保険会社等から第一当事者等に対して支払われた仮払金や内払金は、既払額としては取り扱われず、第一当事者等が行った被害者請求額に含めて計算することとなるため、局からの求償額と第一当事者等からの被害者請求額が自賠責保険金額を超過した場合には、仮払金や内払金は労災保険と按分比例した上で保険会社等より第一当事者等に支払われる保険金の中から控除されることとなるので留意すること。

イ 任意一括扱いが成立している事案であって自動車保険等に求償する場合

任意一括扱いが成立している事案においては、保険会社等の保険金支払額が自賠責保険金額以内に収まる場合には、最終的には保険金の支払は自賠責保険等を取り扱う保険会社等が負担することになるため、自賠責保険金額から示談成立額（保険会社等から第一当事者等に対して支払われる又は支払われた慰謝料等の金額）を控除した額と労災保険給付額とを比較し、控除後の額が労災保険給付額と等しいか又は労災保険給付額が少額の場合には、局は保険会社等に対して、第一当事者の過失の有無又は過失割合を考慮せずに労災保険給付額全額を求償すること。

また、第一当事者に重過失が認められたため重過失減額が適用される事案については、減額された額を自賠責保険金額として取り扱うこと。ただし、この場合、自賠責保険等に対して求償を行う場合と同様に保険会社等は求償可能額に対して重過失減額を行った上で保険金の支払を行うことになるので留意すること。

5 求償額

上記2から4により算出して得られた額が、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額となるが、当該損害賠償請求可能額のうち、第一当事者等が既に第二当事者等又は保険会社等より当該損害賠償請求可能額と同一の事由に基づく損害賠償金等を受領している場合には、当該損害賠償請求可能額から第一当事者等の受領済額を差し引いて得た額を、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求可能額とすること。

具体的には、次の方法により得られた額と労災保険給付に要した額を比較していずれか低い額とすること。

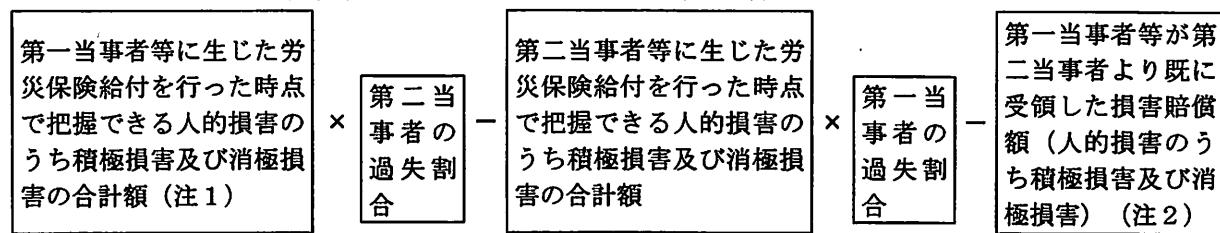
(1) 算出方法の原則

原則として次の式のように労災保険給付を行った時点※1において算出される第一当事者等に生じた損害額のうち、慰謝料等を除く人的損害（積極損害及び消極損害※2）の額に過失割合を乗じて得た額より、労災保険給付を行った時点で既に第二当事者等又は保険会社等より受領していた損害賠償金等のうち慰謝料等を除く人的損害の額に該当する部分を控除して得た額が損害賠償請求可能額となること。

※1 (1)、(2)ともに、「直近で求償の対象となる労災保険給付を行った時点」を基本とする。

ただし、例えば、署が労災保険給付を行った後、局において第2の1(1)における債権の調査確認を実施する中で、第二当事者等や保険会社等から第一当事者等に対して損害賠償が行われていることを新たに把握することは実務上あり得るため、その場合には、把握した時点が労災保険給付を行った時点より後であっても、把握した損害賠償金等を次の計算式に反映（(1)の場合は人的損害のうち積極損害及び消極損害のみ、(2)の場合は慰謝料等を含む人的損害の総額）すること。

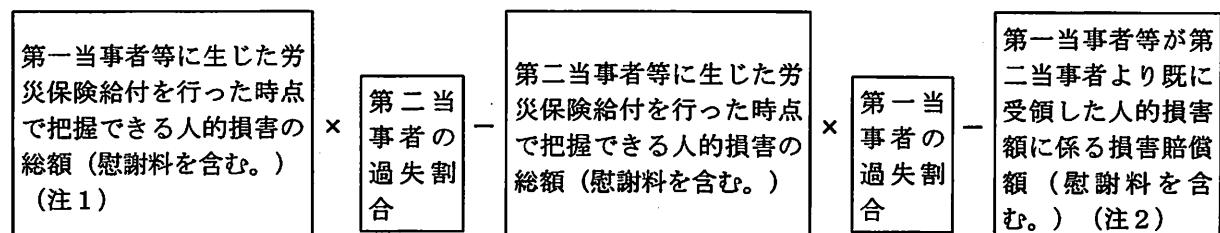
※2 積極損害：事故などによって被害者が出費を余儀なくされる損害（治療費、葬儀費等）
 消極損害：事故に遭わなければ将来得られたであろうと推定できる収入の喪失（休業損害、後遺障害、死亡による逸失利益等）



(2) 総損害額が確定している場合の算出方法

(1)により得られた額が、損害確定時における総損害をもって得られる次の式により算出された額を超えるときは、損害確定時における総損害をもって得られる額を求償する際の限度額とすること。

なお、損害確定時とは、示談、判決、調停、起訴前の和解又は訴訟法上の和解等により慰謝料等を含む人的損害が確定した時を意味すること。



(注1) 治療費にあっては、療養（補償）給付の額と第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より既に受領した治療費に係る損害賠償額の合計額、休業（補償）給付にあっては、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額、その他の給付にあっては、新ホフマン係数、労働能力喪失率等を用いて算出した額である。

(注2) 第一当事者等が第二当事者等より既に受領した労災保険給付の対象となっている損害項目に対応するそれぞれの人的損害に係る損害賠償金等の額である。なお、慰謝料等の額については、保険会社等又は第一当事者等からの報告等に基づき把握することとなる。

また、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より受領している損害賠償等には、損害賠償を第二当事者等より直接受領した場合だけではなく、保険会社等より受領した保険金も含まれるのは当然であること。

ア 被害者が請求額の一部を放棄した場合の取扱い

第一当事者等と第二当事者等との間で示談が成立した場合において、例えば任意一括扱いが成立している事案で当事者の過失割合によって過失相殺を行って計算した額で示談が成立したが、本来は自賠責保険金額までは請求可能であったような、その示談額が、第一当事者等が本来保険会社等に対して請求できる金額を下回るものである場合（以下「下回り示談」という。）には、第一当事者等は任意に自らの権利を放棄する自由を有するものであるため、有効な示談として認められるが、示談額が第一当事者等の総損害額となるような示談が行われた場合には、求償額にも影響を及ぼすことになるので留意すること。

すなわち、示談成立時等の損害確定時における総損害額を基にして計算した額を求償の限度額としているため、下回り示談が行われた場合には、求償額が下回り示談が行われていな

ければ求償できたであろう額を下回ることもあり得るので注意すること。

なお、このような事案においては、必要に応じて第一当事者等及び保険会社等との協議を行った上で、任意一括扱いを解消することも検討すること。

イ 寄与率に関する取扱い

身体的要因を有する第一当事者の基礎疾患、既存疾病等が、第三者行為災害で被災したことにより増悪したような場合には、労災保険としては、治療の必要性を考慮した上で、既存の傷病部分をも含めた療養（補償）給付を行う場合があり得る。

こうした事案については、最高裁判決（最高裁第3小法延判決 平成8年10月29日平成5年(オ)第875号損害賠償請求事件）などにおいて、寄与率を斟酌すべき場合には、民法第722条第2項の過失相殺の規定を類推適用して、当該素因を斟酌することができるものとされており、過失相殺の規定を類推する取扱いが一般的であることから、求償額を算出する場合も過失相殺の取扱いに準拠することとなる。

(7) 寄与率の決定

寄与率についても、必要に応じて保険会社等の意見を求めることがあるが、寄与率の決定は、過失割合と同様に保険会社等の意見や過去の判例等を参考にしながら、あくまで歳入徴収官である局長が行うべきものである。

(4) 事務処理の方法

寄与率を斟酌すべき事案は極めて少ないものと思われるため、請求書は通常の様式を使用することとするが、備考欄に寄与率を斟酌したこと表示したうえで、過失割合の記載欄を使用し、過失割合と寄与率を上下二段書きにする等何らかの方法により区分して明記すること。

(3) 求償額の端数処理

損害賠償請求可能額を算出する際に、過失割合を乗じることによって1円未満の端数が生じることがある。一般的な民事債権の場合には、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第3条第1項に基づき、50銭未満の端数は切り捨て50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げて計算することになるが、同条第2項においては「前項の規定は、国及び公庫等が収納し、又は支払う場合においては適用しない」とされているため、求償額を算出する際には、1円未満の端数を切り捨てて処理すること。なお、最終的な求償額に対してではなく、請求書の各欄の金額ごとに切り捨て処理を行うこと。

6 請求書の記載要領

Excel帳票作成ツールの手順に沿って作成した請求書には、三者システムに登録した第一当事者、第二当事者、求償等の情報が反映されるが、データ登録対象外の箇所については、Excelファイル上又は印刷した請求書に手作業で追記等を行うこと。

なお、請求書の記載に誤りがあった場合は、請求書だけではなく、必ず三者システムに登録したデータの修正を行うこと。

手入力や確認を行う際の、請求書の各欄の記載方法や考え方は次のとおりである。

(1) 算定基礎内訳①欄

保険給付種別ごとの記載欄には各保険給付について、今回の請求に関する給付金額の合計額を記載すること（Excel 帳票作成ツールで作成した場合は、三者システムの求償情報等登録・修正画面で入力した情報を参照して自動転記される）。なお、保険会社等から保険給付額の内訳を求められる場合には、労災行政情報管理システムの被災者検索画面から被災者に対する給付履歴を取得することができ、帳票として出力可能であるので、これを活用する等により対応すること。

(2) 算定基礎内訳②欄

自賠責保険等が単独で適用される事案については斜線を引き、自動車保険等が適用される事案及び任意一括扱いが成立している事案についてのみ記入すること。

また、②欄の記入に当たっては、各損害項目は、①欄の保険給付の項目に対応していることの他、次の点に留意すること。なお、前記5(1)及び(2)のとおり、第一当事者等及び第二当事者等とともに、損害額は、労災保険給付を行った時点（※5(1)※1と同様の考え方）で把握できる人的損害の総額（ただし、総損害額確定前は慰謝料等は除く）により算定するので、①欄の保険給付の項目の給付有無を問わず、対応する各項目について実際に損害が生じている場合には、前期2(6)の考え方に基づき、必ず記載を行うこと。

ア (B) 及び (C) 欄の損害額について

各損害額について、前期2及び3の考え方に基づき、労災保険と重複する項目については、①欄の保険給付の項目に対応する行の(B)及び(C)欄に記入し、さらに、総損害額確定事案であれば、慰謝料等を「その他の人的損害（慰謝料等）」の行の(B)及び(C)欄に記入する。

(7) 治療費に係る留意点

なお、第二当事者等又は保険会社等から、第一当事者に対して療養（補償）給付に対応する損害賠償が行われている場合は、これを治療費に計上する（前期2(1)参照）ので、療養（補償）給付に対応する(B)欄の損害額は「療養（補償）給付 + 第二当事者等又は保険会社等が第一当事者に対して支払った療養（補償）給付に対応する損害賠償額」を記入すること。ただし、自賠責保険等からの損害賠償額については、これによらず、下記(6)アに基づくこと。

(1) 休業の損害に係る留意点

待機期間の3日分の取扱いについては、2(2)エに基づき、業務災害であれば休業日数から3日を差し引き、通勤災害であれば休業日数をそのままとして、休業損害を計上すること。なお、その際、待機期間分の賃金はD欄には計上しないこと。

(4) その他の損害に係る留意点

傷病（補償）年金、障害（補償）給付、遺族（補償）給付欄に記載する場合には、新ホフマン方式及び相続割合により算出した第一当事者又は第二当事者の権利に属する金額を記載することとなること。

イ (D) 欄の損害額について

第二当事者又は保険会社等から第一当事者に対して損害が填補されていることを把握した場合、労災保険と重複する項目については、①欄の保険給付の項目に対応する行の(D)欄に記入し、さらに、総損害額確定事案であれば、慰謝料等を「その他の人的損害（慰謝料等）」の行の(D)欄に記入する。なお、(D)欄には被災者の労災保険給付額は計上しないこと。

(7) 治療費に係る留意点

上記アのなお書きに基づき、第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた療養（補償）給付に対応する損害賠償額を、療養（補償）給付に対応する(B)欄に計上する場合、これに対応する(D)欄にも損害賠償額計上する必要があること。ただし、自賠責保険等からの損害賠償額については、これによらず、下記(6)アに基づくこと。

(4) 休業の損害に係る留意点

待機期間の3日分の賃金は、事業主からの填補の有無に関わらず、D欄には計上しないこと。

ウ 計(1)及び計(2)欄について

(7) 総損害額が確定していない場合

計(1)の(B)、(C)及び(D)欄にそれぞれの累計額を記入すること。

(4) 総損害が確定している場合

計(2)の(B)、(C)及び(D)欄に、(1)の(B)、(C)及び(D)欄の額に慰謝料等を加えた額を記入すること。

エ 人傷保険該当事案の場合の(B)及び(D)欄の損害額について

人傷保険から第一当事者等に対して損害賠償について保険金（慰謝料等）の支払が行われ、当該保険金支払額について自賠責保険等及び第二当事者等又は保険会社等から、人傷保険取扱会社に対して既に支払済みの損害賠償額がある場合には、第二当事者又は保険会社等から第一当事者に対して損害が填補されている場合と同様、上記ア～ウに基づき、当該損害賠償額も含めて各欄に計上すること。

オ (E)欄について

任意一括扱いが成立している事案において、第一当事者の人的損害の総額が自賠責保険金額を下回ることが明確であったため、当事者の過失割合に関する照会及び調査を省略した事案については、「省略」と記入すること。

カ (F)欄について

過失割合に関する調査を省略した事案にあっては、(B)欄の(1)又は(2)の額となること。

キ (G)欄について

総損害が確定している場合において、計(1)の(B)、(C)及び(D)欄により得られた(G)欄の額が、計(2)の(B)、(C)及び(D)欄により得られた(G)欄の額を上回る場合には、計(2)の(B)、(C)及び(D)欄により得られた額とすること。

(3) 算定基礎内訳③欄

自賠責保険等の適用となる事案及び任意一括扱いが成立している事案について記入すること。また、③欄の記入に当たっては、次の点に留意すること。

ア 自賠責保険等に対して請求する場合の記載要領

(7) (K)欄

適用となる自賠責保険金額を記入すること。傷害事案の場合には、120万円又は96万円（第一当事者に重過失が認められる場合）のいずれかを記載し、死亡又は後遺障害の場合には「その他」と記載の上、具体的な金額を備考欄に記入すること。

(4) (L)欄

自賠責保険等から既に支払が行われている場合にはその既払額を記入し、支払が行われ

ていない場合には斜線を引くこと。なお、示談額ではなく既払額を記入することに注意すること。ただし、仮払金及び内払金は既払額としては取り扱わないこと。

また、人傷保険から第一当事者等に対して損害賠償について保険金（慰謝料等）の支払が行われ、当該保険金支払額について自賠責保険等から、人傷保険取扱会社に対して既に支払済みの損害賠償額がある場合には、当該金額も（L）欄に含めること。

(イ) (M) 欄

当該欄には、(K)から(L)を引いた金額を記入すること。

(ロ) (N) 欄

当該欄には、(M)と(A)を比較していずれか低い金額を記入すること。

この場合、納入告知書を送付する前に請求書のみを保険会社等に対して送付し、保険会社等から送付されてくる「自賠責保険支払金額の通知」等に、支払額として労災保険給付額(A)を重過失減額した後の金額に基づいて計算した応償可能額や人身傷害補償保険等と競合した場合に按分比例した応償可能額が記入されてくるものであるため、当該金額に基づいて納入告知書を送付して差し支えない。このため、第一当事者に重過失が認められる事案について、局において重過失減額を行い(N)欄に請求金額を記入した事案については、保険会社等において誤って二重に重過失減額を行って「自賠責保険支払金額の通知」等を作成することを防止するため、請求書の請求金額欄には必ず斜線を引くこと。なお、保険会社と事前に連絡調整を行った上で(N)欄については空欄にしたまま、若しくは(M)と比較することなく(A)の金額を記入することとして保険会社等に送付することとしても差し支えない。

イ 任意一括扱いが成立している事案において求償を行うこととなる場合の記載要領

(ア) (F) > (K) の場合

(J) 欄の金額を(N)欄に記入すること。この場合、(L)欄及び(M)欄には斜線を引くこと。

(イ) (F) ≤ (K) の場合

(M)と(A)を比較していずれか低い金額を(N)欄に記入すること。この場合、(L)欄は成立した示談額（保険会社等から第一当事者等に今後支払われる予定の慰謝料等又は既に支払われた慰謝料等）を記入することとするが、労災保険より給付された金額は除いて記入すること。なお、人傷保険から第一当事者等に対して損害賠償について保険金（慰謝料等）の支払が行われ、当該保険金支払額について自賠責保険等及び第二当事者等又は保険会社等から、人傷保険取扱会社に対して既に支払済みの損害賠償額がある場合には、当該金額もL欄に含めること。

(ウ) 第一当事者に重過失が認められる場合

(A)を重過失減額した後の金額と(M)とを比較していずれか低い金額を(N)欄に記入すること。その場合、請求書の請求金額欄に斜線を引く取扱いは(3)のアの場合と同様であること。

(エ) (K) 欄の記入

当該欄の記入については、上記アの場合と同様に取り扱うこと。

(4) 「連絡等事項、備考」欄

労災保険給付が継続中か完了しているかについて該当する項目を○で囲むとともに、自賠責保険等のみが適用される事案は「自賠責」、任意保険が適用される場合は任意、任意一括扱いが成立している事案は「任意一括」と、請求先の保険種別に応じ、該当する項目を○で囲むこと。また、局担当者の職氏名を記入、押印の上、電話番号を付記すること。なお、請求

書における労災保険給付完了とは、災害発生後3年を経過した後も労災保険給付が継続する場合にあっては、求償権を行使し得る労災保険給付が完了した場合を含むものである。

(5) 保険会社等以外に求償する場合

「保険（共済）契約者氏名」欄から「相手方と保有者との関係」欄までについては記載する必要がないので、当該欄に斜線を引くこと。

(6) その他記載に当たっての留意事項

ア 労災先行の事案で、自賠責保険等に対して求償した後に、自動車保険等へ求償する場合

労災先行の事案で、自賠責保険等に対して求償した後に、自動車保険等へ求償する場合については、既に自賠責保険等より応償された金額について、自動車保険等への請求書の算定基礎内訳②の(D)欄へ記載せずに、前回までの請求金額(I)欄へ記載し、その旨備考欄に記載すること。(D)欄に応償された金額を記載した場合、第一当事者等から取得していない損害賠償請求権を労災保険が行使することとなり、実際の保険給付額よりも請求額が多くなってしまうため留意すること。

イ 第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額に係る過失割合の考慮について

第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額については、通例、当事者間で合意した過失割合が加味されているため、(B)又は(D)欄に計上するに当たっては次のとおりとすること。

(7) (B)欄に計上する場合

第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額に、当事者間で合意した過失割合が適用されているかどうかを確認し、適用されている場合は、この過失割合を適用する前の金額に割り戻す等の計算をした上で各欄に計上すること。したがって、提出された資料から、支払額に当事者間の過失割合が適用されているか否かが判別できない場合は、追加照会により把握すること。

※ この処理を行わない場合、(F)欄の計算過程において、当事者間の過失割合が適用された損害額に対して、更に労働局長が決定する過失割合が適用されることとなり、請求額が正しく計算できない恐れがある。

(8) (D)欄に計上する場合

第二当事者等又は保険会社等から第一当事者に対して支払われた損害賠償額をそのまま対応する各欄に計上すること。

【請求書記載例】1 自賠責保険等に対して請求を行う場合

様式第2号(4)

平成〇年〇月〇日

第三者行為災害による損害賠償の請求について

0000

御中

○○ 労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく關係書類を添えて請求します。

被災者氏名	〇〇〇〇	相手方氏名	〇〇〇〇	災害(事故)発生日	平成〇年〇月〇日
保険(共済)契約者氏名	〇〇〇〇	保有者氏名	〇〇〇〇	契約者との関係	(本人)
証明書番号又は 證券番号	自賠責 任意	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	管轄店 (異協)	〇〇支店	
原因自動車	登録番号又は車両番号	品川〇〇な〇〇〇〇	相手方と保有者との関係	自動車保険等に請求する場合に記載。	
診療機関	名称	〇〇病院	所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
被災者の傷病の部位及び傷病名	〇〇〇〇				
請求金額	1,200,000 円				

算定基礎内訳①(金事案について記入)

		労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払 年月日
療養(補償)給付		900,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (〇日分)	HO.O.O
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)		600,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (100日分)	HO.O.O
傷病(補償)年金			第 級 号	
障害(補 償)給付	年金 一時金 前払一時金		第 級 号	
遺族(補 償)給付	年金 一時金 前払一時金		受給者名 続柄	
葬祭(料)給付			受給者名 続柄	
介護(補償)給付				
前回請求時までの額				
計(1)	1,500,000	(A)		
その他の人的損害(慰謝料等)				
計(2)				

算定基礎内訳②(自賃音単独以外の裏案について記入)

被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の 損害額(C)	被災者の労災保険給付 以外の損害賠償受領済額 (D)
		算定基礎内訳②欄は自賠単独事案 場合記載不要。代わりに斜線を引く
(1) (B)	(C)	(D)
(2) (B)	(C)	(D)
過失割合 (被災者①×相手方②)	被災者の過失相殺後の 損害額((B)-(C))	被災者の請求可能額 ((F)-(C) × (E)①-(D)) (G)
(L) 欄に該当する金額がない場合、 斜線を引く。		
政府の求償債権額(A) と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 ((H)-(D) (J))

算定基礎内訳③(自賃音及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険 (共済)金額 (K)	①20万円 ○	②80万円 -	③その他 -	示談額又は既払額(L)	<input type="text"/>
求償可能限度額((K)-(L)) (M)	<input type="text"/>	1,200,000	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(L) 欄に該当する金額がない場合、斜線を引く。

政府の求償権額(A) と(B)のうち少ない額 (H)	前回までの請求額 (I)	今回請求額 ((H)-(I)) (J)

連 備 絡 等 事 項 考	<input checked="" type="checkbox"/> 労災給付	<input type="radio"/> 継続中 <input checked="" type="radio"/> 完了	<input type="radio"/> 保険関係	<input checked="" type="radio"/> 自賠責	<input type="radio"/> 任意	<input type="radio"/> 任意一括	<input type="radio"/> 非該当
------------------------------	--	---	----------------------------	--------------------------------------	--------------------------	----------------------------	---------------------------

【請求書記載例】2 自賠責保険等に対して重過失減額して請求を行う場合

【前提条件】
通勤災害、過失割合 70:30。
その他は請求書記載のとおり。

平成〇年〇月〇日

による損害賠償の請求について

0000

御中

○○ 労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	〇〇〇〇	相手方氏名	〇〇〇〇	災害(事故)発生日	平成〇年〇月〇日
保険(共済)契約者氏名	〇〇〇〇	保有者氏名	〇〇〇〇	契約者との関係	(本人)
証明書番号又は 証券番号	自賠責 任意	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	管轄店 (農協)	〇〇支店	
原因自動車	登録番号又は車両番号	品川〇〇な〇〇〇〇	相手方と保有者との関係	〇〇〇〇	
診療機関	名称	〇〇病院	所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
被災者の傷病の部位及び傷病名	〇〇〇〇		重過失減額を行ったことを表すように斜線を引く。		
請求金額	2,008,000 円				

算定基礎内訳①(全事案について記入)

		労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払 年月日
療養(補償)給付		900,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (○日分)	HO.O.O
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)		600,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (100日分)	HO.O.O
傷病(補償)年金			第 級 号	
障害(補 償)給付	年金	1,560,000	第12級 号	
	一時金			
	前払一時金			
遺族(補 償)給付	年金		受給者名	統柄
	一時金			
	前払一時金			
葬祭(料)給付			受給者名	統柄
介護(補償)給付				
前回請求時までの額				
計(1)		3,060,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)				
計(2)				

算定基礎内訳②(自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の 損害額(C)	被災者の労災保険給付 以外の損害賠償受領済額 (D)
(I)	(B)	(C)
		(D)
(2)	(B)	(C)
		(D)
過失割合 (被災者①／相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の 損害額((B)×(E)) (F)	被災者の請求可能額 ((F)-(C)×(E)(I)-(D)) (G)
/		
政府の求償債務額(A) と(I)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 ((H)-(I)) (J)

算定基礎内訳③(自賃資及不任産一括の指合について)(A)

自賠責保険 (共済)金額(Ｋ)	①120万円	②96万円	③その他	示談額又は既払額(Ｌ)
-	○	○		
求償可能限度額((K)-(L)) (M)			2,008,000	円

重過失減額を行ったことと車上に斜線を引く

連 絡 等 事 項 者	労災給付	<input type="radio"/> 継続中 <input checked="" type="radio"/> 完了	保険関係	<input checked="" type="radio"/> 自賠責 <input type="radio"/> 任意 <input type="radio"/> 任意一括 <input type="radio"/> 非該当	
	傷害による損害の比較			示談額又は既払額③	
	労災給付額 1,500,000	自賠限度額 980,000	労災(重過失考慮) 1,200,000	採用額① 880,000	0
	障害による損害の比較			請求額合計 (①+②-③)	
労災給付額 1,560,000	自賠限度額 1,048,000	損害額計算 1,217,969	採用額② 1,048,000	2,008,000担当者氏名 (○○○○○ 印)	
傷害、障害それぞれについて、求めた各金額の中で一番低くなる額を採用し、それらを合算した額が請求額となる。					

傷害・障害それぞれについて、求めた各金額の中で一番低くなる額を採用し、それらを合算した額が請求額となる。

傷害賠償額:重過失者廻の自賠限度額(96万円) < 重過失者廻の労災給付額(120万円)のため、96万円を採用

障害・過失喪失の賠償限度額(100万円)・過失入院料の賃料賃付額(120万円)の1/3、30万円を採用。
障害・過失喪失後の賠償限度額(131万×0.8=1,048千円)×損害額計算結果(第3の2(3))により算出)×労災給付額のため、1,048千円を採用。合算して、請求額は2,008千円。

【請求書記載例】3

任意一括で被災者の過失相殺後の損害額が自賠責保険（共済）金額を下回る場合

【前提条件】
通勤災害、総損害額確定事案。
その他は請求書記載のとおり。

平成〇年〇月〇日

による損害賠償の請求について

8000

御内

〇〇 労働局労災補償課

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

算定基礎内訳①(全事案について記入)

		労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容		支払 年月日
療養(補償)給付		900,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (○日分)		HO.O.O
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)		600,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (100日分)		HO.O.O
傷病(補償)年金			第 級 号		
障害(補 償)給付	年金		第 級 号		
	一時金				
	前払一時金				
遺族(補 償)給付	年金		受給者名	統柄	
	一時金				
	前払一時金				
葬祭(料)給付			受給者名	統柄	
介護(補償)給付					
前回請求時までの額					
計(1)		1,500,000 (A)			
その他の人的損害(慰謝料等)					
計(2)					

算定基礎内訳②(自賃賃単独以外の収支について記入)

被災者の損害額 (B)	相手方(あなたの側)の 損害額(C)	被災者の労災保険給付 以外の損害賠償受領額 (D)
900,000		
1,030,000		200,000
通勤災害のため、労災は待機期間3日分を差し引いた100日分を給付しているが、損害額算上時は差し引くことなく103日分で計算する。 (10,000円×103日=1,030,000円)		

総損害額確定事案なので、「その他の人的損害（慰謝料等）」の金額を計上し、「計(2)」欄の金額により、(J)までの計算を実施する。
ただし、(D)欄の164千円は過失割合(50:50)考慮後の金額なので、これを過失割合考慮前の金額に割り戻して(B)欄に計上する。
(164千円 × 100 ÷ 50 = 328千円)

(1) 1,930,000	(B)	0	(C)	200,000	(D)
328,000				164,000	

過失割合	被災者の過失相殺後の請求額	被災者の請求可能額
(2) 2,258,000 (B)	0 (C)	304,000 (D)

(E)	(F)	(G)
52	1,120,000	\$25,000

政府の求償債権額(A)	前回までの請求金額	今回請求額
-------------	-----------	-------

(H) (I) (J)

Digitized by srujanika@gmail.com

◎ 古船員 ◎ 住處 ◎ 住處 ◎ 介政事

請求先の保険種別に応じ「自賠責」・「任意一括」、「非該当」の区分を選択。

連 備 格 等 事 項 考	労災給付	<input type="radio"/> 継続中 <input checked="" type="radio"/> 完了	保険関係	<input type="radio"/> 自賠責	<input type="radio"/> 任意	<input checked="" type="radio"/> 任意一括	<input type="radio"/> 非該当
	任意一括の場合で、被災者の過失相殺後の損害額(F)が自賠責保険(共済)金額(K)より低い場合には、労災保険給付額合計(A)と求償可能限度額(M)を比較して低い方の金額を請求金額(N)とする。				請求先の保険種別に応じ「自賠責」・「任意一括」、「非該当」の区分を選択。		

任意一括の場合で、被災者の過失相殺後の損害額(F)が自賠責保険(共済)金額(K)より低い場合には、労災保険給付額合計(A)と求償可能限度額(M)を比較して低い方の金額を請求金額(N)とする。

【請求書記載例】5 自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して請求する場合

様式第2号(4)

【前提条件】

業務災害、総損害額未確定事案。
労災の休業補償給付、特支金の支払はないが、第二当事者側から休業損害に関する逸失利益分として、過失割合(30:70)を考慮した20万円が支払われている。
その他は請求書記載のとおり。

平成〇年〇月〇日

損害賠償の請求について

〇〇 労働局労災補償課

添付して請求しますから、お支払い頼いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	〇〇〇〇	相手方氏名	〇〇〇〇	災害(事故)発生日	平成〇年〇月〇日
保険(契約)契約者名		保有者氏名		契約者との関係()	
証明書番号又は 証券番号	自賠責 任意			管轄店 (農協)	
原因自動車	登録番号又は車両番号			相手方と保有者との関係	
診療機関 名称	〇〇病院		所在地	〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
被災者の傷病の部位及び傷病名	〇〇〇〇				
請求金額	539,999 円				

算定基礎内訳①(全事案について記入)

			労災保険給付額(A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付	900,000	自 H.O.O.O 至 H.O.O.O (〇日分)	H.O.O.O		
休業(補償)給付 給付基礎日額 (0 円)		自 至			
傷病(補償)年金		第級号			
障害(補償)給付					
年金					
一時金					
前払一時金					
遺族(補償)給付		受給者名 姓柄			
年金					
一時金					
前払一時金					
葬祭(料)給付		受給者名 姓柄			
介護(補償)給付					
前回請求時までの額					
計(1)	900,000 (A)				
その他の人的損害(慰謝料等)	総損害額未確定事案なので、「その他の人的損害(慰謝料等)」の金額は計上せず、「計(1)」欄の金額により、「J」までの計算を実施する。				
計(2)					

算定基礎内訳③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険 (共済)金額(K)	①120万円 ②96万円 ③その他	示談額又は既払額(L)	円
求償可能限度額((K)-(L)) (M)			
請求金額(N)	539,999 円		

被災者の損害額(B)	相手方(あなた側)の損害額(C)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償額(D)
1,200,000		300,000
285,714		200,000

労災の休業補償給付、特支金の支払はないため、計算式に基づく損害額は計上できないが、第二当事者側からの休業損害に関する逸失利益分の支払状況を把握しているため、これを踏まえた損害額の情報を(B)欄および(D)欄に記入する。
ただし、(D)欄の20万円は過失割合(30:70)考慮後の金額なので、これを過失割合考慮前の金額に割り戻して(B)欄に計上する。
 $(20\text{万} \times 100 \div 70 = 285,714\text{円})$
(1円未満の端数は記入欄ごとに切り捨て)

(1) 1,485,714 (B)	0 (C)	500,000 (D)
214,285		150,000
(2) (B)	(C)	(D)
過失割合 (被災者①/相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の 損害額((B)×(E)) (F)	被災者の請求可能額 ((F)-(C)×(E)(D)) (G)
30 / 70	1,039,999	539,999
政府の求償額(A) と(B)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 ((H)-(I)) (J)
	539,999	539,999

連絡 等 事 項考	労災給付	<input type="radio"/> 継続中 <input checked="" type="radio"/> 完了	保険関係	<input type="radio"/> 自賠責 <input type="radio"/> 任意 <input type="radio"/> 任意一括 <input checked="" type="radio"/> 非該当
担当者氏名 (〇〇〇〇〇 印) 電話番号 (× × - × × × × - × × × ×)				

【請求書記載例】6

自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して総損害確定後に請求する場合

<p>【前提条件】 業務災害、総損害額確定事案。 第二当事者から慰謝料相当額として 15 万円（過失割合考慮）、さらに、人傷保険から被災者に支払われた慰謝料相当額について、第二当事者から人傷保険に対して 15 万円（過失割合非考慮）を支払っていることを確認済み。 その他は請求書記載のとおり。</p>	平成〇年〇月〇日 の請求について ○○ 労働局労災補償課
---	--

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

被災者氏名	○○○○	相手方氏名	○○○○	災害(事故)発生日	平成〇年〇月〇日		
保険(共済)契約者氏名	保有者氏名						
證明書番号又は 証券番号	自賠責 任意	管轄店 (農協)					
原因自動車	登録番号又は車両番号	相手方と保有者の関係					
診療機関	名称	○○病院	所在地	○○市○○町○-○-○			
被災者の傷病の部位及び傷病名	○○○○						
請求金額	1,194,999 円						

算定基礎内訳①(全事案について記入)

	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払 年月日
療養(補償)給付	900,000	自 H.O.O.O 至 H.O.O.O (○日分)	H.O.O.O
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)	600,000	自 H.O.O.O 至 H.O.O.O (100日分)	H.O.O.O
傷病(補償)年金		第 級 号	
障害(補 償)給付	年金 一時金 既払一時金	第 級 号	
遺族(補 償)給付	年金 一時金 既払一時金	受給者名 続柄	
葬祭(料)給付		受給者名 続柄	
介護(補償)給付			
前回請求時までの額			
計(1)	1,500,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計(2)			

算定基礎内訳②(自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額 (B)	相手方(あなたの側)の 損害額(C)	被災者の労災保険給付 以外の損害賠償受領済額 (D)
1,200,000		300,000
1,000,000		

総損害額確定事案なので、「その他の人的損害(慰謝料等)」の金額を計上し、「計(2)」欄の金額により、(J)までの計算を実施する。
 ただし、(D)欄の 30 万円のうち、第二当事者が第一等医者に支払った 15 万円は過失割合(30:70)考慮後の金額なので、これを過失割合考慮前の金額に割り戻して(B)欄に計上する。
 $(15 \text{ 万円} \times 100 \div 70 = 214,285 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円(人傷分)} = 364,285 \text{ 円})$

(1) 2,200,000 (B)	0 (C)	300,000 (D)
364,285		300,000
(2) 2,564,285 (B)	0 (C)	600,000 (D)

過失割合 (被災者①/相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の 損害額((B)×(E)) (F)	被災者の請求可能額 ((F)-(C)+(E)①-(D)) (G)
30 / 70	1,794,999	1,194,999
政府の求償額(A) と(H)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 ((H)-(I)) (J)
	1,194,999	1,194,999

算定基礎内訳③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険 (共済)金額 (K)	①20万円 ②96万円 ③その他	示談額又は既払額(L)	
求償可能限度額((K)-(L)) (M)			円
請求金額 (N)		1,194,999 円	

連絡 等 事 項 考	<input type="checkbox"/> 労災給付 <input type="radio"/> 繼続中 <input checked="" type="radio"/> 完了 保険関係 <input type="radio"/> 自賠責 <input type="radio"/> 任意 <input type="radio"/> 任意一括 <input checked="" type="radio"/> 非該当 <div style="height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
担当者氏名 (○○○○○ 印) 電話番号 (× - ×××× - ××××)	

**【請求書記載例】7 自賠責保険等と自動車保険に別々に請求する場合の自動車保険等への
請求書記載時の注意事項（※自賠責応償済額は（I）欄に記載する）**

労災先行等の事案で、自賠責保険等に対して求償した後に、自動車保険等へ求償する場合については、既に行政が自賠責保険より応償された金額（自賠責応償済額）について、自動車保険等への請求書の②の（D）欄へ記載せずに、前回までの請求金額（I）欄へ記載し、その旨備考欄に記載すること。

（D）欄に自賠責応償済額を合算して記載した場合、行政が請求可能な上限を超えた金額が請求額として算出され、誤った請求となる恐れがあるため、そのように記載しないこと。以下（I）欄に応償金額を記入した場合の具体例を示す。

(事案の具体例)	
被害者の損害額	
治療費	288万円
休業損害	8万円(休業日数8日)※通勤災害
合計	296万円
被害者の請求	
自賠責保険に対して 治療費	98万円
休業損害	2万円
労災保険に対して 療養補償給付	190万円
休業補償給付	3万円
合計	293万円

(労災保険給付額)	
療養補償給付	190万円
休業補償給付	3万円
(休業日数8日うち5日分、給付基礎日額1万円)※通勤災害	
労災保険給付額	合計 193万円
自賠責応償済額	20万円
労災保険が任意保険等に求償すべき額	
193万円-20万円=173万円	

(D)欄には、被害者が直接自賠責保険等から支給された損害賠償額のみを記載する。
自賠責応償済額の20万円は（I）欄に記載し、（D）欄には計上しないこと。

算定基礎内訳①(全事案について記入)

	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払 年月日	被災者の損害額 (B)	相手方(あなた除く) の損害額(C)	被災者の労災保険給付 以外の損害賠償応償済額 (D)
療養(補償)給付	1,900,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (○日分)	HO.O.O	2,880,000		980,000
休業(補償)給付 給付基礎日額 (10,000 円)	30,000	自 HO.O.O 至 HO.O.O (5日分)	HO.O.O	80,000		20,000

(I)欄に自賠責応償済額を記入した場合、休業損害で、被災者が権利行使していない
3万円(=8万円-2万円-3万円)
を求償することはないため、計算の結果、正しい求償額である173万円となる。
※ (D)欄に自賠責応償済額を計上すると、記載方法次第で、求償額が176万円、又は193万円等、本来求償可能な額以上の誤った金額となってしまう恐れがある。

なお、自動車保険等に対して初回の請求であっても「前回までの請求金額」欄に金額が記入されることとなるため、備考欄にその旨記載しておく必要がある。

前回請求時までの額			
計(1)	1,930,000 (A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計(2)			

(I) 2,960,000 (B) 0 (C) 1,000,000 (D)

(2) 2,960,000 (B) 0 (C) 1,000,000 (D)

過失割合
(被災者①/相手方②)
(E) 100 被災者の過失相殺後の
損害額((B)-(E))-(F) (F) (G)

0 / 100 2,960,000 1,960,000

政府の求償権額(A)
と(G)のうち少ない額
(H) 前回までの請求金額
(I) 今回請求金額
(J) ((H)-(I)) (J)

1,930,000 200,000 1,730,000

算定基礎内訳③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険 (共済)金額 (K)	①20万円 ○	②90万円 -	③その他 -	示談額又は既払額(L)	円
求償可能限度額((K)-(L)) (M)					
請求金額 (N)	1,730,000 円				

連 絡 等 事 項 考 考	労災給付	<input type="radio"/> 繼続中	<input checked="" type="radio"/> 完了	保険関係	<input type="radio"/> 自賠責	<input checked="" type="radio"/> 任意	<input type="radio"/> 任意一括	<input type="radio"/> 非該当
前回までの請求金額(I)のうち200,000円は、自賠責保険会社 に対して求償した金額であり、既に応償済み。								

担当者氏名 (〇〇〇〇〇 印)
電話番号 (×× - ×××× - ××××)

第4 納入の告知等

求償を行う期間は、第1章の第3の2に示すとおり、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に保険給付を行ったものについて求償を行うこととする。

したがって、災害発生から3年以内に時効中断のための納入告知を行う必要がある。

なお、納入告知に定められた納入期限の経過後には第二当事者に対して延滞金が課せられること等に配慮し、求償予告の対象となる債権については、災害発生日から2年9か月経過している等、期限が差し迫っているものを除き、求償予告を行ってから概ね1か月間の期間を置いた後に納入告知を行うこと。したがって、求償の期限を考慮の上、納入告知までの事案管理を行うこと。

1 納入告知等の基本的取扱い

国の債権管理に関する事務は、それぞれの事案に応じて、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められている。したがって、求償した金額を確実に収納するためには、保険会社等より確実に支払が見込まれる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償を行うことが最も国の利益に適合し、かつ求償事務を円滑に行う上で有効である。そのため自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、原則として保険会社等に対して他の債務者に優先して納入告知等を行うこと。

ただし、自賠責保険等又は自動車保険等の支払限度額を超過するため不足分を第二当事者等に求償することがあらかじめ明白な場合においてはこの限りでないが、このような場合には保険会社等と密接な連携を図りながら事務処理を進めること。

(1) 保険会社等に納入告知書を送付する際の留意事項

第一当事者等が被害者請求権等を有する根拠は、自賠責保険等については自賠法、自動車保険等については保険約款の規定になるが、自動車保険のうちごく一部に保険会社等が示談代行を行わないとされているものがある。その場合においても、保険会社等に対して第一次的に求償を行って差し支えないが、第二当事者等が自動車保険を用いず自らに求償してほしい旨希望した場合には、政府は第一当事者等より取得した請求権者の保険会社に対する直接請求権を行使できないので留意すること。

ア 第二当事者等が自己負担を希望する場合

第一当事者等の損害額がわずかであるため、第二当事者等が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したような場合には、第二当事者等の希望に沿った方がトラブルを防止し、求償事務を迅速に進めることができるため、そのような場合には、納入告知書を第一次的に第二当事者等に対して送付することとするが、事前に保険会社等と密接な連携を図りながら事務処理を進めること。

ただし、第二当事者等が自動車保険等の使用を希望しなかった場合であっても、第二当事者等より速やかに応償されなかつた場合には、第二当事者等に対して事前に説明した上で保険会社等に対しても納入告知書を送付することになること。

イ 自賠責保険等及び自動車保険等に求償する場合の留意事項

自賠責保険等については自賠法第16条の9において、また、自動車保険等については保険約款及び保険法第21条において、保険会社又は保険給付の履行期が定められており、そ

それぞれこの履行期が到来するまでは、保険会社等は履行遅滞の責めを負わないこととされている。

そのため、保険会社等が災害発生から3年以内に当該履行期が到来していないことを主張する場合があるが、その場合であっても下記2の(3)に示す方法により、災害発生から3年以内に納入告知書を送付すること。

(参考) 保険法 第21条 [保険給付の履行期]

(2) 保険会社等以外に納入告知書を送付する際の留意事項

保険会社等以外に納入告知を行うに際しては、第二当事者、使用者、運行供用者等不真正連帶債務を負う者が複数存在する場合には、原則として求償予告を行った債務者全員に対して同時に納入告知を行うこととするが、その場合には必要に応じ他の債務者に対しても同時に納入告知を行っている旨明示すること。

ただし、例えば使用者等の一債務者から全額を応償する旨の意思表示が行われており、求償予告も当該者に対してのみ行っているような場合には、当該債務者に対してのみ、第一次的に納入告知を行うこととして差し支えないこと。

(参考) 民法 第724条 [不法行為による損害賠償請求権の期間の制限]

2 納入告知等の方法

債権調査確認決定決議を行った債権については、求償権の行使を差し控える決定を併せて行ったものを除き、速やかに債務者（保険会社等を含む。以下同じ。）に対して納入告知を行うこと。

なお、納入告知を行う際には、納入告知書の他に請求書を併せて作成し、原則として納入告知書と請求書を債務者に対して同時に送付すること。

(1) 納入告知書の発行

納入告知書については、債権調査確認決定決議簿にADAMSにより発行手続を行うこと。その際、「納付目的」欄には「労災保険法第12条の4第1項による損害賠償金」等と入力し納付目的を明確にすること。

ア 履行期限の設定

納入告知を行う場合には、債権管理事務取扱規則（以下「債管則」という。）第13条第1項において、法令又は契約に定めがある場合を除き、20日以内の適宜の履行期限を定める必要があることが規定されていることから、納付期限は原則として、債権調査確認決定を行った日から20日以内の適宜な日とともに延滞金の起算日は納付期限の翌日とすること。

イ 納入告知書の宛名

納入告知書の債務者名は、第二当事者とすること。

(7) 保険会社等に求償する場合

保険会社等に対して求償する際には、納入告知書の宛名は保険会社等の名称を記入すること。納入告知書の宛名を第二当事者等の氏名又は名称とせず保険会社等の名称とする趣旨は、求償事務を行う際に保険会社等が直接求償の相手方となることを文書上明確

にするとともに、第二当事者等及び保険会社等が任意に応償しない場合には、第二当事者等だけではなく保険会社等に対しても訴訟を提起することを可能にするためであるので、この点に十分留意して事務処理を行うこと。

また、納入告知書に記入する保険会社等の名称は、例えば「〇〇保険株式会社」又は「〇〇保険株式会社〇〇支店」等のような表記のいずれでも差し支えないが、納入告知書の送付先は保険会社等の管轄店等とし、住所についても宛名に併せ適宜記入すること。

なお、第二当事者名が納入告知書から判断できなくなることを避けるため、納付目的欄等に第二当事者名、求償先種類（第二当事者本人、保険会社、使用者、運行供用者等）等のコメントを記入しておくこと。

(1) 第二当事者が未成年者等である場合

債務者が未成年者等であるときには、債務者あての納入告知書をその法定代理人に対して送付すること。

（参考）歳入徴収官事務規程 第9条　【文書による納入の告知】

(2) 自賠責保険等に求償する場合

自賠責保険は賠償責任保険であり、被保険者に対して支払をすることが第一義となっている（自賠法第11条）。つまり、自賠法第15条による被保険者（保有者および運転者）の保険金請求権が自賠法の基本である。

一方、自賠法第16条の被害者請求権は、加害者から損害賠償を受けられない、あるいは損害賠償の一部しか受けられない被害者を救済する目的から政策的に認められたものであり、本来の被保険者である第二当事者等に優先してまで支払を受けられることを保障したものではない。したがって、自賠責保険金額の中から第二当事者等の損害賠償に対して優先充当が行われた後に、被害者へ支払われることとなる。

ア 請求が競合した場合の取扱い

請求が競合した場合には、まず、自賠責保険金額から第二当事者等に対する支払が優先充当され、残額がある場合に、被害者請求に充当される。

政府の求償と第一当事者等からの慰謝料等の請求の合算額が自賠責保険金額を超過するときは、保険会社等は政府と第一当事者等に対して按分比例して支払うことになる。

イ 請求時期に係る統一的取扱い

自賠責保険等への求償事務については、給付完了時又は競合請求が行われたことの連絡を受けたときに保険会社等に請求書を送付し、保険会社等から「自賠責保険支払金額の通知」等が折り返し返送されてくるので、当該通知に記載された応償可能額に基づき納入告知書を送付すること（昭和41年12月16日付け基発第1305号）。

ウ 請求書の送付に係る留意事項

政府が求償する可能性があることを上記イの時点まで通知しないこととすると、保険会社等が労災保険給付を行っていることを把握できないため、競合請求が行われても保険会社等から局への連絡が行われず、結果として局が自賠責保険等へ求償した際に、残額がなくなっていることが懸念される。

したがって、自賠責保険等へ求償する事案について債権発生通知が行われた場合、局は初回の債権発生通知については速やかに債権の調査確認を行い、請求書を自賠責保険等の事故

処理管轄店へ送付しておくこと（2回目以降については、必ずしも同様に取り扱う必要はない。）。

（参考）自賠法 第11条　【責任保険及び責任共済の契約】
第15条　【保険金の請求】

（3）履行期限の例外的取扱い

債権調査確認決定決議を行う際に、対象となる債権が次に該当する場合は、債管則第13条第1項の「法令又は契約に定めがある場合」に該当することから、履行期限を20日以内の適宜の日ではなく、必要な期間を経過した日と定めて差し支えない。

ア 履行期限の例外的取扱いを行う事案

履行期限の例外的取扱いを行う事案は、災害発生後3年以内に法令上又は契約上の履行期が確定しないことが見込まれる次の事案に限るものとする。

（7）自賠責保険等へ求償する事案

自賠責保険等へ求償する事案にあっては、災害発生後3年を経過する時点においても、次の状態にあることが見込まれる事案とする。

a 請求書の「連絡事項、備考欄」に保険給付完了と明示したものを保険会社等に送付した後、保険会社等において当該損害額等の調査中である事案

なお、保険給付完了とは、災害発生後3年経過後も労災保険給付が継続するものにあっては、求償の対象となる保険給付を完了したことである。

b aの調査終了後、保険会社等が支払のために必要な事務を行っている事案

（1）自動車保険等へ求償する事案

自動車保険等へ求償する事案にあっては、災害発生後3年を経過する時点においても、次の状態にあることが見込まれる事案とする。ただし、保険会社等が履行期限にかかる内払いにより求償に応じることで合意している事案の納入告知については、上記（1）のアのとおりとすること。

a 当事者間で過失割合、治ゆ日、療養の範囲について見解の相違があり、当該内容について裁判において係争中又は示談交渉中の状態にある事案

b 約款に基づく履行期限（支払期日）が到来した後、保険会社等が支払いのために必要な事務を行っている状態にある事案

イ 履行期限の例外的取扱いを行う場合の納入告知の方法

（7）履行見込み時期の確認

納入告知を行うための債権の調査確認については、債権発生通知に基づき、様式第5号により行うところであるが、災害発生後2年9か月を経過しても、保険会社等から局に対して具体的な履行期限の回答がないものについては、災害発生後3年以内の履行見込みを、調査の上確認すること。

（1）納入告知書の発行

履行見込み時期の確認の結果、上記アに該当するものであっても、履行期限について必要な期間を経過した適宜の日を特定し、災害発生から3年以内に納入告知書を発行し、時効中断措置を講じておくこと。

なお、履行期限は債権ごとに個別に決定されるものであるが、最長でも2年を超えない

ものとし、特段の理由なく不当に長い期間とならないよう留意すること。

(イ) 履行期限の変更

履行期限の例外的取扱いを行った事案であっても、当該履行期限内に履行期が確定しないことがあり得るため、当該履行期限内に履行期が確定しないことを確認した場合には、履行期限の14日前までに保険会社等との協議を整え、履行期限を更に必要な期間に変更すること。この場合の履行期限の設定も上記(イ)と同様の取扱いとする。

また、この協議の結果、履行期限変更の必要性が認められない事案、及び局が履行期確認のための連絡をしたにもかかわらず保険会社等から応答がなく履行期限を経過した事案については、履行期限の翌日から延滞金が生じるものであること。

(イ) 履行期限の変更の事務処理

保険会社等との協議の結果、履行期限の変更の必要性が認められた場合は、新たな納入告知書を発行すること。

なお、新たに納入告知を行う場合には、既に送付済みの納入告知書は保険会社等の責任において確実に破棄するように伝えた上で、ADAMSにおける当該債権を取消し、債権調査確認決定決議を行うこと。

ウ 債権金額の変更等

納入告知を行った後、請求に対する損害額が確定した旨の回答が保険会社等からあった場合には、履行期限に関わらず、速やかな支払いを求めること。

なお、この段階で新たな事実が判明するなどにより過失割合の変更等を行う必要が生じた場合には、下記第5により調査決定の変更を行い、債権金額を変更すること。

(4) 求償する際の添付書類

ア 保険会社等に求償する際

保険会社等に対して求償する際に、納入告知書以外に送付する書類は、原則として次に掲げるものとすること。

① 「第三者行為災害による損害賠償の請求について」(様式第2号(4))

② 「交通事故証明書」

ただし、交通事故証明書がない場合には、「交通事故発生届」(様式第3号)

③ 「第三者行為災害届」(届その1～届その4)

ただし、第三者行為災害届がない場合には、「第三者行為災害報告書(調査書)」(報告書その1～報告書その4)

④ 「念書(兼同意書)」

⑤ 第一当事者が死亡した場合には、「死亡診断書」又は「死体検査書」

⑥ 第一当事者が死亡した場合には、「戸籍謄本」

送付書類を限定する趣旨は、事務処理を軽減することにあるので、保険会社等よりその他の書類の提出を求められた際には、行政としての斉一的な取扱いである旨を説明して理解を求めるとともに、個別の事情を踏まえると保険会社等の要望もやむを得ないと判断される場合には、可能な範囲で要望に応じること。ただし、レセプトや診断書を提出する場合に、念書(兼同意書)の提出により同意を得ている第一当事者等以外の者(医師等)の個人情報が記載されているときには、当該部分を黒塗りして提出するか、改めて当該者から同意を得る

必要があること。

なお、第一当事者等より保険会社等に対して被害者請求等が行われている場合には、既に第一当事者等より保険会社等に対して提出されている書類については改めて送付する必要はないこと。

また、保険会社等に対して送付する書類は、事務処理の簡素化を図る観点から、写しで差し支えないこと（原本証明も不要）。

イ 保険会社等以外に求償する際

第二当事者等に対して求償する際に送付する書類についても、保険会社等に対して送付する書類に基本的には準じることとするが、第二当事者等が事実関係を十分に承知しているような場合には、一部書類の送付を省略して差し支えないこと。

(5) 納入告知後の三者システム上の処理

納入告知後は、三者システムに、債権の調査確認及び決定を行った際に作成、取得した資料等をイメージ登録するとともに、三者システム上で時効情報及び必要に応じて補足情報を入力（詳細は機械処理手引XII-3-(20)参照）すること。

3 時効

第三者行為災害事務において主に求償の根拠となる一般不法行為責任、自賠責保険等に対する被害者請求権や自動車保険等に対する請求権者の直接請求権の消滅時効はそれぞれ3年と規定されているため、時効の中止事由が認められる場合を除き、第一当事者等が権利行使することができた時から3年を経過した時点で消滅時効の期間が到来し、債務者がこれを援用することで消滅時効が完成することになる。その他、求償根拠となる主な損害賠償責任等及び消滅時効は下表のとおりであるので、事務処理に遗漏のないようにすること。

損害賠償責任等の種類	根拠条文	消滅時効期間(根拠条文)	援用の要否
一般不法行為責任	民法第709条	3年（民法第724条）	
使用者責任	民法第715条	3年（民法第724条）	
土地の工作物等の占有者・所有者の責任	民法第717条	3年（民法第724条）	
動物の占有者の責任	民法第718条	3年（民法第724条）	
債務不履行責任	民法第415条	10年（民法第167条）	
旅客運送事業者の責任	商法第590条	5年（商法第522条）	
製造物責任法に基づく損害賠償責任	製造物責任法第3条	3年（製造物責任法第6条）	い ず れ も 必 要
運行供用者責任	自賠法第3条	3年（自賠法第4条、民法第724条）	
自賠責保険等に対する被害者請求権	自賠法第16条第1項	3年（自賠法第19条）	
自動車保険等に対する	保険約款	3年（保険法第95条）	

請求権者の直接請求権			
------------	--	--	--

※ 時効の起算点は、求償根拠となる損害賠償請求権の発生日＝不法行為が行われた日＝災害発生日「の翌日」からとなる（民法第140条に基づく初日不算入の期間の起算方法を適用）。

第5 調定変更手続

債権調査確認決定決議を行った後に、過失割合の認定誤りその他の事情によって債権金額を変更する必要が生じた場合には、ADAMSに登録されている当該債権に対する変更情報の登録を行い、その際に出力される変更決議書により変更決議を行うこと。

また、調定変更後の決議書には、調定変更前の決議書及び付属書類を必ず添付すること。この取扱いは、歳入徴収官事務規程第7条第1項において、「歳入徴収官は、調査決定をした後において、当該調査決定した金額につき、法令の規定又は調査決定漏れその他の誤びゆう等特別の事由により変更しなければならないときは、直ちにその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならない。」と規定されているためであり、調定変更後の決議書と調定変更前の決議書を一連の書類として取り扱うことにより増加額又は減少額を明確にすること及び変更の部分等を明らかにすることが目的なので、添付漏れがないよう留意すること。

（参考）歳入徴収官事務規程 第7条 [調査決定の変更等]

第6 求償権行使の差し控えの決定等

1 求償権行使の差し控えの決定方法

署長から債権発生通知を受けた局長は、三者システムの検索機能により求償差し控え事案のみを抽出した通知書リストを用いて債権の確認決定決議を行うとともに、同時に求償権行使の差し控えも併せて決定すること。当該決裁に当たっては、印刷した通知書リストに決裁欄を設けるなどして対応すること。

(1) 局が行う調査

求償権行使の差し控えの決定の際に局が行う調査は、原則として三者システムにイメージ登録された第三者行為災害届等により求償権行使の差し控え事案に該当するかどうかを確認することで足りること。

(2) 求償権行使の差し控え事案に該当しない場合

(1)の調査の結果、求償権の行使を差し控えるべきであるという署長の判断に疑問が生じた場合には、局長は、速やかに署長に対し追加の資料の送付を求め、求償権の行使を差し控える事案に該当しないと判断した場合には、三者システムに入力された処理区分を「求償差し控え」から「要求償」に修正し、備考欄に「局において求償差し控えではなく要求償事案と決定」等、決定内容を変更した旨がわかる情報を記入した上で、債権確認決定決議を行うこと。

(3) 災害発生から3年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合

第1章第7の4(3)において、災害発生から3年経過間際のため至急処理すべき事案として署から連絡を受けたものについては、次の①又は②により、確実に3年経過までに局において当該事案に係る事務処理を完了(求償差し控えに該当しないと判断した場合は債権確認決定決議及び納入告知を行うことを意味する。以下同じ。)できるよう、迅速に処理すること。

- ① 債権発生通知の配信を待っても、災害発生から3年経過までに局において当該事案に係る事務処理を完了できる見通しの事案については、債権発生通知の配信後、前記(1)、(2)による事務処理を行うこと。
- ② 債権発生通知の配信を待つと災害発生から3年経過までに局において当該事案に係る事務処理を完了できない恐れのある事案については、署が三者システムに入力した処理経過簿及びイメージ登録した決裁資料(調査復命書及び保険給付額に係る資料)を印刷し、これを債権発生通知とみなして、前記(1)、(2)による事務処理を行うこと。

2 決裁済み文書の編てつ、保存及び債権管理

求償差し控えの決定について決裁を行った通知書リストについては、決裁時の添付書類とともに取りまとめ、年度別に編てつし保存すること。

また、求償差し控えの決定を行った事案については、決裁を行った通知書リストを債権管理簿として取り扱うものとする。

第7 第二当事者不明事案

二当事者不明事案に係る求償事務は次により行うこと。

1 請求時から不明の場合

(1) 第二当事者に係る調査及び三者システム上の処理

請求時からの二当事者不明事案にあっても、システム上での債権発生通知は必要となることから、署は第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄に、全角で「不明 局署コード」(例:不明 0 1 0 1)と入力し、処理区分を「求償差し控え」とした上で署の入力情報を確定させ、債権発生通知を行い、その後は、災害発生から3年間は、署で定期的に第二当事者に係る調査を行う都度、三者システム上の処理経過簿情報を更新することとなっている。

局においては、署が更新した三者システムの処理経過簿を参照する等の方法で署の調査状況を定期的に把握することにより、第二当事者に係る調査として差し支えない。

また、署での調査の結果、災害発生後3年以内に第二当事者が判明した場合は、署は処理経過簿に「所在判明」等と記入の上、必要な調査資料等を局に送付し、所在が判明した旨の連絡を行うこととなっている。

したがって、局においては、連絡を受け次第、三者システムの処理区分欄を「要求償」に修正し、第二当事者の氏名漢字欄や住所欄等を更新するとともに、必要に応じて署から送付された調査資料をイメージ登録し、当該事案の債権発生通知が配信された後、速やかに債権調査確認決定決議を行うこと。ただし、債権発生通知の配信を待つと災害発生から3年経過までに局において当該事案に係る事務処理を完了できない恐れのある事案については、署が三者シス

ムに入力した処理経過簿及びイメージ登録した決裁資料（調査復命書及び保険給付額に係る資料）を印刷し、これを債権発生通知とみなして、前記第2の1(4)②に準じて事務処理を行うこと。

(2) 債権管理

災害発生日から3年経過した時点で処理経過簿等を確認し、第二当事者が判明していない場合には、前記第6の求債権行使の差し控え事案と同様の事務処理により債権管理を行って差し支えない。

2 初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合

初回の労災保険給付を行った段階においては第二当事者の所在は判明していたが、その後転居等により第二当事者の所在が不明となった場合については、署において、三者システムの備考欄に「初回の保険給付後、第二当事者が所在不明となった」等の情報を記載の上、通常の債権発生通知として局署に配信される。

局においては、署が三者システムに登録した第二当事者等の情報に基づき債権調査確認決定決議を行うこと。

なお、備考欄のみに所在不明に関する情報を入力した場合、通知書等には、備考欄の情報が表示されず、その事案が一般の要求債事案なのか、所在不明事案なのかが一見して分からぬいため、必要に応じて、備考欄への入力に代えて、請求時から不明の場合に準じて、署において第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄に、氏名の前に全角で「不明 局署コード」（例：不明 0101）と追記して管理しても差し支えない。

(1) 第二当事者に係る調査

第二当事者等の所在が不明になっている場合については、納入告知書は到達せず、請求が完了しないものである。この場合は、局又は署において災害発生から3年間は、定期的に第二当事者に係る調査を行うこと。

(2) 債権管理

第二当事者が判明するまで又は災害発生から3年を経過するまでは、少なくとも年に1回は定期的に第二当事者等の所在に係る調査を行うこと。なお、災害発生から3年を経過しても第二当事者等の所在が明らかにならなかった場合については、時効完成となるので不納欠損として処理すること。なお、不納欠損処理については、第12の4(4)に示す事項に留意の上、具体的な事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づいて行うこと。

3 所在不明者に係る調査の外部委託について

所在不明者の調査については、1、2の記載どおり、1は署において、2は局又は署で実施することとなっているが、これらに代わり、局から委託事業の納入督励業務の一部として委託することにより、それぞれの調査に代えることとしても差し支えない。また、委託を行った場合、受託者からの調査状況報告を定期的に取りまとめ、組織的な管理を行っていれば、それ以外に、署及び局において、特段の調査等を行う必要はない。

第8 海外で発生した第三者行為災害

基本的な考え方や事務処理は、第2章の第10のとおりであるが、局における求償事務及び債権管理は次により行うこと。

1 原則的取扱い

労災保険法第12条の4の効力は国内に限られること等から、原則として求償権の行使差し控え事案として取り扱って差し支えないとしている。したがって、債権管理は求償権行使の差し控え事案と同様に行うこと。

2 求償を行う場合

次の2つの前提条件を満たすことが明らかである場合については、国内において第二当事者等に求償する場合と同様に事務処理を行って差し支えない。

- ① 災害発生地国の法令に基づき、第二当事者等に第一当事者等に対する損害賠償義務が発生していること
- ② 灾害発生地国に、労災保険法第12条の4第1項と同趣旨の損害賠償者の代位について定めた規定が存在すること

第9 派遣先求償

派遣労働者が被った労働災害のうち直接の加害行為が存在しない事案であって、第三者行為災害として取り扱うこととしている事案については第2章の第11のとおりであるが、局における求償事務は次により行うこと。

1 派遣先事業主に求償すべき事案に係る疑義

派遣労働者の被った労働災害であって直接の加害行為が存在しない災害が、第三者行為災害に該当するかどうかの判断に疑義がある場合、又は法令違反は認められないが派遣先事業主の故意又は過失が災害の原因となっていることが明らかな場合については、本省に協議すること。

2 求償事務

署において派遣先求償事案に該当すると判断された事案については、通常の第三者行為災害事案と同様に三者システムによる債権発生通知が行われるので、局においては当該通知書等の配信を受けた後、速やかに債権調査確認決定決議を行うこと。

(1) 過失割合の決定

派遣先事業主に対して求償を行う際の過失相殺については、判例タイムズのような参考となるべき基準等がなく、過失割合の一般的な基準を定めることは現時点では困難であることから、当事者の主張が一致しない場合は、労災法務専門員の意見を必ず徴すること。

なお、過失割合の上限は、過失相殺率の認定基準における車両と歩行者との間の過失相殺の場合に準じ、第一当事者の過失は、原則として7割を超えないものとすること。

また、派遣先事業主を第二当事者とする第三者行為災害に該当するのは、原則として派遣先事業主に災害の直接原因となる安全衛生法令違反が認められる場合であることから、派遣労働者に安全衛生法令違反が認められない場合など、派遣労働者の過失を相殺する必要がない場合があることに留意すること。

(2) 納入告知等

通常の第三者行為災害に係る事務処理と同様に行うこと。

なお、事務処理に当たり疑義が生じた場合には、本省に相談すること。

(3) 求償権行使の差し控え

求償権行使の差し控えの判断及び債権管理については、通常の第三者行為災害に係る事務処理と同様に行うこと。

第 10 船員に係る第三者行為災害

局における船員に係る第三者行為災害に関する事務処理については、原則として、本手引き及び「債権管理事務取扱手引」に定める通常の第三者行為災害事務と同様に行うこととするが、これにより難い事案については、本省に相談すること

第 11 その他求償権行使する際の留意事項

第三者行為災害において政府が取得する求償権は、第一当事者等が元来有していた権利と同一の性質を有するものであり、求償権行使する際に、いかなる権利に基づき第二当事者等又は保険会社等に対して求償するのかについて正しく理解しておくことが求償事務を円滑に進める上で必要不可欠である。すなわち、例えば第二当事者等に挙証責任が転換されている場合や第二当事者が無過失責任を負うような事案については、局において第二当事者に過失があるということを第一次的に立証しなくても求償を行うことができ、また、たとえ第二当事者等から事実認定をめぐって反論が行われたとしても、挙証責任は相手方にあるということを主張するだけで足りることになる。

なお、求償権行使する際に留意すべき事項についての要点は、次のとおりであるので、十分に留意して適正な事務処理を行うこと。

1 控除前相殺説と控除後相殺説

保険会社等から、求償額算出に当たって労災保険給付額に当事者の過失割合を乗じたもので算出すべきである等の主張がなされることがある。第三者行為災害の損害賠償額算定に当たっての過失相殺と、労災保険給付の控除との先後関係については、学説上「控除前相殺説」と「控除後相殺説」が存在しているが、最高裁判決（最高裁第3小法延判決 平成元年4月11日昭和63年第462号損害賠償請求事件）により、控除前相殺説を探ることが明らかにされており、求償額の算出は控除前相殺説に基づき行っているものである。

なお、前述の算出方法は「控除後相殺説」の立場に立つものであり、最高裁判決と異なる立場による算出方法を採用することはできない。

(参考)

控除前相殺説 … 賠償請求可能額 = 損害額 × (1 - 過失割合) - 労災保険給付

控除後相殺説 … 賠償請求可能額 = (損害額 - 労災保険給付) × (1 - 過失割合)

2 保険会社等と損害の範囲について意見の相違がある場合

保険会社等に求償を行った結果、第一当事者の治療の必要性、休業期間及び障害等級について署の判断と相違した見解を主張された場合には、労災診療費の審査担当と確実に連携して、労災保険の給付内容の適否等について改めて十分な確認を行い、給付内容が適切であれば、労災保険としての考え方を十分に説明するとともに、保険会社等の主張の根拠や所持している資料等についての説明を求め、見解の相違の原因を確認するなど、意見調整を行い、その結果に応じて、次のとおり対応すること。

- ① 意見調整を行った結果、保険給付額の算定誤りが原因であった場合には、調定変更の手続きを経た上で求償額を減額変更することとなるが、当該減額分については、過誤払いとして、医療機関等から回収を行う必要があるので、「労災保険給付事務取扱手引Vの2の第3の2」及び「債権管理事務取扱手引」に基づき、確実に過誤払分の返納を求める事務処理が行われるよう、過誤払に係る債権管理担当者等との間で十分な連携を行うこと。
- ② 意見調整を行った結果、保険給付額の算定誤りはないものの、双方の主張が相容れず、こちらの算定した損害額では保険会社等からの応償が見込めない場合には、調定変更の手続きを経た上で求償額を減額変更することはやむを得ないが、この場合、保険会社等に対して減額した分の求償額については、第二当事者等、他の不真性連帯債務関係にある者に対して求償を行うこと。
- ③ 意見調整を行った結果、局の主張が正当であり、保険会社等の主張が明らかに妥当性を欠いていると判断される場合には、労災法務専門員に意見を求め、その見解を踏まえた主張を行ったり、委託事業の債権回収事業に委託する等により、求償手続を進めること。それでもなお解決に至らない事案については、訴訟の提起を念頭に入れて求償手続きを進めること。

3 複数の損害賠償請求権が競合する場合

第一当事者等が同一の事案について複数の損害賠償請求権を競合して取得した場合には、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権（求償権）も競合した請求権となることから、請求権発生の原因となったそれぞれの法律的根拠に基づいて政府の利益に最も適合する適切な請求権を選択して行使する必要があること。

その場合、政府が選択すべき請求権とは、主に次の事項によって判断されるものであること。

- ① 消滅時効の期間が長いもの
- ② 相手方に無過失責任が課せられているもの
- ③ 相手方に立証責任が転換されているもの

なお、使用者責任、債務不履行責任（例えば旅客運送事業者や旅館営業者の責任）等については、立証責任が転換されているものとほぼ同程度に有利であると考えられること。

4 一般法と特別法の関係

第三者行為災害の大部分を占める交通事故の場合、民法上の不法行為責任と自賠法上の運行供用者責任とが競合することとなるが、自賠法は民法に対して特別法の関係に立つことから、この場合には自賠法が優先して適用されることとなる。自賠法上の運行供用者責任に係る挙証責任は相手方に転換されているために、政府は災害の存在を主張さえすれば足り、相手方が「自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」、「被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと」及び「自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと」を立証しない限り相手方は損害賠償責任を免れることはできない。このため、運行供用者責任に基づいて損害賠償請求を行う場合には比較的容易に事務処理を進めることができる。

5 製造物責任法に基づく損害賠償

欠陥商品等によって損害を生じた場合には、製造物責任法に基づき物の製造、加工又は輸入にかかわった者の責任が明確となっているので留意すること。

6 第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の求償の取扱い

(1) 第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の考え方

労災保険を給付する原因となった災害が事業主責任災害と第三者行為災害の両者の性格を持つことがある。事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する事案において事業主と第三者は、第一当事者に対して民事損害賠償に関し不真正連帯債務を負うことになる。

次の場合は、第三者行為災害に係る支給調整については求償差し控え該当事案となることから、第三者行為災害と事業主責任災害が競合する事案としては取り扱わず、原則としてすべて事業主責任災害のみが成立する事案であるとみなして取り扱うこと。

ア 同僚労働者の加害行為による業務災害又は通勤災害

ただし、当該労働者等を雇用する事業主が、民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合（通勤災害は該当しない）、又は自賠法第3条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

イ 同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による業務災害又は通勤災害

ただし、当該事業主が民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合（通勤災害は該当しない）、又は自賠法第3条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

ウ 加害行為を行った者の中に上記ア及びイに該当する者を含むいわゆる共同不法行為の場合における業務災害又は通勤災害

エ 下請負人の労働者が加害行為を行った場合における業務災害

ただし、請負事業の一括が認められている建設業に関する事業であって元請負人が民法第715条の規定によって使用者責任を負う場合又は自賠法第3条の規定によって運行供用者責任を負う場合に限る。

(2) 競合事案の事務処理

事業主責任災害として労災保険給付との支給調整を必要とするのは、事業主分として労災保険相当分の損害賠償が行われた場合に限られるので、いわゆる労災保険給付の上積み分に相当する民事損害賠償を受けても、支給調整を行う必要はない。

したがって、事業主が損害賠償を行ったという事実を把握するまでの間は、第三者行為災害事案として処理し、事業主が損害賠償を行ったことを把握した後、昭和 56 年 6 月 12 日付け基発第 60 号「民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準」及び「事業主賠償との支給調整事務取扱手引」に基づき支給調整を行うこと。

(参考) 労災保険法 第 64 条 [損害賠償との調整に関する暫定措置]

第 12 債権管理

第三者行為災害に係る損害賠償債権については、次のとおり管理することとするが、具体的な事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づき行うこと。

1 債権管理簿への登記

求償権行使の差し控え該当事案以外の債権であって債権調査確認決定を行った債権については、ADAMS 端末が債権管理簿であり、債権調査確認及び歳入調査決定決議兼債権管理簿の作成により既に登記されているため改めて債権管理簿を作成する必要はないこと。

なお、ADAMS 端末だけでは管理できない部分について、別途補助的な債権管理簿を独自に作成し、管理することは差し支えない。

また、求償権の行使を差し控えた事案については ADAMS への登記は不要であるが、前記第 6 の 2 のとおり債権管理を行うこと。

2 組織的な債権管理

(1) 債権回収計画の策定

局が管理する収納未済債権については、毎年度、債権ごとに、その回収方法、納入督励の手法、講すべき時効中断措置、これらを実施する予定時期等を明確にした債権回収計画を策定すること。

その際、当該債権回収計画には、債権の収納状況や、時効中断措置又は納入督励の実施状況を記載できるリストを添付すること。

なお、債権回収計画及びリストは、必要な情報が記載されていれば、一つの様式で兼ねることとしても差し支えない。

また、委託事業を活用する場合には、債権回収計画で記載すべき回収方法、納入督励の手法、講すべき時効中断措置等については、基本的に委託事業への債権登録予定時期や活用状況を記載するのみで差し支えない。

(2) 収納未済債権リストの定期的な決裁等

上記(1)のリストについては、四半期に 1 回、定期的に決裁するとともに、処理の遅れや時

効中断措置の漏れがないようにすること。

この場合、消滅時効の完成が間近に迫っている事案がある場合には、当該事案について優先的に事務処理を行うよう指示すること。また、多数の事案が計画どおりに進んでいない場合には、調整の上、当該事務に必要な人員を投入する等、的確な対応を行うこと。

3 督促手続

納入告知を行っても納入期限までに債権の全部又は一部が応償されない場合には、債権管理法第13条第2項及び債管則第20条に基づき、債務者に対して督促状の送付等の督促手続を講じること。

また、督促手続を行っている間に消滅時効が成立しないよう十分に注意するとともに、納入告知自体にも会計法第32条の規定により時効の中止の効果があるが、債務の承認によりなされた時効の中止については、証拠となる書類等の確保・作成を確実に行なうなど適切な処理を行うこと。

なお、本項の督促手続は委託事業の納入督励業務において実施可能である。委託事業においては、納入告知後、納入期限までに債権の全部又は一部が応償されない場合、四半期に一度の委託事業への債権登録時期に登録を行えば、督促状の送付等、一連の業務を受託者が実施する。当該委託事業を活用した場合、本項の業務について労働局で別途行う必要はないので、積極的に活用すること。

(参考) 債権管理法	第13条	[納入の告知及び督促]
債権管理事務取扱規則	第20条	[督促の手続等]
会計法	第32条	[納入告知の時効中断効力]

4 強制履行手続等

(1) 強制履行手続

督促手続を講じた後相当の期間が経過、又は、督促手続を講じた後に委託事業の債権回収業務を活用してもなお債務者から債権の全部又は一部が応償されない場合には、下記(2)～(4)の場合を除き、債権管理法第15条第3号の規定に基づき訴訟手続を講じること。さらに債権を保全するために必要があるときには、債権管理法第18条第2項の規定に基づき仮差押又は仮処分等の保全措置を講じること。

この場合、債務者に対して債務の履行の督促をした後、強制履行手続をとるまでの猶予期間については、債務の内容、消滅時効成立までの期間の長短、債務者の資産状況及び弁済に対する誠意、強制履行措置による効果等を総合的に判断して決定すること。

なお、強制履行は不真正連帶債務を負う債務者が複数存在する場合には、原則としてすべての債務者に対して同時に手続をとること。

また、強制履行及び保全措置を講じることとした際には、次の事項を明らかにした書面を局の所在地を管轄区域とする法務局長（所掌は訟務部）又は地方法務局長（所掌は訟務課）に対して提出し、訴訟手続を依頼すること。

- ① 債務者の住所及び氏名又は名称

- ② 債権の内容（債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項、延滞金に関する事項等）
- ③ 債権の発生原因
- ④ 要求する措置の種類及びその措置を必要とする理由
- ⑤ 納入告知及び督促手続等の経緯
- ⑥ 債権の存否又は内容についての債務者との争いの有無等
- ⑦ 証拠書類の有無及び内容
- ⑧ 法務大臣の所部の職員との連絡に当たる職員の官職氏名及び所属部局名並びに連絡先
- ⑨ 国の指定代理人とすることを必要とする者がいる場合には、その者の官職氏名及び所属部局名並びに連絡先
- ⑩ その他参考となる事項

また、前記事項を記載した書面には、証拠書類及びその他必要と認められる書類のほか、債務者が法人である場合にはその法人に関する登記簿謄本、不動産に関する措置を求める場合には不動産登記簿謄本を添付すること。

（参考）債権管理法 第15条 [強制履行の請求等]
第18条 [その他の保全措置]

（2）徴収停止

納入告知書で定める履行期限から相当の期間を経過してもなお応償されていない場合であっても、次に定める事由（具体的には「債権管理事務取扱手引」を参照）に該当する場合には、債権管理法第21条第1項に基づき徴収停止とし、以後当該債権についての保全又は督促手続等は行わず債権管理事務を終了させること。

その際、ADAMSへの登録を行い出力される「徴収停止決議書」により決議を行うこと。

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合
- ② 差し押さえることのできる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められ（債管令第20条第2号及び第3号に該当する場合を除く）、かつ、債務者の所在が3年以上継続して不明であり※1、次に掲げる調査をしてもその所在が不明である場合※2

ただし、第三者行為災害事務において、求償を行う損害賠償責任の根拠から、時効が3年となる場合には、本事由に基づき徴収停止を行うのではなく、債権のみなし消滅事由に該当するものとして、不納欠損の処理を行うこととなるため注意すること。

- a 近隣者、同業者、知人等に対する聞き込み調査
- b 本籍地市町村への照会及び親族関係に対する調査
- c 所在地不明前の住所、又は居所及び転居先と思われる市町村への照会

※1 「3年以上継続して不明であり」とは、少なくとも、当初所在が不明であったことが実地調査又は市町村役場の調査等により客観的に認められ、かつ、その後数次に亘り文書を郵送するも返送され、また、実地調査を行うも所在が不明であったことが返戻郵便物又は事跡書等により証され、この状態が3年間継続していた場合をいう。

※2 「次に掲げる調査をしてもその所在が不明である場合」とは、徴収停止をしよう

とする現在において、再度、これらの調査をしても、なおその所在が不明であることをいうこと。

③ 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

(参考) 債権管理法 第21条 [徴収停止]

債権管理法施行令 第20条 [徴収停止ができる場合]

(3) 履行期限の延期

債務者が全部の債務の弁済を履行期限までに履行することが困難であり、かつ債務者の有する資産の状況等を考慮した場合、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるような事案においては、債権管理法第24条の規定に基づき履行期限を延長すること。

その際、ADAMSへの登録を行い出力される「履行延期特約等決議書 債権調査確認変更・歳入調査決定変更及び徴収決定外誤納決議書兼債権管理簿（その他）」により決議を行うこと。

なお、履行期限の延長は、同法施行令第25条に基づき、履行期限の延長を必要とする理由及び延長に係る履行期限等を記載した債権者からの書面による申請に基づいて行うものとし、具体的な事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づいて行うこと。

(参考) 債権管理法 第24条 [履行延期の特約等をすることができる場合]

債権管理法施行令 第25条 [履行延期の特約等の手続]

(4) 債権のみなし消滅と不納欠損処分

ア 債権のみなし消滅

歳入徴収官は、その管理する債権について、次のような特別な事由があり、請求権の行使が著しく困難である場合等、実質的に経済価値が完全に消滅していると認められる債権について、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして、「債権の消滅」と同様の処理をすることが認められている。

【債権のみなし消滅の整理をすることのできる事由の一例】

- ・ 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあること。
- ・ 破産法、会社更生法その他の法令の規程により債務者が債権につきその責任を免れたこと。

※ 他の事由については債権管理事務取扱手引を参照。

イ 不納欠損処分

歳入徴収官が調査決定した金額でまだ収納済みとならない歳入金のうち、債権のみなし消滅事由に該当する等、次のような事由に該当することにより収納することができなくなった場合に、収納できない金額を欠損処分として整理することとなり、これを不納欠損という。不納欠損処分は国の徴収権を放棄することとなる最終的な措置であるから、このようなことのないよう、それ以前において十分な措置を講ずるように努めなければならない。

【不納欠損を行う必要がある事由の一例】

- ・ 法令の規定により免除された場合
- ・ 消滅時効が完成し、かつ債務者が援用した場合
- ・ 債権のみなし消滅の整理をすることのできる事由に該当する場合

※ 他の事由については債権管理事務取扱手引を参照。

ウ 第三者行為災害求償債権における留意点

第三者行為災害求償債権においては、初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となつた場合で、調査を尽くしても第二当事者の所在が最後まで不明のまま、といった事情等により、結果的に不納欠損処分をせざるを得ない状況が生じ得るが、この場合、以下の点に留意すること。

① 第三者行為災害において求償を行う場合、当該債権は「私法上の債権」に分類される。

「私法上の債権」については、時効について援用が必要とされており、援用するまでは債権として残り、援用した場合に不納欠損として処分することとなる。

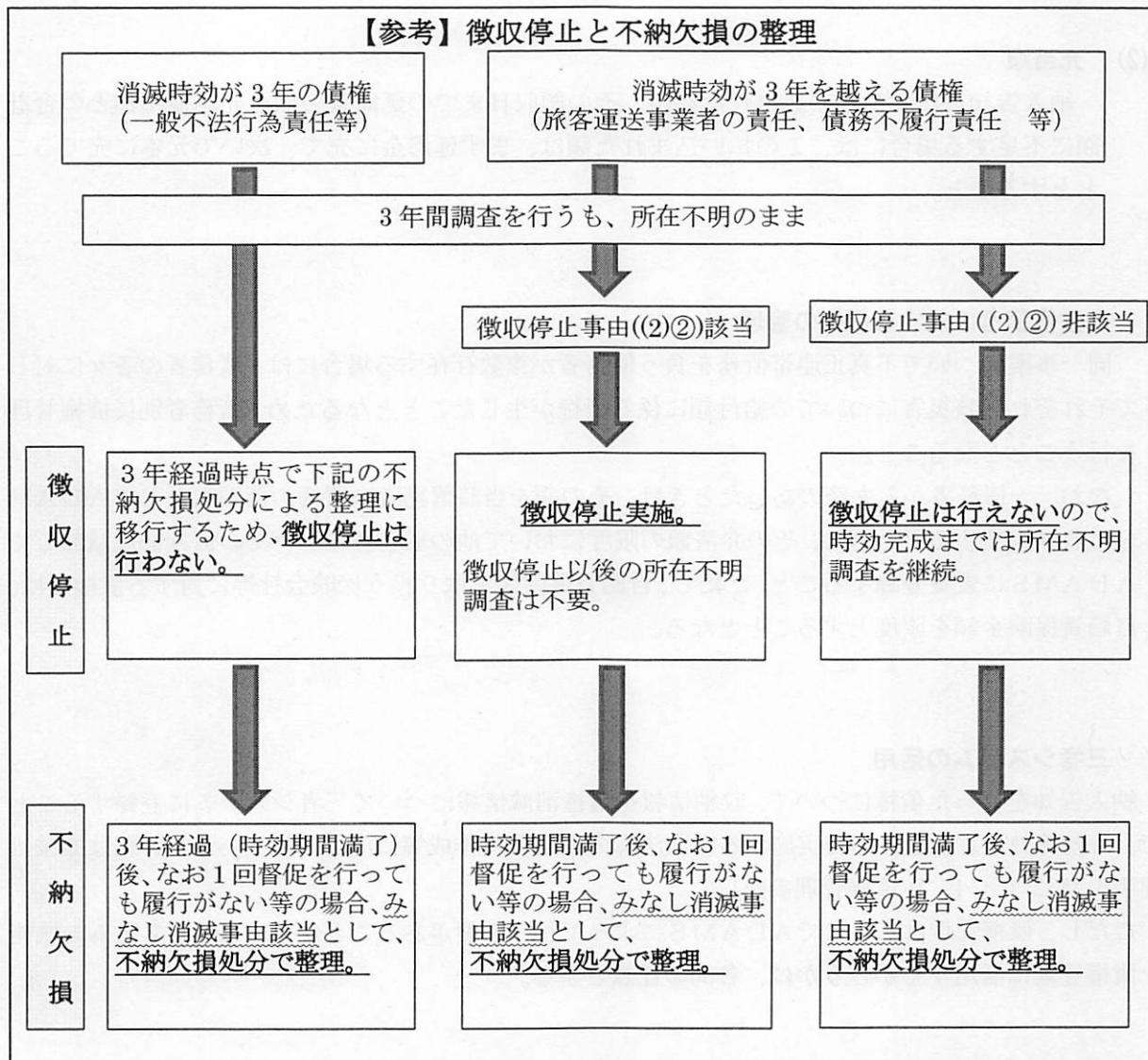
ただし、二当不明事案については、所在不明により時効援用の確認自体が困難であるため、徴収停止の場合の取扱いに準拠し、消滅時効の期間経過後に、再度所在不明者に調査を行い、それでもなお所在が判明しなかつた場合に、「債務者が時効の援用をする見込みがある」ものとして、みなし消滅事由該当と判断し、不納欠損処分として整理すること。

② 第4の「3 時効」に示すとおり、求償を行う際の損害賠償責任の根拠により、消滅時効の期間が異なる。一般不法行為責任等や、自賠責保険等又は自動車保険等における被害者請求権など、消滅時効が3年とされているものを根拠として求償することがほとんどであると思われるが、時効が5年（旅客運送事業者の責任）や10年（債務不履行責任）とされているものを根拠として求償した場合については、当然、二当不明事案については、3年経過後も、時効までの間は、少なくとも年に1回は、所在不明者の調査を継続する必要があること。

ただし、消滅時効が3年を越える債権について、所在不明のまま3年経過した場合は、

(2) 徴収停止の②の事由に該当する事案については、徴収停止にて処理を行うこと。

※ ①、②を整理すると次頁の表のとおりである。



※ 債権の徴収停止、みなし消滅及び不納欠損処分に係る具体的な事務処理は「債権管理事務取扱手引」に基づき行うこと。

(参考) 債権管理事務取扱規則 第30条 [債権を消滅したものとみなして整理する場合]

歳入徴収官事務規程 第27条 [不納欠損の整理及び登記]

5 延滞金

(1) 延滞金の徴収

延滞金（履行の遅滯に係る損害賠償金をいう。）は債権管理簿に一件として掲記した債権額（同日に支払った補償費に係る債権額）ごとに履行期限の日より履行の日又は履行延期の特約の日（特約の日より延期利息を付することを条件とする特約をした場合にはその前日）までの期間について法定利率（年5分）により算定し徴収すること。ただし、一件の債権額が千円未満である場合及び一件の債権についての延滞金の額が100円未満である場合は徴収しないこと。

(2) 充当順

納入告知書により払い込まれた額が、その領収日までの延滞金の額と元本債権額との合計額に不足する場合には、この払い込まれた額は、まず延滞金に充て、次いで元本に充てることとすること。

6 多数債務者に対する債権の管理

同一事案について不真正連帶債務を負う債務者が複数存在する場合には、債務者の各々に対してそれぞれ当該災害についての給付額に係る債権が生じたこととなるため、債務者別に債権管理を行うこととなること。

なお、一債務者から弁済のあったときは、その額を当該債務者の債権の消滅額としてADAMSに収納登記するとともに、その弁済額の限度において他の債務者についての債権額は減額してADAMSに変更登録すること。ただし、自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対する債権額は、自賠責保険金額を限度とすることとなる。

7 三者システムの活用

納入告知を行った債権について、収納情報や債権消滅情報について三者システムに登録することで、時効等の注意喚起や局で実施する年次決算の補助資料作成等に活用可能である（詳細は機械処理手引XII-2-(5)-1、IV債権管理参照）。

ただし、債権管理はあくまでADAMSによって行う必要があることから、三者システムの機能を債権管理に活用するかどうかは、各局の任意とする。

8 委託事業を活用した債権管理

債権管理事務は会計法令の定めに基づいた事務処理が求められ、また、最終的な事務処理をADAMSによって行う必要があるが、これらの制約を受けない部分については、委託事業を活用することで事務処理の簡素化、効率化を図ることが可能であるので、積極的な活用を検討すること。

以下に、ここまで触れてきた局及び署における第三者行為災害事務を踏まえつつ、委託事業を活用した債権管理の推奨されるモデルを示す。なお、委託事業に係る詳細は、毎年度の事業開始前に別途通知を行うので、これを参照すること。

(1) 基本的な考え方

局においては、第12で示す債権管理事務に関し、納入告知を行った後の応償状況を踏まえて委託事業に登録した債権については、労働局において行うべき業務（第12の「1債権管理簿への登記」（納付状況を踏まえた情報の更新等）、「2組織的な債権管理」、「4強制履行手続等」）のみを行い、委託した部分の業務（「3督促手続」の実施や、「4強制履行手続等」を局が行うに至るまでの間の債務者の所在確認及び債権回収のための折衝等）については四半期に一度行われる定期報告を踏まえて、進捗を組織的に管理することで、適切な債権管理を行っているものとして取り扱う。

(2) 委託事業の具体的な活用方法

① 新規発生債権

局においては、納入告知を行った後、履行期限までに債務者から債権の一部又は全部が応償されない場合には、当該債権について、各四半期の委託事業への債権登録時期に、各局に割り当てた上限件数の範囲内で、原則として全件を納入督励業務に登録する。債権登録は、所定様式の電子データを局から受託者に送付することにより行う。受託者は、登録された新規債権について、仕様書に基づき、督促状の送付、電話、所在確認等の納入督励業務を行う。なお、二当不明事案についても委託対象とし、二当不明事案の所在不明調査を受託者において行う。

② 委託済み債権

前年度委託済み等の債権については、次のように取り扱う。

i 前年度の委託事業により、債務者から債権の一部又は全部が応償された債権については、原則として、次年度の委託対象から除外する。ただし、分割納付を認めた事案について、全額が応償される前に債務者からの納付が途絶えた事案等については、各四半期の委託事業への新規発生債権登録時期に併せて、局が再度納入督励業務に登録することも可とする。

ii 前年度の委託事業実施後も、債務者から全く応償されなかった事案については、原則として次年度以降も継続して委託対象とする。

その際、時効までの期間が1年未満であり、債務者の合計債権額が委託事業の仕様書で示す一定金額以上の債権については、債権回収業務の対象とし、それ以外の債権は納入督励業務の対象とすることを原則とする。

債権回収業務においては、受託者の弁護士が債務者に対して内容証明を送付後、直接折衝を行い、債権回収を図る。なお、債権回収業務を行うには、当該第三者行為災害に係る具体的な情報が必要となるため、委託した債権については、仕様書で定める所定の資料を労働局から受託者に対して、所定期間に内に提供すること。

iii 委託済み債権を継続対象とするか、除外対象とするかについては、年度当初に本省が各局に対して委託済み債権の納付状況等に係る調査（4月上旬に依頼し、5月中を報告期限とする。）を行うので、この際に所定様式に前年度委託債権の納付状況や次年度委託要否等を記入し、本省に報告を行うとともに、当該報告様式が受託者に対する継続対象債権の登録様式となるので、委託事業開始後、原則として20日以内に、受託者に対して登録すること。なお、債権回収業務に必要となる、事案の具体的な情報等に関する資料については、作成に一定の時間を要することから、整った事案から随時登録を行って差し支えない。

また、納入督励、債権回収のそれぞれの業務で実施可能な各局上限件数については、予算の範囲内で一定の制約があるため、必要に応じて本省にて調整を行うことがある。

③ 消滅時効期間を迎えた債権

第12の4(2)及び(4)で示すとおり、結果として徴収停止又は不納欠損処理の整理をせざるを得なくなった事案については、徴収停止時点におけるあらためての所在確認調査や、不納欠損処理の整理に当たっての時効援用に関する確認（督促状の送付）が必要となるた

め、当該事務についても委託事業において実施する。当該事務の対象債権については、各四半期の委託事業への新規発生債権登録時期に併せて、局が再度納入督励業務に登録する。

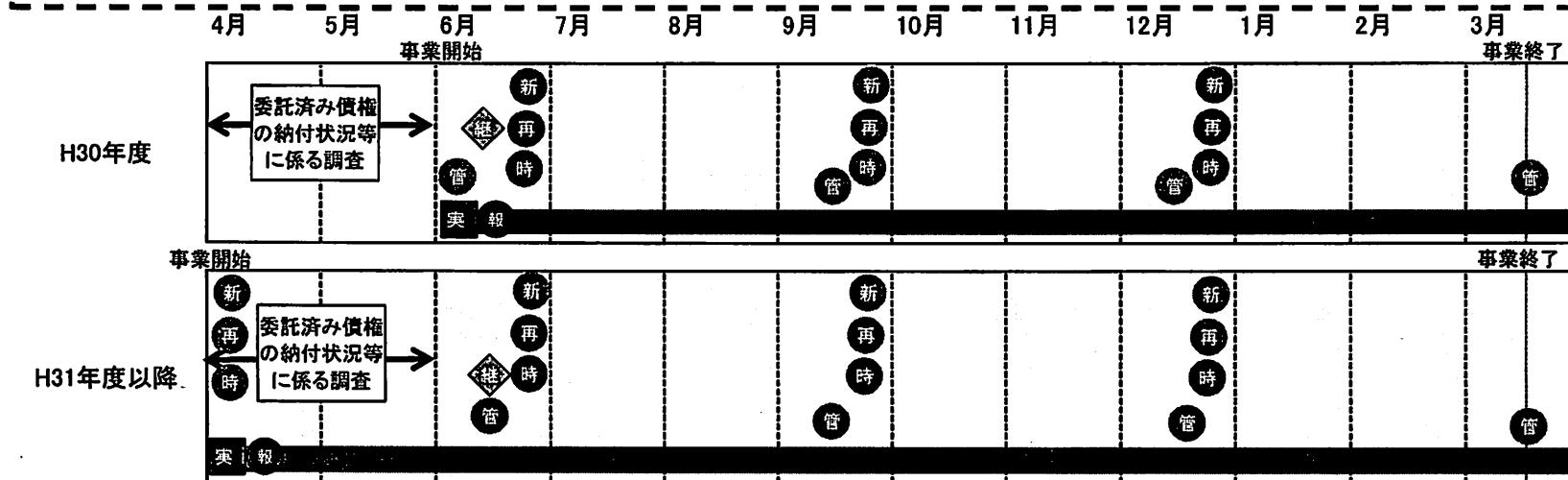
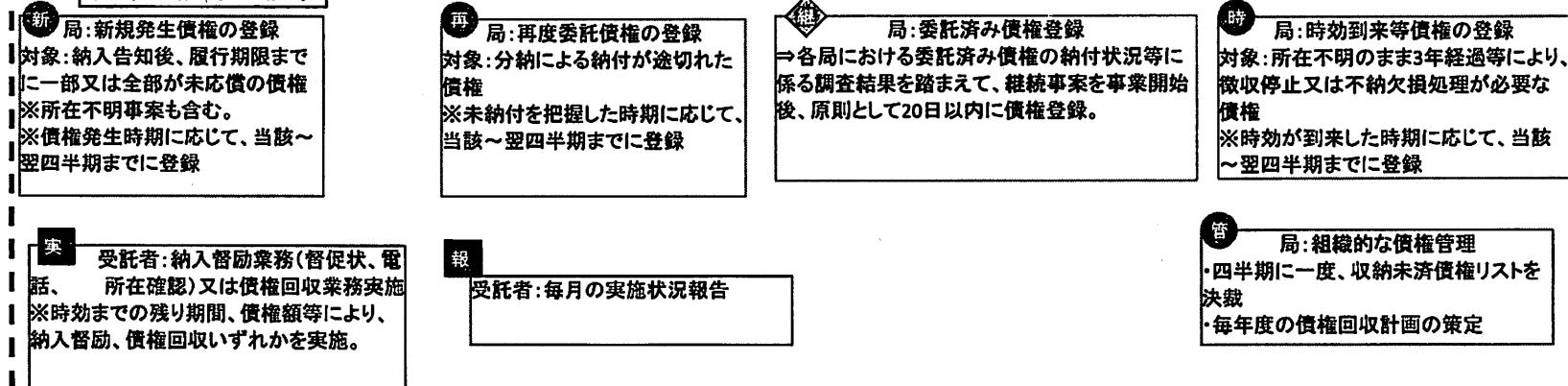
④ 委託後の労働局の事務処理

受託者は、毎月1回、所定様式にて業務実施状況を労働局に対して報告するので、労働局は、当該報告を整理し、また債務者から納付があった場合には、第12の「1 債権管理簿への登記」に関してADAMSに納付状況の登録等を行った上、第12の「2 組織的な債権管理」のとおり、収納未済債権リストを四半期に一度決裁し、組織的な管理を行うこと。また、債権回収計画については、委託事業を活用している債権については、回収方法等の記載について委託予定や委託状況を記載すれば足りること。

※ 次頁に、委託事業を活用した債権管理の流れを示す。

第三者行為災害事務における委託事業を活用した債権管理の流れ

図中の記号の意味



※1 平成30年度以前に発生済みの債権で、前年度の委託していない債権についても、原則としてこれに準じて処理を行うこととする。

※2 「局における組織的な債権管理」の実施時期は便宜上示しているが、四半期に一度行われていれば、実施時期は各局の任意。

※3 図に示す他、労働局においては、納入状況のADAMSへの登記、徴収停止又は不納欠損等、会計法令上労働局で行うべき業務について、隨時実施が必要。

【参考】委託事業を活用した債権管理の流れ

第4章 特殊な場合の調整

「国に損害賠償責任が認められる場合」、「地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合」、「防衛省職員の不法行為による災害の場合」、「日本国内に駐留する合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合」、「外国船上において日本人労働者が被災した場合」、「航空機による災害の場合」、及び「原子力損害の場合」にあっては、次により支給調整事務を処理すること。

第1 国に損害賠償責任が認められる場合

第一当事者等が国に対して損害賠償請求権を有する場合においても、労災保険法第12条の4第1項に基づき、政府は労災保険給付を行った額の限度で、第一当事者等の有する損害賠償請求権を取得する。ただし、第一当事者等が有していた損害賠償請求権を取得した結果、政府が行使できる求償権は裁判上これを争うことはできないので、加害行為を行った公務員が所属する機関又は損害賠償責任が生じる原因となった事由を所掌する機関と折衝の上適切に対応すること。

また、国に損害賠償責任が認められる災害については、第一当事者等に対して、でき得る限り労災保険給付の支給決定以前に国に対し損害賠償を請求するよう指導し、国より損害賠償金が支払われた場合には、労災保険法第12条の4第2項の規定により控除事案として処理すること。

第2 地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合

地方公共団体が「自治事務」及び「法定受託事務」を行う際に第一当事者等に対して損害を与えた場合には、労災保険法第12条の4第1項に基づく求償権の行使は当該地方公共団体に対して行うこと。

第3 防衛省職員の不法行為による災害の場合

労災保険給付と防衛省が行う損害賠償との間で支給調整を行うこととなるが、その取扱いは次のとおりとすること。

1 関係機関への通知

防衛省職員の不法行為によって労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合には、その旨を別表に定めるところに従い、防衛省の部隊又は機関の長（以下「防衛省」という。）と厚生労働省の担当部局の長（以下「厚労省」という。）は遅滞なく相互に連絡し通知すること。

(別表) 関係機関等の相互通知先

	防衛省の部隊 及び機関の長	厚労省の 担当局の長
陸上自衛隊	各駐屯地業務隊長又は駐屯地業務 を担当する部隊等の長 各地方協力本部長 自衛隊中央病院長	
海上自衛隊	各地方総監 東京業務隊司令 第1術科学校校長 海上自衛隊航空補給処長 各航空群司令 各教育航空群司令 各基地隊司令 第2・4航空隊司令	労災保険給付事務は被災労働者の 勤務する事業場を管轄する労働基 準監督署長 求償事務は上記署を管轄する都道 府県労働局長
航空自衛隊	各基地司令 各分屯基地司令	
その他の賠償実 施機関	賠償実施機関の長	

2 労災保険給付と損害賠償金の調整

- ① 受傷時における医師の意見により第一当事者の療養期間が1か月を超えると見込まれる事案については、労災保険給付を先行させることとし、それ以外の事案については防衛省の損害賠償を先行させること。ただし、第一当事者等が、困窮あるいは給付遅延見込み等を理由として労災保険給付又は防衛省に対する損害賠償を請求してきた場合には、請求を受けた者において給付を行うこと。
- ② 防衛省の損害賠償金が支払われる前に第一当事者等に対し労災保険給付を行った場合は、防衛省に対しその旨通知すること。
- ③ 労災保険給付が行われる前に防衛省が第一当事者等に対し損害賠償金を支払った場合は、その都度防衛省より通知されるものであること。

3 求償

防衛省に対する求償権の行使については、防衛省は「防衛省の損害賠償に関する訓令」により認定した損害賠償の額を限度として支払に応じることとなっているので、求償額と防衛省認定額とを調整する必要が生じた場合には、協議した上で事務処理を行うこと。

第4 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合

1 損害賠償請求権

日本国内にあるアメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が不法行為によって他人に損害を加えたときは、次の区分によって賠償金が支払われることになっている。

- ① 構成員又は被用者がその職務を行うについて、不法行為によって他人に損害を加えたときは、日本国が損害賠償の責に任じ賠償金を支払う責任を負う（地位協定に伴う民事特別法第1条）。
- ② 構成員又は被用者が①以外の不法行為によって他人に損害を加えたときは、合衆国の当局が賠償金（この場合はこれを慰謝料という。）を支払う（地位協定第18条第6項）。

2 労災保険給付と損害賠償金の調整

慰謝料は第二当事者が賠償不能な場合に、第一当事者等に対してアメリカ合衆国が補償を行うものであり、アメリカ合衆国の補償法及び補償規定は、地位協定第18条第6項の規定の適用を受ける被害に係る保険代位請求を認めていない。

したがって、労災保険の適用を受ける労働者が、アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法行為によって被災した場合には、上記の補償金又は慰謝料が支払われることとなるが、その支払いについては請求書の審査、査定等により、相当長期間を要する実情にあり、このまま放置すれば第一当事者等の保護に欠けることともなるので、このような事案が発生した場合においては、まず労災保険により保険給付を行い、その後、次により労災保険法第12条の4の規定に基づき求償権を使用すること。

(1) アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者がその職務を行う際に行つた不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合

ア 第一当事者等より第三者行為災害届の提出があったとき、あるいはこの届出はないものの報道等によってその事実を把握したとき、又は第三者行為災害届の提出に先立ち労災保険給付請求書が提出されたときは、署長は直ちに受給権者に対し損害賠償請求書（総理府令第42号別記様式第1号）を災害発生地を管轄する地方防衛局長あて提出するよう指導すること。

なお、その際、損害賠償請求書には「本災害については労災保険法により労災保険給付が行われる」旨を付記するよう指導すること。

イ 署長は上記アの指導を行うとともに、災害発生地を管轄する地方防衛局長に対して「本災害については労災保険法により保険給付を行う旨並びに後日労災保険給付の価額の限度で労災保険法第12条の4に基づく求償権を使用する旨」をあらかじめ通知しておくこと。

ウ 労災保険給付後に求償する場合においては次の点に留意すること。

(ア) 求償先は、災害発生地を管轄する地方防衛局長として納入告知書を発行すること。

なお、この場合の請求書類には、地方防衛局長が受理した損害賠償請求書の受付番号を付記すること。

(イ) 請求額は第一当事者に過失がない限り、第3章に記載されている求償額の算出方法にかかるらず、現実に支払った労災保険給付の全額とするが、第一当事者に故意がある場合には、損害賠償金は支払われないこと。

また、求償については、労災保険給付を行う都度行うこととするが、長期にわたる療養及び休業については、四半期ごとにこれをまとめて求償しても差し支えないこと。

なお、求償に当たっては、請求書類に労災保険給付請求書の写を添付すること。

エ 災害の発生について、第一当事者にも過失があるときには、過失相殺によって賠償金額の査定が行われることとなるから、このような場合はその額につき、あらかじめ査定権者である所轄の地方防衛局長と協議すること。

協議が整わないときは、本省にりん伺しその指示を待つこと。

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者が職務外で行った不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合

ア 原則として第二当事者等に対して求償権を行使すること。

イ 公務外損害補償請求書（総理府令第42条別記様式第10号）を提出するよう第一当事者等に指導すること。なお第二当事者等から応償されず、アメリカ合衆国から第一当事者に対して労災保険給付分も含めて慰謝料が支払われる場合には、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 求償先は、災害発生地を管轄する地方防衛局長（所轄課は業務課）とすること。

(イ) 慰謝料の支払は地方防衛局長を経由せずアメリカ合衆国の当局より直接行われるものであること。

ウ 第一当事者等と第二当事者等（アメリカ合衆国の当局含む）との間において示談が成立した場合には、当該示談に基づき支払われた慰謝料以外は支払われないこととなるから、災害発生地を管轄する地方防衛局長又は第一当事者等と連絡をとり示談成立の有無を確認すること。仮に示談が成立していた場合においては、労災保険法第12条の4第2項により処理すること。

エ アメリカ合衆国の補償法及び補償規程は、地位協定第18条第6項の規定の適用を受ける被害に係る保険代位請求を認めていないので、同規定による慰謝料の支払は、直接関係局長に対して行われることなく、第一当事者等宛の小切手（日本銀行支払、指図式又は記名式円小切手。）により、関係局長付をもって行われることとなっているので、この慰謝料の歳入への受付等については、次により取り扱うこと。

(ア) 第一当事者等に小切手と同送される慰謝料受領書用紙に所要事項を記載された上で、それを小切手振出人へ送付すること。

(イ) 第一当事者等から小切手の裏書譲渡を受け、それを歳入歳出外現金として取り扱うこと。この場合において、第一当事者等には、歳入歳出現金領収書を交付すること。

(ウ) 小切手を換算した現金を求償権行使に係る納入告知書に添えて歳入に受け入れるものとすること。この場合において、納入告知書の納入者欄には小切手に記載された振出人の氏名を記載し、その下に第一当事者等の氏名をかっこ書きすること。

(エ) 慰謝料の総額に求償の対象とならない損害賠償額（例えば、慰謝料として支払われた第一当事者の被害財産に対する補償額）がある場合は、上記(イ)によることなく、請求者の同意を得て小切手を現金化して求償の対象となる額に相当する額を歳入へ受け入れるものとすること。

(オ) 小切手の現金化に当たって、第一当事者等との間に小切手に関する紛争の生ずるのを避けるため、あらかじめ労災保険給付をするときに、将来アメリカ合衆国関係機関より支払われる慰謝料額のうち、求償権に相当する額は政府に引き渡すことの文言を記載した旨

約書を第一当事者等から徵しておくこと。

- (カ) アメリカ合衆国関係機関（現在のところ、在日米軍の法務官）から、関係局長経由第一当事者等あて送付されることになっている慰謝料額に対する示談書の送付があったときは、第一当事者等と連絡をとり、その内容を検討確認の上、当該示談書をアメリカ合衆国関係機関へ返送すること。
- (キ) 慰謝料の請求に当たっては、補償金請求の場合と同様に支払済補償費請求書等関係書類の写を関係地方防衛局長あて提出すること。

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者で日本国が雇用するもの（すなわち駐留軍等労働者）が、その職務を行うについて不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者に加害した場合は、政府においてその責に任ざるべきものであるからこのような場合の求償権の行使については、すべて上記(1)の取扱いに準ずること。

第5 外国船上において日本人労働者が被災した場合

日本領海内の外国船上において乗組員以外の日本人労働者が災害を受け労災保険給付を行った場合には、通則法第14条によれば「事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した地の法による」とあって、わが国の民法が適用されることから、労災保険法第12条の4第1項に基づく求償権は加害行為を行った者又は船主に対して行使することとなる。

しかし、船主が外国に居住し、国内に駐在員もなく、営業は当地の代理店が行っているような場合には、当該代理店が損害賠償を取り扱っているとは限らないので、このような場合には代理店と協議を行い、当該代理店から船主に取次を行う旨の申出があったときには、当該代理店を通じて船主に求償権行使して差し支えないこと。

第6 航空機による災害の場合

航空機事故により災害を被った場合にあっては、当該航空機事故の災害発生地が国内にあるか又は国外にあるかによって求償権の行使の取扱いが異なるので、次の点に留意すること。

1 災害発生地が国内にある場合

災害発生地が国内にある場合にあっては、当該航空機が日本国籍を有するか、外国籍を有するかにかかわらず国内に所在する航空会社（外国航空会社にあっては日本支店または営業所等）に対し、原則として運送約款に定める限度額の範囲内で求償権行使すること。

2 災害発生地が国外にある場合

災害発生地が国外にある場合であって当該航空機が日本国籍を有する場合は、国内に所在する航空会社に対し、原則として運送約款に定める限度額の範囲内で求償権行使すること。

なお、当該航空機が外国籍を有する場合は、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(ワルソ一条約(昭和28年8月18日、条約第17号))の適用対象となるか、又は当該条約が

適用される場合であっても災害発生地の法律によりわが国の求償権を行使することが可能であるか否か等を調査した上で判断することとなるので、疑義が生じた場合には本省に協議すること。

第7 原子力損害が生じた場合

原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。）第2条第2項の原子力損害が生じた場合における損害賠償については、原賠法の規定するところによるものとされているが、原子力事業者の従業員が受けた原子力損害について、その損害の填補に係る原賠法による賠償と労災保険給付との調整は、次のとおり行うこと。

なお、原賠法にいう原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染された物の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害（身体的損害、物質的損害等の原子炉の運転等と相当因果関係のある損害が含まれるが、原子力事業者自身が受けた損害は除く。）をいう。

1 原賠法による賠償と労災保険法の規定による給付との調整について

原子力事業者の従業員が原子力損害を受け当該従業員又はその遺族がその損害の填補に相当する労災保険給付を受けるべきとき（以下「従業員損害」という。）は、その原子力損害の賠償については、暫定措置として、原賠法附則第4条第1項に基づき、原則として労災保険で填補されない損害のみを原賠法の対象とするということが両者間の調整の基本的な考え方である。

したがって、原賠法の側で調整がなされることから、労災保険の側で控除を行う必要はない。

2 労災保険からの第三者に対する求償について

(1) 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合

上記1のとおり原賠法による賠償と労災保険給付が競合した場合は、原則として労災保険給付を先行することになるが、当該労災保険給付の原因となった原子力災害が第三者の行為により生じた場合、原賠法では第三者（自然人の場合に限る。）の行為により原子力損害が生じた場合でも、当該第三者の法律上の責任は免除され、原子力事業者に賠償責任が集中されることとなっている（原賠法第4条）。

したがって、当該第三者行為災害について労災保険給付を行っても、労災保険法第12条の4第1項に基づき代位取得できる、第三者に対する損害賠償請求権は存在しないこととなる。

しかしながら、原子力損害が第三者の故意によって生じた場合については、原賠法に基づく賠償責任を負う原子力事業者が当該故意ある第三者（自然人の場合に限る。）に求償できる（原賠法第5条第1項）こととされていることから、労災保険についても同様に、従業員損害を発生させた第三者（自然人の場合に限る。）に故意のある場合については求償することができることとなっている（原賠法附則第4条第2項）。

なお、この場合の求償は、原賠法附則第4条第2項に基づいて行われるものであり、労災保険法第12条の4に基づいて行われる求償権の行使とは損害賠償請求権の代位取得という構成をとらない点において異なるものであるが、実際の求償事務の取扱いについては、労災保険法

第 12 条の 4 に基づく求償事務に準じて行うこととする。ただし、当該事務を取り扱う必要が生じた場合には本省に協議すること。

(2) 原子力事業者の従業員以外の者が原子力損害を受けて政府が労災保険給付を行う場合

例えば、原子力事業者の関係請負人の労働者が原子力損害を受けた場合については、従業員損害には該当しないこととなる。この場合の損害賠償責任は原賠法第 4 条に基づき原子力事業者が負うこととなるため、政府が労災保険給付を行った場合は、労災保険法第 12 条の 4 に基づき原子力事業者に対して求償することとなる。